

この事業は、財団法人全国市町村振興協会の助成を受けて、実施したものです。

固定資産税制度に関する調査研究

～資産評価のアウトソーシング（民間委託、共同化）を

活用した今後の資産評価事務のあり方について～

平成 19 年 3 月

財団法人 資産評価システム研究センター

は し が き

固定資産税は、市町村財政における基幹税目として重要な役割を果たしておりますが、課税情報の公開の促進等を背景に、固定資産税制度や資産評価に対する納税者の関心は、ますます高まってきております。

当評価センターは、昭和53年5月設立以来、固定資産税に関する調査研究、地方公共団体職員に対する研修、情報の収集・提供等の幅広い業務を行って参りました。

調査研究事業では、その時々固定資産税を巡る諸課題をテーマに学識経験者、地方公共団体の関係者等をもって構成する研究委員会を設け調査研究を行ってまいりましたが、本年度は5つの調査研究委員会において固定資産税制度、資産評価制度等に関して、専門的な調査研究を行っております。

このうち、固定資産税制度に関する調査研究委員会においては、固定資産評価事務の実施体制のあり方につきまして、主に評価の民間委託について、様々な課題や懸念等について議論を重ねました。

この度、同委員会の調査研究の成果をとりまとめ、ここに研究報告書として公表する運びとなりました。この機会に熱心にご研究、ご審議いただきました委員の方々に対し、心から感謝申し上げます。

当評価センターは、今後とも、所期の目的にそって、事業内容の充実及び地方公共団体等に役立つ調査研究に努力をいたす所存でありますので、地方公共団体をはじめ関係団体の皆様のなご指導、ご支援をお願い申し上げます。

平成19年3月

財団法人資産評価システム研究センター
理 事 長 堤 新 二 郎

平成18年度固定資産税制度に関する調査研究委員会委員名簿

委員長	前 田 高 志	名古屋市立大学大学院経済学研究科教授
委 員	角 松 生 史	神戸大学大学院法学研究科教授
	木 村 琢 磨	千葉大学大学院専門法務研究科助教授
	小 松 幸 夫	早稲田大学理工学術院教授
	柴 由 花	明海大学不動産学部専任講師
	高 野 幸 大	東洋大学法学部教授
	野 口 貴公美	法政大学社会学部助教授
	田部井 正 夫	前橋市財務部資産税課長
	大久保 哲 也	東京都主税局資産税部固定資産評価課長
	鈴 木 彰	横浜市行政運営調整局主税部固定資産税課長
	遠 藤 範 文	鳥取県総務部税務課市町村税制支援室長

(順不同、敬称略)

平成18年度固定資産税制度に関する調査研究委員会

【審 議 経 過】

○第1回〔平成18年7月24日（月）〕

- （議題）（1）固定資産税の現状について
- （2）平成18年度研究テーマ等について
- （3）その他

○第2回〔平成18年9月14日（木）〕

- （議題）（1）評価事務の分析について
- （2）評価共同化について

○第3回〔平成18年10月6日（金）〕

- （議題）（1）評価民間委託について
- （2）評価共同化について

○第4回〔平成18年10月30日（月）〕

- （議題）（1）評価民間委託について
- （2）評価共同化について

○第5回〔平成19年3月26日（月）〕

- （議題）（1）評価共同化について
- （2）報告書（骨子案）について
- （3）その他

固定資産税制度に関する調査研究委員会報告書（概要）

～アウトソーシング（民間委託、共同化）を活用

した今後の資産評価事務のあり方について～

1 民間委託の必要性

固定資産評価事務の効率化、評価に必要な専門性の確保等の観点から、希望する市町村が民間に委託することができる方向で検討を進めるべきである。

2 民間委託できる範囲

公権力の行使の観点から、価格の決定は従来どおり市町村長が行う、固定資産の評価も固定資産評価員（又は市町村長）が行うべきである、しかし、評価のための資料の作成及び補助的業務は、裁量・判断の余地がある業務であるが、固定資産評価の準備行為として、一定の条件の下で民間に委託することが可能である。

3 法的環境整備の必要性

民間委託が可能であるといっても、課税につながる業務であり、現行法の下でなし崩し的に委託の範囲が拡大するのは好ましくない。法律上の明示的根拠を設けるべきである。

また、不公正な扱いの禁止、利益相反や情報の流用防止など、業務の適正さを担保する措置が必要である。特定の受託者に偏ることのない競争的な参入環境の整備、能力・資格要件、評価のバランス、事後チェックの方法などについて考慮する必要がある。

4 今後の検討の方向

民間委託に関する具体的制度設計について、法制面及び実務面の残された論点の検討を早急に進めるべきである。

目 次

1	研究の背景・目的	1
2	評価事務のながれ	2
(1)	土地（市街地宅地評価による宅地評価）	2
①	用途地区の区分	2
②	状況類似地域の区分	2
③	主要な街路の選定	3
④	標準宅地の選定	3
⑤	標準宅地の適正な時価の把握	4
⑥	路線価の付設	4
⑦	各筆の宅地の評点数の付設	5
(2)	家屋	6
①	納税義務者と課税客体の捕捉	6
②	構造の認定	6
③	再建築費評点基準表の適用	6
(3)	償却資産	7
①	申告事務の処理	7
②	実地調査の実施	8
3	民間委託	9
(1)	現状	9
(2)	他の行政分野における民間委託等の事例	10
①	指定確認検査機関が行う建築確認（建築基準法）	10
ア	概要	10
イ	「行政の責任」との関係	11
②	放置車両の確認／車両移動保管（道路交通法）	12
ア	放置車両の確認に係る概要	12
イ	車両移動保管に係る概要	13
ウ	「公権力の行使」との関係	14
③	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の特例	14
ア	概要	14
イ	「公権力の行使」との関係	16
(3)	主な論点	16
①	民間委託の必要性	16
②	行政庁の業務として留保すべきものと民間委託できるものの区分	17

ア 「公権力の行使」との関係	17
イ 民間で可能な業務の範囲	17
③ 業務の適正さ担保のための法的措置の必要性	17
ア 参入要件	17
イ 業務実施の適正さ担保	18
ウ 事後の対応	18
④ 均衡のとれた評価の確保	18
⑤ 市町村による民間評価内容のチェック	18
⑥ 納税者に対する説明	19
ア 一般的な説明	19
イ 争訟過程への参加	19
⑦ 民間委託に対し、懸念される事項への対処が可能か	19
(4) 論点整理	19
① 民間委託全般について	19
② 民間委託の必要性はあるのか	19
ア 効率性の向上	20
イ 専門性の確保	20
③ 行政庁の業務として留保すべきものと民間委託できるものの区分	21
ア 「公権力の行使」との関係	21
イ 民間で可能な業務の範囲	21
ウ 質問検査・立入検査と「公権力の行使」との関係	22
④ 業務の適正さ担保のための法的措置の必要性	23
ア 適切な参入要件の設定	23
A 競争的な事業者選定環境の設定	23
B 能力担保措置の設定	24
イ 業務実施の適正さ担保	24
A 民間委託の立法例及び公務員服務からの検討	25
B 1つの事業者の処理能力	25
C 業務の一部を再委託に出す場合	25
ウ 事後の対応	26
A 不適切な評価結果の訂正の方法	26
B 民間事業者の行為の法的性格と不服審査等の対象性	26
C 不適切な評価調査事務を行った事業者への事後の責任追及	26
D 受託した業務を適正に成し遂げなかった場合の責任	27
⑤ 適正で均衡のとれた評価の確保（時系列／地域間／事業者間のバランス）	27
ア 時系列（事業者が交代した場合）の均衡	27

イ	複数事業者間・地域間の均衡	27
ウ	納税者による均衡チェックの奨励	27
⑥	市町村による民間評価調査内容のチェック	28
⑦	納税者に対する説明のあり方	28
⑧	その他の懸念事項	29
ア	個人情報の保護	29
イ	納税者意識	29
ウ	「成りすまし」の問題	30
4	評価の共同化	30
(1)	現状	30
(2)	主な論点	30
①	共同化の意義・効果	30
②	共同化に適切な単位	30
③	共同化に適切な手法	30
④	課題	31
ア	潜在的コストの発生	31
イ	適切な説明のあり方（課税と評価の分離 等）	31
ウ	共同化を推進するエンジンの不在	31
エ	新たな組織設立に伴う人的、資金的な負担	31
(3)	論点整理	31
①	共同化の意義・効果	31
②	共同化に適切な単位	31
③	共同化に適切な手法	31
④	課題	32
ア	潜在的コストの発生	32
イ	適切な説明のあり方（課税と評価の分離 等）	33
ウ	共同化を推進するエンジンの不在	33
エ	新たな組織設立に伴う人的、資金的な負担	33
5	まとめ	34

固定資産税制度に関する調査研究委員会報告書

1 研究の背景・目的

固定資産税の課税客体である土地、家屋、償却資産の評価は、総務大臣が告示する固定資産評価基準において、評価の基準、評価の実施方法及び手続きが定められ、課税庁である市町村がこの固定資産評価基準に基づき資産評価を実施している。

この評価は膨大な資産を対象とすること及び正確性を要求されるものであり、航空写真の撮影などの評価に係る補助的業務の民間委託、県と市町村における評価の役割分担や合同評価の実施、比準価格方式の導入など地方公共団体の発意のもとに評価事務の改善が進められてきたところである。

一方で、現在、国・地方を通じた行政改革の要請による公務員数の削減・経費の節減、公共サービス改革法の制定などの規制改革・民間開放のながれ、情報公開の進展に伴う納税者意識の高まりといった固定資産税を取り巻く環境に変化が見受けられ、評価事務における効率性の向上、専門性の確保、適正化・均衡化の確保がより一層求められている。

これまで、当センターにおいては、平成 17 年の地方税における資産税のあり方に関する調査研究などで評価の共同化及び民間委託についての研究を重ねてきたところであるが、社会経済状況の変化も踏まえ、本委員会において、あらためて評価の外部化及び評価の共同化の制度化について検討を行うこととした。

2 評価事務のながれ

固定資産税評価事務の外部化を検討するにあたって、資産評価事務を各段階、資産別に切り分けて、詳細に把握することが必要であることから、評価事務のながれを次のようにまとめた。

(1) 土地（市街地宅地評価による宅地評価）

① 用途地区の区分

宅地の価格に影響を及ぼす諸要素のうち地域的にみて類似性の強い要素を基準として区分（商業地区、住宅地区、工業地区、観光地区等）し、必要に応じて、上記地区を更に区分する（商業地区 → 繁華街、高度商業地区Ⅰ、Ⅱ、普通商業地区）。

例：商業地区…主として商業店舗の連続する地区

繁華街	小売店舗が連たんする著名な商業地あるいは飲食店舗等が多い歓楽街など、人通りの多い繁華性の高い中心的商業地区。一般的に、容積率は高いが狭い幅員の街路に中層以下の小規模建物が連たんしている地区。
高度商業地区Ⅰ	容積率が高く（概ね700%以上）、高層ビル（概ね8階以上の銀行や商社等）が街区を形成し、かつ、敷地規模が大きい地区。
高度商業地区Ⅱ	中高層の建物（概ね6階以上の百貨店や専門店等）が連たんする地区。地方都市の中心商業地域。地方都市の中心地域等。
普通商業地区	国道等幹線道路沿いに中低層の店舗等（概ね5階以下）が連たんする商業地区（概ね容積率600%未満）で、上記3地区と比べて資本投下量が少ない地区。

[具体的作業]

- ・ 宅地の利用状況（建物の用途、規模等）を実地調査により把握する。
- ・ 都市計画図により都市計画法上の用途地域を把握する。
- ・ 実務上、評価替えごとに、利用状況の変化を中心に確認を行い、必要に応じて見直しを行う。

② 状況類似地域の区分

①で区分した地区を、街路の状況、公共施設等の接近の状況、家屋の疎密度その他の宅地の利用状況の便等からみて相当に相違する地域ごとに次表のように区分。

	内容	具体考察例
街路の状況	道路が宅地の価格に及ぼす影響の程度に応じて行う。道路交通上の利用の便否を考慮する。	幅員、連続性（通抜、行止り等）、勾配、系統（国道、市道等）、舗装
公共施設等の接近状況	各種交通、文化、医療、歓楽施設等と接近していることにより、宅地の価格が受ける影響の程度に応じて行う。	駅、公園、学校、病院、映画館、墓地等各種施設との接近性
家屋の疎密度その他の宅地の利用上の便	土地利用度のような宅地そのものの利用状況や下水道、ガス設備等の社会基盤等、個々の宅地が建物の敷地として有する固有の要素（間口、奥行、形状、位置等）を除いた要素によって区分を行う。	土地利用度（敷地に対する延床面積の割合）、上下水道の普及程度、ガス設備の有無、自然環境

※ 最近是不動産鑑定評価の影響もあり、要因を「街路条件」「交通接近条件」「環境条件」「行政的条件」の4条件に分類する団体もある。

[具体的作業]

- ・ 実地調査により、各種施設の有無、幅員等街路状況、人の流れ等を確認する。
- ・ 上下水道、都市ガスの普及状況、道路の整備状況等、関係部門に照会する。
- ・ 実務上、評価替えごとに、状況の変化を中心に確認を行い、見直しを行う。

③ 主要な街路の選定

状況類似地域の主要な街路を選定する。1 状況類似地域に 1 か所、次の点を考慮して選定する。

- ・ 状況類似地域内において、価格事情及び街路の状況等が標準的で宅地評価の指標となる街路。
- ・ 地価公示の標準地及び都道府県地価調査の基準地がある街路。

[具体的作業]

- ・ 実地調査及び地図での街路状況の把握。
- ・ 実務上、評価替えごとに、状況類似地域区分からの流れで、その地区の状況変化があった場合を中心に見直しを行う。

④ 標準宅地の選定

主要な街路に沿接する宅地のうち、奥行、間口、形状等の状況が当該地域にお

いて標準的なものと認められるもの。

次の要件を満たす宅地を目標として選定する。

ア 画地計算法（後段参照）及び鑑定評価で各種補正率の適用がない宅地（「主要な街路」以外に接していない。矩形、間口、奥行が所在する用途地区からみて適当等）

イ 適正な時価の評定に当たり、判断を誤らせる要素のない宅地（主要な街路が属する用途地区の用途と同一用途に供されている。当該土地に存する家屋の規模、程度がその街路で標準的）

[具体的作業]

・実地調査による現況確認及び地番図での画地情報確認し、決定する。

⑤ 標準宅地の適正な時価の把握

宅地の売買実例価額から評定する。また、基準年度の初日の属する年の前年の1月1日の地価公示価格及び鑑定評価から求められた価格等を活用し、それらの価格の7割を目途として評定する。

[具体的作業]

・公示価格・地価調査価格並びに不動産鑑定士等に鑑定を委託し、算出された鑑定評価価格を活用する。

⑥ 路線価の付設

ア 主要な街路

標準宅地の単位地積当たりの適正な時価に基づいて付設。不動産鑑定士等による鑑定評価価格に係る標準価格を求め、当該価格の7割の額を路線価として主要街路に付設する。

[具体的作業]

・標準宅地の適正な時価（鑑定価格の7割）を活用して付設する。

イ その他の街路

近傍の主要な街路の路線価を基礎とし、主要な街路に沿接する標準宅地とその他の街路に沿接する宅地との間における街路の状況、公共施設等の接近の状況、家屋の疎密度その他の宅地の利用上の便等の相違を総合的に考慮して付設。

街路の状況等について、その他の街路と主要な街路との相違する程度を項目別に示す比準表を作成し、これによって求めた比準割合を主要な街路の路線価に乗じてその他の街路の路線価を求める。比準項目は、状況類似地域の区分時に考慮したもの（街路の状況等）と同様である。

[具体的作業]

・比準表を作成する。

・状況類似地域の区分の項目について、実地調査、関係機関への照会、GISの活用などにより、路線ごとにデータを把握する。

⑦ 各筆の宅地の評点数の付設

ア 画地計算法

路線価を基礎とし、「画地計算法」を適用して付設する。

奥行距離、間口距離、形状、街路との状況等が宅地の価格に及ぼす影響を標準画地のこれらの状況と比較し計量する。

- A 奥行価格補正割合法…奥行距離の長短に応じた減価補正
- B 側方路線影響加算法…利用状況の高い角地に対する増価補正
- C 二方路線影響加算法…裏面も道路に接している土地に対する増価補正
- D 不整形地、無道路地、間口が狭小な宅地等評点算出法…不整形地、間口が狭い土地、間口と奥行のバランスが悪い土地、無道路地、がけ地等で土地の一部が通常の用に供しない土地に対する減価補正

[具体的作業]

奥行距離等各種情報を地番図または実地調査により把握する（GISを活用する団体もある。）。

イ 所要の補正

市町村長は、宅地の状況に応じ、必要があるときは、「画地計算法」の附表等について、所要の補正をして、これを適用する。個々の画地の価格事情を路線価の付設又は状況類似地域の設定によって評価に反映させることができない場合、個々の画地ごとに特別の価格事情に見合った次のような所要の補正を行うことができる。

高低差	接面道路と高低差があることに対する補正。排水等の理由から増価の場合もある。
水路介在	接面道路との間に水路があるため、利便性が阻害されることに対する減価補正
騒音	電車や高速道路等からの騒音・振動に対する減価補正
忌み施設	墓地や火葬場という、いわゆる忌み施設が近接していることに対する減価補正
規制区域	急傾斜地、崩落危険地区など法令によって、建築制限等があることに対する減価補正
高圧線下	高圧線が上空を通る土地で、実質的な建築制限を受けることに対する減価補正

	する減価補正
私道	住宅地等への転用の実質的制約に対する減価補正

[具体的作業]

- ・ 現況、価格事情を踏まえ補正率を決定する。
- ・ 個々の宅地に適用する。

(2) 家屋

① 納税義務者と課税客体の捕捉

土地と異なり、家屋については新增築、滅失が発生するものであり、特に課税客体の捕捉が重要な作業となる。

[具体的作業]

- ・ 登記所からの通知による把握
- ・ 実地調査による把握
- ・ 建築指導部門からの建築計画概要書による把握

② 構造の認定

部分別による再建築費評点数の算出方法によって家屋の再建築費評点数を求める場合は、当該家屋の構造の区分に応じ、当該家屋について適用すべき家屋再建築費評点基準表を選択する。再建築費評点基準表は、「専用住宅用建物」・「併用住宅用建物」・「農家住宅用建物」・「工場用建物」等の木造 17 種類、「事務所、店舗、百貨店用建物」・「住宅、アパート用建物」・「病院、ホテル用建物」・「工場、倉庫、市場用建物」等の非木造 12 種類となっている。

[具体的作業]

- ・ 木造、非木造の別及び構造の区分を、登記簿、建築確認書及び実地調査により把握
- ・ 適用すべき再建築費評点基準表を判定

③ 再建築費評点基準表の適用

再建築費評点基準表は、木造 12、非木造 14 の部分別に区分されている。それぞれの部分ごとに、次のような項目を当てはめ、具体的な再建築費評点数を算出する。

ア 評点項目

家屋を建築する際に一般的に使用されている資材の種別、品等及び施工の態様等を区分して示している。

イ 標準評点数

家屋の構造別に最も標準的な家屋の各部分別の標準量を基礎として、評点項目ごとに算出する。

ウ 標準量

標準評点数の積算基礎となった各構造別、部分別の標準的な施工量

エ 補正項目及び補正係数

評価基準に定められている各部分別の標準施工量等と評価対象家屋の各部分別の施工量等との差異を補正するために設けられている。補正項目ごとに増点補正率、減点補正率が示されている。

オ 計算単位

再建築費評点基準表に示されている標準評点数は単位当たりのものであるもので、家屋の再建築費評点数を算出するために用いられる単位を示したものの。

[具体的作業]

- ・竣工図面や工事見積書、実地調査（立入調査）及び聴き取り等によって評点項目等について把握
- ・計算単位である床面積については、登記簿により確認。ただし、未登記物件の場合には、実測
- ・以上を踏まえて、再建築費評点基準表を適用し、再建築費評点数を算出

(3) 償却資産

① 申告事務の処理

毎年1月1日現在に所有する償却資産について、1月31日までに所在地の市町村長に申告する。ただし、①船舶、車両等の移動性・可動性償却資産で二以上の市町村にわたって使用されるもの、②鉄軌道、送電施設等の2以上の市町村にわたって所在するもので総務大臣が指定するものについて、関係市町村が同一県内のあるものは都道府県知事、関係市町村が2以上の都道府県のあるものは総務大臣に申告する。

[具体的な流れ]

12月	①翌年度申告書の発送	償却資産の所有者に翌年度の申告書を発送（法令上の義務ではないが、申告者の便宜と未申告の防止のために実施）
1月	②申告書の受付	郵送又は持参により提出される申告書の収受・整理
	③申告書記載内容の確認	評価計算に誤りはないか、その他不備がないか等を確認
	④電算システムへの入力	確認した内容を電算システムに入力
3月	⑤価格の決定	入力内容を再度確認した上で

		賦課決定 ←※知事等から配分された 配分資産の価格も含める
4 月	⑥納税通知書の発送	納税通知書を郵送
5 月～11 月	⑦実地調査	実地調査を実施

※年度途中に追加の申告、修正の申告がある場合は②～⑥を繰り返す。

② 実地調査の実施

地方税法では、「市町村長は、当該市町村所在の固定資産の状況を毎年少なくとも1回、実地に調査させなければならない。」としており、固定資産の的確な把握に努めるよう規定されているところである。特に償却資産については、土地、家屋のように、登記簿をもってその課税客体を補足することができないので、償却資産の所有者には申告義務を課している。このため市町村においては、課税の公平及び税制に対する信頼を確保する観点から、その申告内容が適正なものかどうか調査し、課税漏れが生じないようにするなどの適切な対応を図ることが必要である。

実地調査は概ね、年度当初の納税通知書の発送が終わる5月から、翌年度申告書の発送作業が始まる11月までを目途に実施している。

3 民間委託

(1) 現状

固定資産税額の根拠となる固定資産の価格は、市町村長が評価調書に基づき決定するものである（法第 410 条）。固定資産評価員はこの評価調書を作成する者であり、固定資産に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村議会の同意を得て選任されるものであり、助役、収入役等に準じ、地方公務員法第 3 条の特別職の職員に該当する（固定資産評価等の身分その他の取扱について（昭和 25. 11. 7 地方財政委員会事務局長地方自治庁次長通達））。

固定資産評価員の数は評価の適正統一を期する上から 1 人とされていること（地方税法の施行に関する取扱について（市町村税関係）（昭和 29. 5. 28 自治庁次長通達））、固定資産の状況は千差万別であり、また、その数は膨大なものであるから、必要に応じて、固定資産評価員を補助するために固定資産評価補助員を選任できるものである。固定資産評価補助員は事務吏員、技術吏員、警察吏員等と並ぶ一般職員として取り扱うこととされており、実地調査などを通じて実質的に評価を行っている者である。

	固定資産評価員	固定資産評価補助員
任務	市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、市町村長が行う価格の決定を補助	固定資産評価員の職務を補助
要件等	・市町村長が固定資産評価に関する知識・経験を有する者のうちから、議会の同意を得て選任 ・2以上の市町村が、共同して固定資産評価員を選任することが可能。固定資産が少ない場合においては、固定資産評価員を設置しないことができる。 ・1人と解釈	市町村長は、必要がある場合、固定資産の評価に関する知識・経験を有する者を選任できる。
権限等	立入検査等の質問検査権あり	立入検査等の質問検査権あり
身分	特別職。原則常勤。	一般職と解釈
設置状況	60. 0%が設置	79. 3%が設置
職業内容	税務担当職員、助役等の市町村職員（84. 3%）	市町村職員（99. 7%）

※数値については平成 18 年 7 月 1 日現在

以上のように固定資産の評価を実施する者は公務員である。このように固定資産

の評価の実施主体を公務員としているのは、「固定資産の実地調査及びそれに基づく評価（地方税法第 408 条、第 409 条）は公権力の行使である固定資産税の賦課処分と一体となす事務である。これらは審査申出の対象となるなど課税庁として説明責任が生ずるものであるほか、実地調査については、罰則により担保された質問検査権（家屋内部への強制的な立ち入り調査など地方税法第 353 条、第 354 条）に裏打ちされて実施するものであることから民間委託になじまないと考えられる。」（固定資産評価における民間委託及び民間有識者等の活用について（平成 19 年 3 月 30 日 固定資産税課長通知））ためであり、現行法上固定資産評価事務を全面的に民間委託することはできないと考えられる。

しかしながら、補助的業務（例えば、航空写真の撮影等外観から判別できる現況把握や各種の課税参考資料の作成）を民間に委託することも可能であるほか、評価員・評価補助員に固定資産の評価に関する知識や経験を有する民間有識者等を選任することも現行法上可能である。

なお、家屋評価において、公務員以外の者が固定資産評価補助員に同行し、固定資産評価補助員が行う間取り、使用資材、施工量、施工の程度等の調査の補助を行うことは、補助業務の域を超えて 1 棟々々個別の家屋に係る評価そのものであり、現行法の下では民間委託に適さないと解されている。

(2) 他の行政分野における民間委託等の事例

① 指定確認検査機関が行う建築確認（建築基準法）

ア 概要

○ 特定行政庁（都道府県又は市町村）における建築主事、指定確認検査機関（国土交通大臣又は知事が指定）が実施主体。新築された建築物が建築基準関係規定に適合しているか事前に建築確認し、工事着工後は中間検査、完了検査を実施する事務。

○ 行政関与（規制）としては、国土交通大臣、都道府県知事が指定確認検査機関に対して、監督命令、報告命令、立入検査及び指定の取消を行うことができるなど。

○ 指定確認検査機関の役員及び職員である者、あつた者については秘密保持義務が課される。また、指定確認検査機関の役員及び職員で確認検査の業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用について、公務に従事する職員とみなす。

○ 欠格事由については次のとおり。（法人のみならず個人も指定確認検査機関となり得るもの。）

- ・ 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- ・ 破産者で復権を得ないもの

- ・禁錮以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- ・指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- ・建築基準適合判定資格者登録を消除され、その消除の日から起算して二年を経過しない者
- ・建築士免許を取り消された者又は建築事務所の登録を取り消された者のうち一定の者
- ・公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から起算して二年を経過しない者
- ・法人であつて、その役員のうちに上記のいずれかに該当する者があるもの

○参入要件は次のとおり。

- ・確認検査員(職員である者に限る。)の数が、確認検査を行おうとする建築物の種類、規模及び数に応じて一定数以上であること。
- ・職員、確認検査の業務の実施の方法その他の事項についての確認検査の業務の実施に関する計画が、確認検査の業務の適確な実施のために適切なものであること。
- ・確認検査の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的基礎を有するものであること。
- ・法人にあつては役員、法人の種類に応じて国土交通省令で定める構成員又は職員の構成が、法人以外の者にあつてはその者及びその職員の構成が、確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- ・確認検査の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- ・確認検査の業務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

イ 「行政の責任」との関係

衆議院・建設委員会(第142回国会・平成10年5月15日)における建設省住宅局長の国会答弁によると、「今までの第三者による、今までは行政でございますが、行政による検査、確認というふうな体系の枠組みを前提にいたしますと、当事者に、内部監査に100%お任せするのではなくて、それはそれとして強化しつつ、やはり第三者による検査体制というふうなことから、行政だけから行政プラス民間というふうな体制にさせていただきたいと思います。」としている。(下線は加筆したもの。以下同じ。)

また、「今回民間に開放するというふうなことから、民間でも判断が可能なような基準として一方においては明確化する、一方において、そうはいつでも

行政の判断にゆだねざるを得ない分野というのも残ります。残った分野については、裁量というよりはむしろ行政の責任で、基準と責任をはっきりした上で許可体系に移行するというふうな形ではっきりさせたいと思います。」とし、行政の責任が残るとしている。

次に、「確認、検査に不具合があったということで建物が何らかの理由で倒壊をしたり被害を受けたりというような場合にはどのような責任を問われるのか、どのような責任の問い方があるのか」という質問に対し、答弁では、「仮に明らかに確認あるいは検査のプロセスにおいてミスがあった、それが結果として直接的な引き金になって建築物に損害が生じたというふうな場合には、当然のことではございますが、建築確認、検査を依頼した建築主と請け負ったところには契約関係があるわけでございますから、当然のことながら民事上の損害賠償責任は発生すると思います。」とし、損害賠償については民・民間の契約上の問題であるとしている。

さらに、衆議院・建設委員会（第142回国会・平成10年5月15日）における建設大臣の国会答弁によると、「建築審議会答申における自己責任の趣旨は、建築基準を遵守し建築物を適法なものとすることは、第一義的に建築主の責任であることを述べたものでございます。建築物の安全性と良好な市街地環境の確保を図るため、行政が建築規制制度を的確に執行し、その実効性を確保する責任を有していることを大前提としていることは言うまでもないと考えております。」とし、安全性等については行政に責任があることを明示している。

② 放置車両の確認／車両移動保管（道路交通法）

ア 放置車両の確認に係る概要

- 警察官又は交通巡視員、放置車両確認機関が実施主体。違法駐車車両について、その確認及び当該車両の使用者が放置違反金の納付を命ぜられることがある旨を告知する標章の取り付けを行う事務。
- 駐車監視員に制服を着用させ、又はその他の方法によりその者が駐車監視員であることを表示させ、かつ記章を着用させなければ、その者に放置車両の確認等を行わせてはならない。
- 行政の関与としては、公安委員会は登録法人が登録要件に適合しなくなった場合、是正命令を行うことができるなど。
- 放置車両確認機関の役員及び職員である者、あつた者については秘密保持義務が課される。また、放置車両確認機関の役員及び職員で確認事務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用について、公務に従事する職員とみなす。

○欠格事由については次のとおり。

- ・ 放置車両確認機関の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない法人
- ・ 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある法人
 - a) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - b) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法上の一定の罪（駐停車禁止等）を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
 - c) 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者
 - d) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく一定の命令又は指示（暴力的要求行為の禁止命令等）を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの
 - e) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
 - f) 心身の障害により確認事務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

○ 参入要件は次のとおり。

- ・ 車両、携帯電話用装置その他の携帯用の無線通話装置、地図、写真機及び電子計算機を用いて確認事務を行うものであること。
- ・ 駐車監視員が放置車両の確認等を行うものであること。
- ・ 当該公安委員会が置かれている都道府県の区域内に事務所を有するものであること

イ 車両移動保管に係る概要

- 警察署長、指定車両移動保管機関が実施主体。違法駐車車両の移動及び保管を実施（いわゆるレッカー移動を実施）する事務。
- 行政関与としては、公安委員会は指定車両移動保管機関に対して、改善命令、指定の取消を行うことができるなど。
- 指定車両移動保管機関の役員及び職員である者、あつた者については秘密保持義務が課される。また、指定車両移動保管機関の役員及び職員で確認事務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用について、公務に従事する職員とみなす。
- 参入要件としては民法第 34 条法人で、当該事務を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして公安委員会が指定する者。

ウ 「公権力の行使」との関係

参議院・内閣委員会（第162回国会・平成17年3月31日）における警察庁交通局長の国会答弁によると、「道路交通法第五十一条の三におきまして、警察署長が移動すべきものとして指示した車両の移動及び保管に係る事務の全部又は一部を警察署長が指定車両移動保管機関に行わせることができる旨の規定の解釈の評価でございますが、いわゆる公権力の行使とは私人の権利を制限し又は義務を課すものであるということを前提としてみますと、どの車両を移動すべきかの判断は警察署長に留保されておりますものの、警察署長が移動すべきものと指示した車両の移動のほか、その保管、返還、負担金の徴収等、その後の一連の手続は指定車両移動保管機関がその名において行うものでありますので、全体として見れば、広い意味でのいわゆる公権力の行使にわたる事務を行わせているものと考えております。」としている。

しかし、参議院・内閣委員会（第162回国会・平成17年3月31日）における警察庁交通局長の国会答弁によると、「お話のございました一点目の昨年の道交法改正によりまして規定されました確認標章の取付けでございますが、これはそれ自体としては私人の権利を制限し又は義務を課すものではなく、単に事実を確認したことを相手に知らせるだけのものでございますが、これはいわゆる公権力の行使には該当しないものと考えております。それからもう一点目でございますが、道路交通法の規定に基づきます違法駐車車両の移動措置、いわゆるレッカー移動でございますが、これは警察署長が行うものとされておまして、この移動措置はいわゆる公権力の行使に該当すると考えておりますが、ただ、その民間事業者が警察署長の指示に従ってこのレッカー移動の作業を行う行為の評価でございますが、これは警察署長又はその指揮下にあります警察官により移動すべき車両を特定いたしまして、移動すべき旨を意思決定した場合において、その指示に従い、単にレッカー車により移動する作業を実施するときは民間事業者がいわゆる公権力の行使を行っているものとは言うことはできないものと考えております。」としている。

③ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の特例

ア 概要

○行刑施設の警備及び被収容者の処遇（所持品の検査等）に関する事務次のうち ii)～iii) に該当するものをあらためて民間委託の対象としている。

i) 権限行為：受刑者に対して権利を制限したり義務を課したりする処分、受刑者の身体や財産への直接的な実力行使を行う権限などの行為そのものの。

例) 手錠などの戒具の使用や保護室への収容など

ii) 準備行為：権限行為を行う前提として事前に行う準備などの行為

例) 信書の検査補助：受刑者の手紙について検査を行い、その検査で制限に該当するものがあつた場合、実際に発信や受信を差し止める処分を行うが、当該一連の業務のうち、準備行為としての信書の検査。

iii) 事実行為：権限行為を行った結果として生じる事後的行為

例) 領置物の保管：受刑者が所内に持ち込んでいる物品の占有を国が強制的に取得することを領置という。領置をするかしないかの決定は処分として国が行う権限であるが、領置すると決めた後の物品を権力的事実行為として保管する行為を民間に行わせる。

iv) サービス業務：公権力の行使にあたらぬ洗濯、清掃、食事などの純然たるサービス業務。これまでも契約に基づいて民間に委託することが可能であつた業務。

○具体的な事務は次のとおり。

- ・ 収容の開始に際して行う被収容者の着衣及び所持品の検査、健康診断、写真の撮影並びに指紋の採取の実施
- ・ 受刑者の分類（性別）のための調査の実施
- ・ 被収容者の行動の監視及び施設の警備（被収容者に対する有形力の行使を伴うものを除く。）
- ・ 被収容者の着衣、所持品及び居室の検査並びに健康診断の実施後被収容者に課す作業に関する技術上の指導監督及び職業訓練の実施
- ・ 被収容者による文書及び図画の閲読の許否の処分をするために必要な検査の補助
- ・ 被収容者に係る信書の発受の許否の処分をするために必要な検査の補助
- ・ 被収容者が収容の際に所持する現金及び物品その他の金品について領置その他の措置を行うために必要な検査の実施
- ・ 被収容者の領置物（金銭を除く。）の保管
- ・ その他前各号に掲げる事務に準ずるものとして政令で定める事務

○行政関与としては、特定刑事施設の長は受託者に対して、守秘義務違反等を行つた委託事務従事者を委託事務に従事させない等の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

○参入要件及び欠格事由は次のとおりである。

- ・ 事務を適正かつ確実に遂行するに足る知識及び能力並びに経理的基礎を有する者であること。
- ・ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の特例に係る登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者でないこと。
- ・ 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。

- a) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受け復権を得ない者
- b) 禁錮以上の刑に処せられ、又は刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の特例に係る守秘義務規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- c) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

イ 「公権力の行使」との関係

参議院・法務委員会（第162回国会・平成17年3月10日）における法務省矯正局長の国会答弁によると、「民間で本当にいいのかという問題もある」という質問に対し、「その業務内容でございますけれども、もとより、こういう民間の方にお願ひできるものとそれからできないものと、これは性質上でございます。私ども考えておりますのは、もとより、その公権力の行使にかかわる業務以外の民間に委託できるものについていたすわけでございます、具体的には、庶務、用度などのいわゆる総務系の業務、それから正門の警備、それから構外の巡回警備、それから差し入れ窓口の受付業務、そして被収容者のカウンセリングといった、そういった業務を今考えているところでございます。」としている。

また、参議院・法務委員会（第161回国会・平成16年11月10日）における法務省矯正局長の国会答弁によると、「刑務所の運営の中でどの程度民間に任せるのかということですが、現在私どもが考えておりますのは、所要の法制上の措置を講じました上で、施設の警備のほか、職業訓練や健康診断の実施など、受刑者の処遇の一部も含め、公権力の行使に係る業務を民間に委託し、官民協働の運営を実現したいと考えております。しかしながら、武器や戒具の使用など実力行使を伴う業務、それから接見や信書の授受、発受の許可、許可するしないの問題ですね、そういった処遇など受刑者の権利制限に係る業務につきましても、もちろん民間委託はせずに、これまでどおり国の職員が行うということと考えております。」としている。

(3) 主な論点

① 民間委託の必要性

- 民間委託の必要性はあるのか。民間委託により何が解決できるのか、何を目的に民間委託を実施するのか。
- 効率性の向上、専門性の確保の観点からのメリットがあるのか。

② 行政庁の業務として留保すべきものと民間委託できるものの区分

ア 「公権力の行使」との関係

- 行政庁（公権力）に可能で民間（私人）では行えない業務があるとすれば、それは何か。また、何故できないのか。
- 「公権力の行使」とは何か。
- 「公権力の行使」を行政の専管とする理由は何か。民主的統制の存在か、組織の非営利性か、公務員に与えられた権利義務による公正さ担保か。他に理由はあるか。

イ 民間で可能な業務の範囲

- 資産評価は、課税額の決定（一種の不利益処分）という公権力の行使を実質的に行っており、全面的な民間委託になじまないのではないか。どのような部分であれば民間委託が可能なのか。
- 行政庁に設けられた権利・義務を分解し、公務員規制に代わる法的手当をすれば私人でも実施可能ではないか。（業務の適正さ担保にも関連）
- 公権力の行使ではないからと言って、無条件に民間に委ねることができると思うのは適当か。法律の根拠等の一定の規制整備が必要ではないか。
- 資産評価について民主的統制の必要性は生じるのか。
- 評価に関する一連の事務のうち、どこまで民間委託が可能か。「公権力の行使」を民間に委ねることが困難だとしてもその事前準備行為又は事後行為であれば民間委託が可能ではないか。
- 民間委託が可能な範囲は評価資料作成等の準備行為までであり、価格決定及びその前段階である評価調書の作成事務は市町村長及び評価員に留保することが必要か。
- 資産評価における質問・立入検査については、その事務の性質や罰則で担保されていることから、民間事業者に委託することができるか。税務調査に近い事務は民間委託になじまないのではないか。（他の税目への波及）

③ 業務の適正さ担保のための法的措置の必要性

- 適正さを担保するため、参入時、実施中、事後規制としてどのようなものが必要か。

ア 参入要件

- 受託事業者選定時の透明性、公正競争をどのように担保するか。
- 一定の能力を担保する措置（資格や研修など）が必要ではないか。

- 民間事業者の資格要件としてどのようなものが適当か。新たな資格制度を作る必要があるのか。また、評価する資産別に異なる資格が必要か。
- 既存の資格を活用することは可能か。可能とすればどのようなものがあるか。

イ 業務実施の適正さ担保

- 現行制度上不可としている評価事務について、民間委託の道を開くのならば、契約上の担保措置ではなく、守秘義務、贈収賄禁止、利害関係者の排除、利益相反行為の禁止、情報の目的外使用禁止などに係る法的措置が必要ではないか。
- 適正な業務の実施を確保するために、公務執行妨害禁止等、保護する規定も必要ではないか。
- 公務員が業務を行う場合の権利・義務を分解し、個別に民間事業者への適用の適否を検討すれば適切な制度が得られないか。
- 関係者がチェックできるように評価過程を透明化することができるか。恣意性が入らないように、受託事業者の業務過程での重要事項についての市町村による事前承認、比較と検証のための統一評価過程様式の設定などの具体的アイデアはないか。
- 委託する事務の範囲によって、必要な法的措置の内容も異なってくる可能性があることから、委託する事務の範囲との関係での検討が必要ではないか。

ウ 事後の対応

- 不適切な評価の訂正の方法はどうあるべきか。
- 不適切な評価を行った事業者への事後の責任追及方法
- 受託した業務を適正に成し遂げなかった場合には、行政庁との関係は、債務不履行による損害賠償によるべきか。

④ 均衡のとれた評価の確保

- 適正で均衡のとれた評価の確保（時系列／地域間／事業者間のバランス）のためにどのような対策が必要か。

⑤ 市町村による民間評価内容のチェック

- 市町村にチェックできる人材がいなくなるおそれがあり、チェック体制、チェック手法のあり方について検討が必要ではないか。
- 内容チェックのために市町村が同じ作業を繰り返すことは「二度手間」になるが解決策はあるか。

⑥ 納税者に対する説明

ア 一般的な説明

- 納税者に対する説明を誰が、どのように果たすことが適当か

イ 争訟過程への参加

- 固定資産評価審査委員会や裁判の場での民間事業者の役割

⑦ 民間委託に対し、懸念される事項への対処が可能なか

- 個人情報の保護、プライバシーの問題は罰則で担保された守秘義務を課することによって対処することが可能なか。
- 家屋内の立入への抵抗感、税額算定の信頼性といった納税者意識への配慮として、どのような対策が必要か。

(4) 論点整理

① 民間委託全般について

固定資産評価事務の民間委託を検討する際には、土地の評価事務では画地計算等を除いて一定の民間委託が行われており、固定資産評価事務の民間委託を検討する際には民間委託の拡充と捉えるべきである。

最近、民間に委ねた例として、建築確認の指定確認検査機関制度がある。権利義務の形成・確定である行政処分を私人に委ねた制度である。これについては、従来、いわゆる国の業務を代行する指定法人で実施されていた技術基準適合確認・検査は、行政による「一般的な禁止の解除」という意味で、受益処分的であり、申請者側が費用を負担するメリットがあるものであった。民・民の間で検査・確認市場が成立し、単なる民間委託ではなく、業務の民間開放の性格が強く出る。その点で行政庁が自らの業務の一部を民間に委託するという官・民の関係である、固定資産評価事務の民間委託とは性質が異なることに注意する必要がある。

次に、民間委託の限界・制約条件、行政の履行責任（当該事務事業が適切に遂行されることについての責任）、行政の保証責任（民間委託に限らず民営化・民間開放の後も市民の権利が実効的に保障されなければならないという責任）とそれぞれ区別して検討するとともに、民間事業者に負わせるべき責任として、結果について説明すべきという問題と損害賠償の問題を区別して検討することが必要である。

② 民間委託の必要性はあるのか

効率性、専門性、均衡化・適正化の観点から次のような効果が予測される。

ア 効率性の向上

「全国の市町村において税務事務に関わる職員の総数は、平成 17 年 7 月現在約 60,000 人である。(中略) そのうち、市町村における固定資産税の評価担当職員は、15,000 人程度おり、これは市町村の税務担当職員の約 1/4 を占めている。また、事務の効率性を『税額 100 円当たり徴税費』で測ると、固定資産税は 3.12 円であり、市町村全体の 2.95 円、都道府県の 1.96 円を上回っている。固定資産税の徴収効率を都市の規模別で分析すると、大都市で 2.51 円、都市で 2.71 円、町村で 5.37 円となっている。徴収効率を『税額 100 円当たり徴税費』による指標でみた場合、地価が相対的に高い地域ほど効率性が高く出ることに留意する必要があるが、スケールメリットが働きにくい小規模団体ほど徴収効率が悪い傾向が見受けられる。」(地方税における資産課税のあり方に関する調査研究 平成 18 年 3 月)とされている。

今後、民間委託を実施することによって、常勤職員の削減や業務量に応じた機動的な人員配置を実現し、評価事務の効率性向上が期待できる。

イ 専門性の確保

「今回実施したアンケート調査によれば、人口 10 万人以下の市や町村では、固定資産税の担当職員の約半数が経験年数 3 年未満の職員となっている(中略)。このような現状に対し、市町村においても、『専門技術に精通したベテラン職員が不足している』、『異動サイクルが短くなり、人材の養成が難しくなっている』との意見が聞かれる。(中略) 納税者が求める説明は高度化、専門化する傾向にあり、課税庁として説明責任を適切に果たしていくためにも、専門性の高い人材を継続的に確保していく必要がある。」(地方税における資産課税のあり方に関する調査研究 平成 18 年 3 月)とされている。

今後、民間委託を実施することによって、民間の専門的な能力や民間の知恵を活用することが期待できる。

このように、効率性の向上、専門性の確保が民間委託の効果として特に期待される。効率性の向上のためには単に評価事務の一部を切り出すのではなく、課税客体の把握から評価調書に係る補助資料の作成に至る一連の事務の中である程度まとまったかたまりで切り出して民間に委ねることも検討に値する。

ただし、ここでは選択肢の提供が重要であり、この民間委託制度を利用するか否かは、あくまで行政庁の自主的判断に委ねられるべきである。

なお、地方公共団体にとって、民間事業者が行った評価内容のチェックに大きな負担が生じる仕組みでは、いわゆる「二度手間」となり、効率性の向上が期待できなくなるおそれがある点に注意が必要である。

以上のように民間委託に肯定的な意見の他に、固定資産税は地方公共団体が国税資料に依存することなく、自ら評価し課税標準額を算定する数少ない税目であり、課税自主権の観点から固定資産評価事務は当該地方公共団体が自ら行うべきとの意見や、コスト削減以外の積極的な効果があるのかといった意見がある。

③ 行政庁の業務として留保すべきものと民間委託できるものの区分

ア 「公権力の行使」との関係

民間委託できるか否かの境界線は基本的には公権力の行使と考えられており、当該事務が公権力の行使であるのは、i)「直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているもの」(抗告訴訟の対象に関する最高裁判決 昭和39年10月29日)、ii)「実力による強制行為」とされている。私人が行えないのは、同意なく権利関係を変動させることができるのは法律に従った行政庁の行為のみとすべきこと、実力行使は国家により独占すべきこと(自力執行の禁止)が根拠であると言われる。

市町村長による価格決定の前提となる固定資産評価事務の全てが公権力行使であるか否かは議論のあるところであるが、固定資産の「評価」は、税額に密接に関連していること、また、特に実地調査は強制力を伴っていることから、実務的には「評価」は公権力の行使であると解されている。

イ 民間で可能な業務の範囲

評価調書の作成や固定資産の価格決定が公権力の行使であるとしても、これに係わる補助的業務・事前準備行為であれば、一定の条件の下で、民間に委託する余地があると考えることができる。

個別の土地・家屋等の資産を評価する際、情報を収集する作業、評価基準に基づきあてはめる作業は、極めて専門的・技術的なものである。このような情報収集等の評価を補助する事務、あるいは評価のために必要な資料を作成する事務は、「評価」そのものの準備行為と捉えることができ、原則として公権力の行使には当たらないと考えることができよう。

すなわち、i) 価格の決定は従来どおり市町村長が決定する、ii) 固定資産の評価そのものも従来どおり固定資産評価員(又は市町村長)が行う、そして、iii) 評価のために必要な情報の調査及び評価を行うための参考資料の作成(評価事務の準備行為又は補助行為と観念できる)を民間に委託する、という整理をしたい。

ただし、公権力の行使に該当しないとしても、無条件に民間に委ねることができると考えるのは適当ではない。これらは固定資産税の課税の前提となる行為であり、裁量的・判断的な要素を相当程度含むことから、不正の発生、情報

の流用や利害相反等の可能性を考えると、法律の明示の根拠なく民間への委託を進めることは公平・適正な課税や納税者保護の観点から問題であろう。したがって、他の立法例に見られるように、法律上の根拠と一定の規制が必要である。また、当該委託する事務が事実上市町村長の判断を拘束するものとなれば、委託する事務として不適当であることは言うまでもない。

なお、選挙に基づく民意による決定が必要なものについて、民間に委ねることは許されないと考えられるが、固定資産評価事務はあくまで客観的に「適正な時価」を求める手続きであり、民主的統制の必要性は低いと考えられる。

ウ 質問検査・立入検査と「公権力の行使」との関係

評価事務における質問検査・立入検査が公権力の行使にあたるのかが問題となる。原則として、人に対する実力行使は補助的活動であれ民間に委ねることは認められない。これに対して、レッカー移動のような物に対する実力行使は行政（警察）の指示に基づく事後行為と解されており、行政の指揮監督が及ぶ場合には認められている。固定資産評価に係る実地調査の場合、罰則によって担保された質問検査権に基づくものであり、また特に家屋においては個人のプライバシーに直接的に係わることから、人に対する実力行使と物に対する実力行使の中間的な位置付けのものと解される。

航空法第 73 条の 3 は、私人である機長の命令（秩序維持のための一定の行為禁止）に対する違反に罰則を課しているが、閉じた空間における秩序の維持という特殊な事例なのであまり参考にならない。また、構造改革特別区域法第 11 条の刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の特例で、指紋の採取、行動の監視、所持品の検査等の委託規定がある。こちらは限界事例を考える上で参考になり得る。

民間事業者が質問検査（地方税法第 353 条）や立入検査（実地調査について同法第 408 条）を実施する道を開く場合には、次の点について引き続き整理する必要がある。特に罰則の裏付けがある場合（同法第 353 条）に問題となる。

- ・ 質問検査や立入検査は私人の権利を制限し又は義務を課すものではないか。
- ・ 罰則担保されている事務の権限を民間事業者に委ねるのが適当か。民間委託できる範囲を切り出すことができるか。
- ・ 立入検査等といった事務の性質に着目した場合、民間事業者に委ねるのが適当か。
- ・ 民間事業者が単独で質問検査や立入検査を行うことが適当でない場合、どのような次善策が考え得るのか。
- ・ 仮に民間事業者が行うことができるとしても、納税者との関係で、身分及び受託関係の証明書の提示等、一定の手続きを踏ませるべきではないか。

質問検査について、納税者の回答を任意とするか、罰則で担保するかにより検討すべき事項が異なってくる。民間事業者の質問検査に対し拒否した場合に罰則を課すことは、「公権力の行使」との関係で一般に困難ではないかと考える。行政罰であっても、行為主体が行政でない以上難しいのではない。強制力のないものであれば守秘義務等とセットで制度化が可能であろう。こうした制度で実務上不都合がないか、さらに検討する必要がある。

立入のような実地調査についても、納税者が任意で受け入れる場合には同様に守秘義務等とセットで制度設計可能であると考ええる。事務の効率化の点で委託する意義が薄くなってしまいが、民間事業者の従業員の場合は市町村職員への同行のみとし、助言者に徹するというとも考えられる。

身元の証明については、行政庁の職員であってもあらかじめ定められた身分証等の携帯・提示が義務付けられていることが通常である。民間事業者がどのような内容・形式の身分証を携帯・提示すべきか、引き続き検討を要する。

なお、固定資産評価事務に係る最終的な責任は行政が負うものであり、当該事務の民間委託の推進というのは、固定資産評価に係る資料作成等の準備行為・補助的業務の範囲を拡大するものと捉えるべきである。したがって、本報告書において民間委託が可能な業務について、「評価事務」そのものと区別する意味で、評価のための情報の調査と評価に必要な資料作成の事務を「評価調査」と名づけ、民間委託する対象を「評価調査事務」と呼ぶこととする。

④ 業務の適正さ担保のための法的措置の必要性

民間委託にあたって、業務の適正さを担保するために法的措置の整備を行うことは必要条件である。

ア 適切な参入要件の設定

A) 競争的な事業者選定環境の設定

評価の継続性を考えると、単年度ごとに担当事業者が変わるということは必ずしも好ましくない。他方、特定の事業者固定され、他の事業者の参入が困難になるような競争制限的状況が問題であることは言うまでもない。選任手続きの透明性及び公正競争の確保が求められるところである。

したがって、競争入札による事業者の選定が望ましいと考えられるが、能力の低い事業者による安値落札の弊害、短期間での事業者後退による弊害等をどのように防止するかが課題となる。事業者選定の透明性を確保しつつ、不当な落札を防止する観点からは、入札に当たって、評価技術・能力のような価格以外の要素をどのように重視するかを決めておく必要がある。例えば、標準的な「評価技術点項目」を設定するとともに、参考となる「モデル仕様書」を策定

すること等が求められる。

ある事業者から別の事業者を担当が変わる場合に備えて、評価の継続性を確保するために「評価調査業務引継手引き（マニュアル）」をあらかじめ定めておくことが必要であろう。

なお、手続きの透明性の確保だけでなく、市町村が委託先事業者を選任した場合には、速やかにその氏名を公表するなど、必要な情報の公開に努めることも求められるだろう。

B) 能力担保措置の設定

一定の能力を担保する方法として、資格要件を定めることが有効である。新たな資格を設ける場合と既存の資格を利用する場合、その両者を併用する場合の3通りが考えられる。

評価実務に関連する既存の資格保有者を含めることは考慮に値する。土地評価としては不動産鑑定士、家屋評価としては建築士などの資格が考えられる。ただし、建築士の中でも木造家屋には詳しいが非木造家屋は詳しくない者、非木造家屋には詳しいが木造家屋には詳しくない者といったように、各々専門性があることに留意する必要がある。したがって、評価対象資産の種類ごとに資格要件を定めるということもあり得る。また、団塊の世代が大量退職し、ノウハウの伝承の問題が生じるとすれば、長年評価実務に従事してきた者など、一定の実務経験を有する者を対象に含めることも考えられる。

しかし、家屋評価を例にとると、必ずしも評価に適切な既存資格が無いのが現状である。このような場合には、例えば、「家屋評価士」のような資格を新たに設けることについて議論を深める必要がある。

今後、既存の資格としてどのようなものが利用可能か、また、新たな資格が必要とすればどのようなものか、さらに検討を進めるべきである。

次に、一定の資格を要求するのではなく、実務に精通させるために講習を義務付けるという方法も考えられる。前述の道路交通法における放置車両確認機関の場合には、公安委員会による登録と同時に、駐車監視員資格として、講習を受け、又はこれと同等の技能及び知識を有することを義務付けている。

しかし、資産評価に関する事務については、短期間の講習で十分とは考えにくい。ただし、既に一定の能力・資格を有する者が、知識の最新化を図るために一定期間ごとに研修を受けるということはあるだろう。

なお、資格要件等を満たす者について、他の立法例を参照しつつ、参入を不必要に制限することのない方向で、過去に法律違反がないことなどの欠格事由を検討する必要がある。

イ 業務実施の適正さ担保

純粋に民間で行っている業務ではなく、行政・公務員に限られていた業務を民間に委託するに当たっては、少なくとも現状で公務員が有しているのと同程度の保護と制約が必要であろう。逆にそのような適正さ担保措置が取られて初めて、民間事業者に委託することが可能となるとも考えられる。

A) 民間委託の立法例及び公務員服務からの検討

業務委託について、法律で明文の根拠を置くことを前提に、具体的にはどのような制度設計が必要となるのか、民間委託の立法例や公務員法等の義務を元に検討したい。

民間委託に関する多くの立法例において、秘密保持義務・盗用禁止（退職者にも適用）、刑法その他の罰則の適用についてのみなし公務員（刑法上は、例えば、公務員職権濫用罪、収賄罪の主体となり、その活動が規制される面と、公務執行妨害罪、職務強要罪の客体として、その活動が保護される面の両面がある。）、行政庁による業務の状況に関する報告徴収・質問・検査、必要な措置の指示又は業務改善命令、関係書類の保存などの規定が置かれている。報告聴取等の行政庁の関与や書類保存等の義務は、契約的手法でも可能であるが、法制度的に担保しておくことが必要である。

公務員法制からは、

- ・ 信用失墜行為の禁止（民間委託の場合、契約解除事由となるか。）
- ・ 秘密を守る義務（民間委託の場合、守秘義務だけでなく、別目的のための盗用や他の業務への流用も禁止する必要がある。）
- ・ 職務専念義務（民間委託の場合、一般的な兼業禁止はできないので、利害関係者への委託の禁止、利益相反行為の禁止など）
- ・ 政治的行為の制限（民間委託の場合には必要ないか。）
- ・ 営利企業等への従事制限（民間委託の場合には禁止できないので、利害関係の排除等の代替措置が必要であるか。）

などの考慮が必要である。

外部からの不当な圧力防止策については、他にも適切な方法があるか、引き続き検討を行うことが望ましい。また、守秘義務等の一定の義務については、委託先の従業員だけでなくその退職者や再委託先に対しても適用すべきであり、その範囲をさらに検討する必要がある。

B) 1つの事業者の処理能力

1つの事業者が過度に多くの資産を対象とすることは、競争や当該事業者の処理能力の点から問題であろう。扱う資産の量に一定の基準を設けることも考えられるが、その場合は行政庁による需給調整にならないよう留意する必要がある。

C) 業務の一部を再委託に出す場合

業務の一部を再委託に出す場合についても検討しておく必要がある。専門性がある分野で再委託に出すことは許容すべきであろう。しかし、再委託に出す場合には、歯止めの観点から市町村長の事前同意を要件とすべきである。また、再委託先の職員にも守秘義務等の適用が必要である。

いずれにしても、行政が適切に関与して適正さを担保できる仕組みが必要であり、民間事業者が不適正な業務を行った結果について、行政が結果責任だけ負うということにならないような制度設計が必要である。

ウ 事後の対応

A) 不適切な評価結果の訂正の方法

納税者からの申出で訂正されない場合には、不服審査のために設けられた固定資産評価審査委員会（地方税法第 423 条）により、価格に関する不服を審査することになる。

この際、民間事業者が自らの名前で出席し、弁明すべきか、これまでどおり、市町村が責任を持って弁明するかであるが、制度としては、民間事業者が行う事務は評価のための調査及び資料作成であるべきことや納税者に対する責任を考えると、市町村が責任を持つ方が妥当であると考ええる。その上で、市町村は、必要に応じ受託者たる民間事業者にも補助的な説明をさせることができるシステムが適当ではなかろうか。民間事業者による説明のあり方とも絡んで引き続き検討すべきところである。

B) 民間事業者の行為の法的性格と不服審査等の対象性

民間事業者は、「評価に必要な情報を調査し、評価の参考となる資料を作成する」という構成をとる場合、これは行政処分の前段階の事実行為を行っているものと考えられる。したがって、民間事業者の行為を捉えて不服申立や訴訟の対象とすることは適当ではなく、不満のある納税者はあくまで市町村の行う評価及び価格決定を争うべきである。その際に、価格決定等の不当さを主張する材料として、民間事業者の評価調査事務内容が問題となってくるものと考えられる。

C) 不適切な評価調査事務を行った事業者への事後の責任追及

評価の誤りによる税の過払いについては、まずは価格決定で争うべきである。故意又は過失により不正な評価資料を作成した民間事業者に対しては、法人とその従業員に対する両罰規定も含めて、何らかの制裁を検討すべきである。過失の場合、その程度に応じてどのような対応が必要か引き続き検討すべきである。

納税者との関係で市町村が損失を被った場合に、民間事業者に故意又は過失

があれば、当然、当該事業者に対して求償できると考えられる。

行政の過程というのは紛争解決の過程であり、紛争があることを前提に法的措置を考えるべきである。不服申立や訴訟手続が適切に担保されていて、関係人の主張が充分に成し得る環境が備えられていれば、評価の客観性と民間委託の正当性が担保できることになるだろう。

D) 受託した業務を適正に成し遂げなかった場合の責任

委託した市町村との関係での責任はどうなるのか。債務不履行による損害賠償責任が生じることは言うまでもない。しかし、単純な民法上の契約ではなく、各種責任を伴っていることを考慮すると、他に適切な措置が必要か否か検討を要する。

⑤ 適正で均衡のとれた評価の確保（時系列／地域間／事業者間のバランス）

民間委託を行う場合、市町村が全てを担当する場合に比べて、事業者の交代、複数事業者の併存などが考えられることから、従来以上に、評価の均衡に留意する必要が生じる。

ア 時系列（事業者が交代した場合）の均衡

事業者が変更された場合でも調和のとれた業務の継続を確保するため、先に述べたように、あらかじめ統一的な「評価調査業務引継ぎ手引（マニュアル）」とそれに基づく引継ぎの諸様式を定め、業務の方法、既知の情報等が的確に引継がれるように制度設計をする必要がある。このマニュアル及び引継ぎ様式の内容については、引き続き、実務に詳しい者の手で検討が進むことが望まれる。また、実務上の問題発生にあわせて常に改訂されるように配慮する必要がある。

イ 複数事業者間・地域間の均衡

市町村の規模にもよるが、受託民間事業者は通常複数になると考えられるため、事業者間・地域（エリア）間の評価の均衡を図ることも必要となる。個々の民間事業者の「裁量幅」が大きくなり過ぎることがないように、固定資産評価基準の簡素化又は精緻化によって、より客観的、定型的な評価を図れるよう工夫する必要も出てくると考えられる。

また、資格要件を定めることは、地域間や事業者間のバランス確保に資すると思われる。しかし、基本としては委託側において、事業者間のバランスが取れるように常に心がけるべきである。制度設計において、事業者間バランスを取る仕組みをどのように組込むか、さらに議論を深める必要がある。

ウ 納税者による均衡チェックの奨励

いずれにせよ、影響を受ける納税者自身によるチェックも奨励すべきであり、縦覧手続きの更なる活用が求められる。

⑥ 市町村による民間評価調査内容のチェック

民間委託によって、行政内部のノウハウや経験知が失われるおそれがあり、一度失われてしまえば取り戻すことは困難であることに十分な注意が必要である。

建築基準法の指定確認検査機関が行った建築確認について、耐震偽装問題が生じたケースは、いったん民間に委ねたものを行政がチェックすることの難しさを物語っている。

効率化を損なうことなく、行政内部のノウハウ・経験知をいかに維持するかは、実際に民間委託をする際に大きな課題になるだろう。制度設計に当たってこの点は引き続き検討する必要がある。

一方、内容チェックのために、市町村において同じ作業を繰り返すことは、「二度手間」であり、事務の効率化・経費節減の観点から採り得ない。また、同じことを調査される納税者の納得を得られるものでもない。

しかし、市町村は課税に責任を負うわけであるから、民間事業者が作成した評価に関する調査資料を丸呑みしてはならない。内容を分析し、その可否を判断し、的確な資産評価を行うことが求められる。

作業を繰り返すことなく、内容をチェックするためには、評価調査業務の流れを資産別に分析し、複数のチェックポイントを設けるなどを内容とする「評価調査資料分析手引き（マニュアル）」をあらかじめ作成しておく必要がある。全国の市町村税務担当職員に使いやすいように、他のマニュアル同様に実務上の問題が生じる毎に頻繁に改訂されるよう配慮されなければならない。

また、民間事業者がその業務のためにあらかじめ定める重要事項について市町村が事前に承認を与えるという仕組みも検討に値する。実際に事前承認の対象とすべき具体的な重要事項があり得るか、実務に精通した者により議論を深める必要がある。

なお、市町村間の事務の共同化によってチェック体制の強化を図ることも検討する必要がある。

他にも、建築確認と同様に専門家同士でチェックするような仕組みも検討に値するが、費用の問題がある。具体的には、別の民間事業者がある固定資産について抜き取り検査（内容のチェック）を実施することにより、事務の客観性や透明性を担保するという仕組みが考えられる。なお、対象となる家屋の建築に携わった建築士が使用資材の種類や量を最も把握しており、当該建築士がその家屋の評価調査事務を実施するといった仕組みも考えられる。利益相反等の可能性を踏まえて、検討すべきであろう。

⑦ 納税者に対する説明のあり方

評価調査の結果については、個人情報保護との関係があるので、公表は統計処

理されたデータに限られると思われるが、納税者その他の利害関係者に対しては、その求めに応じて、より詳細な説明を行う必要がある。

固定資産の価格決定を市町村長が行う権限を留保する限り、評価のための調査及び資料作成事務を民間委託しても説明義務は地方公共団体に残るべきものである。その際にどのような説明義務が残るのかについては議論のあるところであるが、少なくとも、民間事業者が行った業務内容をどのようにチェックしているのか、何故当該民間事業者に委託したのかといった説明義務は行政が負うことになる。評価及び価格の決定については、市町村自らが責任を負うべきものである。

次に受託者である民間事業者が、自己の行った評価に関する調査及び作成した資料の内容について、どの程度、直接的に納税者に対して説明させるべきか、検討する必要がある。適切な評価調査事務を行わせるために、納税者に対峙して一定の説明義務を負わせることは緊張感を与える点で意義があると思われる。また、市町村の事務の効率化の観点からも民間事業者に一定の説明を委ねる意義はある。他方、説明の過程で納税者からの不当な圧力を受け、あるいは納税者からの苦情を避けるために不当に「甘い」調査資料を作成する危惧もある。

したがって、民間事業者に説明させる場合には、説明すべき内容の範囲、不当な圧力からの保護方策・贈収賄等の防止策などを詰めておく必要がある。後者の部分については、前述のように、みなし公務員等の措置により、公務執行妨害、職務強要からの保護や贈収賄禁止の効果が得られるが、納税者と対峙した説明の場面に絞っての措置があるかどうか引き続き議論を深める方が良いだろう。

説明すべき内容については、同事業者が作成した資産評価のための調査資料に限られるものである。当該調査資料については、原則として、すべて納税者に開示されるべきと考えるが、他の納税者に関する部分等のプライバシー問題も考慮する必要がある。

また、納税者への説明に関する市町村との役割分担について引き続き検討する必要がある。

⑧ その他の懸念事項

ア 個人情報の保護

契約内容に明記するのみならず、法令に基づき罰則で担保された守秘義務を設けることが必要であることは前述のとおりである。また、再委託に出される場合についても同様の措置を忘れてはならない。

イ 納税者意識

家屋内の立入については納税者の抵抗感が生じ得るものであり、どのように抵抗感をなくしていくのか。感情的なものだけに対処が難しい。違法駐車車両

の確認事務における駐車監視員制度の例なども参考に身元の確認手段等の方策を講じる必要がある。

また、民間事業者が行う評価調査事務の信頼性については、資格要件を定めて公的な制度の保証のある者が評価を行うことにより、信頼性を確保することが考えられる。

ウ 「成りすまし」の問題

近年、官公庁や電力・通信事業者を騙り、高値でモノを販売、リフォーム等の工事、振り込み詐欺などを行う犯罪が問題となっている。民間委託がこのような事例を生まないよう注意が必要である。制度設計の段階で身元の証明方法等の詳細を詰めておくことが必要である。

4 評価の共同化

(1) 現状

現在、多くの市町村では土地の評価及び木造家屋等の評価を自前で実施し、大規模非木造家屋については、県の評価内容を活用しており、事実上の役割分担がなされている。また、徴収事務では茨城県租税債権管理機構のように一部事務組合等を設置し、市町村税の滞納案件に係る一定の徴収事務を行わせるなど、共同化の動きが全国的に見受けられるところである。これに対して、評価事務については、市町村合併の進展もあり、評価組織の共同化を進めるのではなく、評価マニュアルの共有や研修の共同実施による緩やかな連携が図られているところである。

(2) 主な論点

① 共同化の意義・効果

- 共同化の必要性はあるのか。共同化により何が解決できるのか、何を目的に共同化を実施するのか。

② 共同化に適切な単位

- 全国単位、県単位、複数市町村単位のいずれが適当か。

③ 共同化に適切な手法

- 手法として次のいずれが適当か。また、具体的な検討を行うにはメリット・問題点等の整理が必要ではないか。
 - ア 県に統一
 - イ 一部事務組合等（強制方式、任意方式）
 - ウ 新たな公法人の設立

エ 評価マニュアルの統一、合同研修の実施

④ 課題

ア 潜在的コストの発生

- 評価に関する運用（手法）の統一や共同化組織の立ち上げに係る協議等の潜在的コストに対して、共同化におけるメリットを具体的に示すことが必要ではないか。

イ 適切な説明のあり方（課税と評価の分離 等）

- 共同化した際にも課税庁が一定の説明義務を負わなければならないのか。

ウ 共同化を推進するエンジンの不在

- どのような地方公共団体を中心として共同化を推進していくべきなのか。

エ 新たな組織設立に伴う人的、資金的な負担

- 共同化におけるコスト面でのメリットを具体的な数値で示すべきなのか。

(3) 論点整理

① 共同化の意義・効果

共同化の意義・効果としては、効率性の向上、専門性の確保、均衡化・適正化の確保が期待される。また、共同化は課税と評価の主体を明確に分離することとなり、納税者の信頼を高めるとの意見もある。最も期待される意義・効果は効率性の向上であるが、共同化によるスケールメリットによって、どの程度の人員や事務量の削減に寄与するのか明確な数値としての裏付けがないため、共同化に向けた積極的な取組に至っていない。

なお、共同化は小規模の地方公共団体のみならず、大規模の地方公共団体にも有益であるが、共同化による組織が関係地方公共団体からの出向者によって構成されるのであれば、度重なる異動によって、専門性の高い人材の確保は困難になり、抜本的な解決にならないおそれがある。

② 共同化に適切な単位

共同化の単位として、全国、都道府県、複数市町村といった単位が考えられるが、現行の評価事務の県と市町村との事実上の役割分担や徴収事務の一部事務組合の構成を鑑みれば、都道府県単位が最も現実的かつ適当である。

③ 共同化に適切な手法

共同化の手法として、i) 県に統一、ii) 一部事務組合等（強制方式・任意方式）iii) 新たな公法人の設立、iv) 評価マニュアルの統一・合同研修の実施が考えられ、それぞれ次のようなメリット・問題点等がある。

方策		メリット	問題点等	備考
i) 県に統一		・広域的な評価。 ・行政機関が実施する枠組みは現行と馴染み易い。 ・現行でも、県は広域的な調整を実施	・地方分権の観点から問題は無い。 ・評価の体制、ノウハウは主に市町村にある。 ・都道府県の理解を得られるか。 ・評価と課税の分離	・市町村は委託費を払うことが適当 ・非木造家屋の評価は既に県が実施
ii) 一部事務組合等	任意	・広域的な評価 ・市町村税事務は市町村が行うという原則に馴染み易い。	・市町村間の温度差、負担の調整の必要等により進みにくい。	・滞納整理等では実例有り。
	強制	・広域的な評価 ・市町村税事務は市町村が行うという原則に馴染み易い。 ・規約や職員配置を標準化できる。	・強制は地方分権の観点から問題は無い。	・後期高齢者医療制度に実例有り。
iii) 新たな公法人の設立		・広域的な評価 ・柔軟な組織運営 ・プロパー職員の育成により、高い専門性を確保することが期待される。	・行政改革の観点から問題は無い。 ・民間委託との関係 ・評価と課税の分離	・国保のレセプト審査等は国保連合会が実施(法令上は委託可との規定)
iv) 評価マニュアルの統一・合同研修の実施		・評価の実施主体が変わらず、現行制度の中で評価の均衡化が図れる。	・効率化や専門性の確保といった効果は期待できない。	・鳥取県などで実例有り。

④ 課題

ア 潜在的コストの発生

評価に関する運用(手法)の統一や共同化組織の立ち上げに係る協議等の潜在的コストに対して、共同化におけるメリットを具体的に示すことが必要であり、今後の課題となっている。また、評価のように必ずしも民主的な要素が必

要とされない事務については、一部事務組合設立等の手続きを簡略化することが望まれる。

イ 適切な説明のあり方（課税と評価の分離 等）

課税庁と評価庁を分けた際の適切な説明のあり方については、i) 誰が納税者に対して評価内容を窓口等で説明するのかということ、ii) 評価庁の評価内容を信用して受け入れたということを分けて検討する必要がある。i) については納税者サービスや納税者の信頼の確保のために、課税庁で評価内容について一定の説明能力を有していることが期待される。仮に i) について不要であるといった考え方に拠ったとしても、ii) の範囲での説明義務は課税庁に残るものであり、オール・オア・ナッシングの問題ではない。

一方、納税者が不服を申し立てる際に、評価と課税は分離されていることから、別々の機関が説明義務を負うということは十分あり得るとの意見もあり、課税庁の説明のあり方については、その有無や幅も含めてあらためて整理する必要がある。

ウ 共同化を推進するエンジンの不在

共同化を推進するエンジンが必要であるが、都道府県や県庁所在市など、どのような地方公共団体を中心として共同化を推進していくべきか、今後さらに検討が必要である。

エ 新たな組織設立に伴う人的、資金的な負担

新たな組織を設立し、共同化を推進するためには、コスト面でのメリットを具体的な数値で示す必要がある。

5 まとめ

近年の行政において、行政改革の要請、規制改革・民間開放のながれ、情報公開の進展に伴う納税者意識の高まりといった固定資産税を取りまく環境の変化に対応する必要がある。このためには、固定資産税においては、評価の効率性の向上、専門性の確保、均衡化・適正化の確保をさらに図っていく必要があり、民間事業者の能力の活用や他の公共団体との協力・連携の推進など評価体制のあり方の検討は重要な課題となっている。

今回の検討を通じて、公的機関への外部化のみならず、民間事業者への外部化（民間委託）も有力な手法であることが確認されたところである。また、検討の過程の中で、民間委託を検討する際にはその定義が不明確なこともあり、民間委託とは何か、民間委託する事務とは何かを明確に定義しなければ、本質的な検討は行い難いことも明らかになった。

したがって、今回の検討では、固定資産評価の民間委託とは「当該行政事務事業に関する責任を行政に留保した上で、その実施作業の一部を私人に委託すること」と定義し、「民営化・民間開放・規制緩和」とは明確に区別するとともに、評価に関連する事務について、①現行法の下で民間に委託することができる業務（民間でも一般に行われている業務）、②従来は委託に適さないと考えられていたが、法律の根拠等の制度設計の下で可能となり得る業務、③いわゆる「公権力の行使」として行政に留保すべき業務に分類を行い、②について制度化すべくさらに検討を進めることとしたところである。そして、価格決定などを除く評価のための情報収集・調査、評価に必要な資料の作成は強制力を伴わない限り、適正さを担保する一定の法制度の下で委託可能な事務であることを確認した。ただし、質問検査・立入検査を含めた実地調査の位置付け、必要な規制・監督のあり方も含めた適正で均衡のとれた評価の確保、意義・効果を客観的に示すことについては、さらに具体的な検討が必要となっている。

今回の検討における論点整理を踏まえて、資産評価体制のあり方について今後も引き続き検討していくことが必要である。

資料編

資 料 目 次

[固定資産評価の民間委託・共同化について]

○実施体制の検討の背景と考え方	39
○民間委託についての現在の考え方	40
○民間委託の制度設計に関する検討事項	41
○評価の民間委託に関する論点	42
○論点 1～4－民間委託と法制度の必要性	43
○論点 5－必要な規制	44
○資産評価に関連があると思われる資格概要①	45
○資産評価に関連があると思われる資格概要②	46
○論点 6－民間委託への懸念	47
○評価共同化の論点等	48
○角松委員提出資料（メモ：民間委託について）	49
○固定資産評価における民間委託及び民間有識者等の活用について	52

[民間委託一般について]

○民間委託に関する学識者の見解（塩野宏）	54
○民間委託に関する学識者の見解（米丸恒治）	56
○規制改革・民間開放の推進に関する第 1 次答申（抄）	57
○「地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会」における中間 論点整理の公表	58
○構造改革特区の第 4 次提案に対する政府の対応方針	77
○主な委託業務の内容及び行政関与	79
○「二十一世紀を展望し、経済社会の変化に対応した新たな建築行政の在り 方に関する答申」（抄・平成 9 年 3 月 24 日・建築審議会）	81

[データ集]

○市区町村における固定資産税担当職員（平成 15 年度）	84
○都道府県・市区町村における固定資産税・不動産取得税担当職員	85
○市区町村における徴税費の内訳（平成 15 年度）	86

[参考：固定資産評価員・固定資産評価補助員]

○固定資産評価員・固定資産評価補助員制度の概要	88
-------------------------	----

○第1次シャープ勧告（抄・1949.8.25）	89
○固定資産税逐条解説（地方税法第404条、第405条）	90
○固定資産評価員・固定資産評価補助員に関する通知	94
○分権型社会にふさわしい地方公務員の多様な任用制度の実現へ向けて（抄）	97
○地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律の運用について	98
○地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意事項について	103
○評価員制度に関する調査結果（平成17年7月1日現在）	109

実施体制の検討の背景と考え方

1 背景

①行政改革の要請

→ 一層の評価事務の効率化

* 市区町村税務職員(59, 674人)の占める評価担当職員(15, 204人)の割合約25%(注 特別区職員には、評価担当者はいない)

②納税者の視点

納税者の資産評価に対する関心の高まり

→ 市町村間の資産評価の均衡の確保、説明責任を果たすための専門性の向上

(* 専門性確保の困難←人員削減、職員のローテーションの短期化等)

③規制改革

→ 民間開放の要請(昨今、様々な分野で民間委託)

* 地方団体からも要望あり

2 基本的考え方

①専門性の確保、効率性の向上、市町村間の評価の均衡化

②民間の専門家の活用

民間委託についての現在の考え方

1 現行の考え方

- ・ 固定資産の実地調査及びそれに基づく評価は公権力の行使である固定資産税の賦課処分と一体をなす事務。

これらは審査申出の対象となるなど課税庁として説明責任が生ずるものであるほか、実地調査については、罰則により担保された質問検査権に裏打ちされて実施するものであることから民間委託にしない。

- ・ 上記にかかる補助的事務は、民間に委託することも可能。

2 民間委託が可能な補助的事務の具体例

- ・ 航空写真の撮影等概観から判別できる現況把握
- ・ 評価額の算定に係る電算事務
- ・ 評価額計算ソフトの作成
- ・ 標準宅地の鑑定評価
- ・ 路線価等の比率表の作成
- ・ 家屋の資材を判別するための参考資料の作成

* 固定資産評価補助員に同行して、固定資産評価補助員が行う間取り、使用資材、施工量、施工の程度等の調査の補助を行うことは、不可。

民間委託の制度設計に関する検討事項

- 「公権力の行使」との関係の整理
- 守秘義務、贈収賄禁止等の法的措置の必要性

事前段階	実施段階	事後段階
【委託の範囲】 補助事務 判断事務 事実認定／適用判断 【規制・監督】 参入要件 指定or登録制度 能力・資格要件	【事業者の選定】 公正競争の確保 【評価過程の透明化】 可視化の方法 【評価の均衡化】 時系列／地域間／事業者間のバランス	【説明責任】 説明責任の範囲、分担 【チェックシステム】 評価内容のチェック方法 【訂正手続】 不適切な場合における 価格の訂正 【責任追及】 不適切な事務を行った民間事業者への対応

評価の民間委託に関する論点

- 1 民間委託の必要性
- 2 いわゆる「公権力の行使」との関係
- 3 業務の適正と担保のための法的措置の必要性
- 4 どのような事務を民間委託の対象とするのか。
- 5 民間委託を実施する場合、民間事業者に対するどのような規制・監督が必要か。
- 6 民間委託に対し、懸念される事項への対処が可能か。

論点1～4－民間委託と法制度の必要性

1 民間委託の必要性はあるのか

民間委託により何が解決できるのか。

2 「公権力の行使」との関係

資産評価は、課税額の決定(一種の不利益処分)という公権力の行使を実質的に
行っており、全面的な民間委託にならないのではないか。
どこまで民間委託が可能か。⇒ 評価資料作成等の準備行為？

〔 ※ 最近の民間委託法制度の例

指定確認検査機関が行う建築確認(建築基準法)、
放置車両の確認／車両移動保管(道路交通法) 等

3 業務の適正と担保のための法的措置の必要性

現行制度上不可としている実質的な評価事務について、民間委託を可能とするのな
らば、守秘義務、贈収賄禁止、利害関係者排除、情報の目的外使用禁止など、公権
力行使や適正さの担保等の観点から、法的措置を設けることが適当ではないか。
(* 罰則付きの質問検査等を付与するならば、当然必要)

4 委託する事務の範囲

評価関係事務のうち、どこまで民間委託が可能か。(事実認定と適用判断など)

1 事前規制等

①参加要件

- ・民間事業者の指定又は登録制度の必要性
 - ・一定の資格等の必要性
- ②業務仕様書による規制としてどのようなことが考えられるか。

2 事業実施中、事後規制等

- ①事業者の選定と公正競争の確保
- ②民間事業者が行った評価のチェック方法
- ③不適切な場合における価格の訂正
- ④不適切な事務を行った民間事業者への対応

(参考)

資産評価に関連があると思われる資格概要①

未定稿

	根拠法	業務概要	有資格者数	守秘義務	試験概要	試験作成・実施主体
不動産鑑定士	不動産の鑑定評価に関する法律	不動産の経済価値を判定し、その結果を価額に表示すること(不動産の鑑定評価)	約7,000人	有	・1次試験(短答式) 不動産に関する行政法規及び不動産の鑑定評価に関する理論 ・2次試験(論文式) 民法、経済学、会計学及び不動産の鑑定評価に関する理論 ・2年以上の実務修習	土地鑑定委員会
土地家屋調査士	土地家屋調査士法	不動産の表示に関する登記について土地又は家屋に関する調査又は測量、登記申請手続の代理	約2万人	有	・1次試験(筆記試験) 土地及び家屋の調査及び測量、申請手続及び審査請求の手続 ・2次試験(口述試験) 申請手続及び審査請求の手続	土地家屋調査士試験委員
公認会計士	公認会計士法	・財務書類(財産目録、貸借対照表、損益計算書その他財務に関する書類)の監査又は証明 ・財務書類の調整をし、財務に関する調査、立案及び財務に関する相談	約2万人	有	・1次試験(短答式) 財務会計論、管理会計論、監査論、企業法 ・2次試験(論文式) 財務会計論、監査論、企業法、租税法、選択1科目(経営学、経済学、民法、統計学) ・一定期間の実務修習 ・実務補習修了後に事実上の3次試験がある。	公認会計士・監査審査会
税理士	税理士法	・税務代理 ・税務書類の作成 ・税務相談	約7万人	有	・受験資格 国税・地方税に関する事務に従事した期間が通算して3年以上 ・試験科目 所得税法、法人税法、相続税法、消費税法又は酒税法、国税徴収法、地方税法の住民税又は事業税部分、地方税法の固定資産税部分から3科目(但し、所得税法又は法人税法のいずれか1科目が必須) 簿記論及び財務諸表論	国税審議会
建築基準適合資格者検定	建築基準法	—	約1,000人	—	・受験資格 一級建築試験に合格した者であり、建築行政又は建築審査会委員等において確認検査業務について、2年以上の経験を有する者 ・試験内容 建築基準関係規定に関する知識及び建築行政等の実務経験に関する小論文	国土交通大臣

資産評価に関連があらと思われれる資格概要②

未定稿

根拠法	業務概要	有資格者数	守秘義務	試験概要	試験作成・実施主体
補償コンサルタント (補償業務管理士) ※補償業務管理士は、土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償・特殊補償、事業損失、補償関連の7つの専門分野がある。	・公共事業に伴う補償業務 (公共事業に伴い、所有権者や借家人等の関係人に生じる損失の補償やこれらに関連する業務を国、地方公共団体等の起業者から受注したり、請け負ったりする(法人又は個人。))	＜補償コンサルタント＞ 約7,000人 ＜補償業務管理士＞ 約1,000人	—	＜補償コンサルタント＞ 1. 登録を受けようとする部門ごとに当該登録部門に係わる補償業務の管理をつかさどる専任の者で、次のいずれかに該当する者(補償業務管理者)を置く者であること。 なお、補償業務管理者は常勤し、その業務に専任する必要がある。 (イ) 当該登録部門に係わる補償業務に関し7年以上実務の経験を有する者。 (ロ) 国土交通大臣がイに掲げる者と同程度の実務の経験を有する者と認定した者。 2. 財産的基礎又は金銭的信用を有する者であること。 ●法人の場合は、資本金が500万円以上かつ	試験作成・実施主体 補償コンサルタント: 登録先は国土交通大臣 補償業務管理士: 社団法人日本補償コンサルタント協会
積算コンサルタント(建築積算資格者)	・建築積算業務 (建築物の設計・図・仕様書から必要な材料やその数量を算出し、材料ごとの内訳明細書の作成や最終的な建築工事費の算出などを行う。)	約37,000人	—	・受験資格 20歳以上 ・試験内容 筆記試験: 建築一般、建築数量積算など 実技試験: 図面を題材に建築工事費を算出	社団法人日本建築積算協会が実施 ※平成13年3月31日まで建設大臣認定事業
測量士	測量に関する計画の作製と実施 (土地、家屋の現況を把握するため、公共測量に適応できる航空写真撮影と写真図作成を行う)	測量士21万人 測量士補45万人	有	測量士試験は、次に掲げる科目について実施する。 1. 三角測量(網又は鎖の平均計算を伴う程度の測量) 2. 多角測量(三角点間を連絡する程度の測量)及び水準測量 3. 地形測量(トランジットを用いる図根測量並びに平板、コンパス等を用いる平面測量及び高低測量とし、スタジア法によるものを含む) 4. 写真測量(図解法及び機械法による測量とし、測量用写真の撮影を含む) 5. 地図編集(地図の投影を含む) 6. 応用測量	国土地理院

論点6ー民間委託への懸念

- 1 個人情報情報の保護、プライバシーの問題
- 2 納税者意識
 - ①家屋の中への立入への抵抗
 - ②税額算定への信頼性
- 3 適正で均衡のとれた評価の確保
時系列／地域間／事業者間のバランス
- 4 市町村にチェックできる人材がいなくなり、丸投げになるのでは？
- 5 納税者に対する説明責任の所在

評価共同化の論点等

1 共同化の意義・効果

2 共同化の単位

・県単位 or 複数市町村単位

3共同化の手法

- (1) 県に統一
- (2) 一部事務組合等(強制方式、任意方式)
- (3) 新たな公法人の設立
- (4) 評価マニュアルの統一、合同研修の実施

4 共同化の課題

- (1) 潜在的コストの発生
- (2) 説明責任の適切な遂行の観点(課税と評価の分離 等)
- (3) 共同化を推進するエンジンの不在
- (4) 新たな組織設立に伴う人的、資金的な負担

1. 民間委託と、その他の民営化・民間開放・規制緩和の事例との区別が必要ではないか。固定資産評価の場合問題になるのは、民間委託＝「当該行政事務事業に関する責任を行政に留保した上で、その実施作業の一部を私人に委託すること」
2. 以下について議論の区別が必要ではないか。
 - (a)民間委託の限界・制約条件
 - (b)「履行責任」: 行政事務事業の民間委託の場合、当該事務事業が適切に遂行されることについての直接的責任が行政に残る。説明責任を伴う。
 - (c)「保証責任」: 民間委託に限らず民営化・民間開放一般について、民営化・民間開放の後市民の権利が実効的に保障されなければならないという責任。そのために必要な制度的措置、場合によって、義務の不適切な履行から生じる賠償責任も含まれる。
3. 民間委託の限界としての「公権力の行使」には二つの面がある。(a)「直接国民の権利義務を形成またはその範囲を確定する」(「抗告訴訟の対象＝公権力の行使たる行政庁の処分」に関する最高裁の定義(最判 1964.10.29)、外国人の公務就任権に関する最判 2005.1.26¹⁾)という側面と、(b)「実力による強制行為」という側面。
4. 米丸恒治教授は、「(公)権力の国家独占原則」を主張される。その際、上の3(a)の面についての国家独占は、(i)国民主権原理と責任内閣制・私的自治²⁾、及び(ii)私的自治の裏返し(同意なくして法律関係を変動させることができるのは法律に従った公権力の行使のみ³⁾)という観点から、3(b)については、自力執行の禁止と国家による実力行使の独占から基礎づけられる(米丸『私人による行政』(日本評論社、1999)357 頁。ただしこの原則には例外が認められる。「個別具体的に、公権力の行使の国家独占原則の例外として認めるに値するかの合理性を個別的に検討しなければならない」とされる
5. このような観点からすれば、民間委託と「公権力の行使」については、個別の問題に即して、3

¹ 「公権力行使等地方公務員」を「地方公務員のうち、住民の権利義務を直接形成し、その範囲を確定するなどの公権力の行使に当たる行為を行い、若しくは普通地方公共団体の重要な施策に関する決定を行い、又はこれらに参画することを職務とするもの」と定義している。総務省「地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会」も「地方公共団体の重要な施策に関する意思形成に参画する行為」を「民間委託に適していない」例としてあげるが、固定資産評価事務は、おそらくこれにはあたらないと思われるため、省略する。

² 「日本国憲法の基本原理として国民主権原理がとられ、責任内閣制のもとに国民より信託された公権力の行使については内閣が国会に連帯して責任を負うこととされているのが基本原則である。そこでは、国民の基本的人権との関係でも、国家の行政活動は内閣が連帯して責任を負うことができる、すなわち指揮監督を行ない責任を負うことのできる組織または公務員による行政が原則となっているといえよう」

³ 「国民相互の間では、基本的にその自由権に基づく合意によってしか権利義務関係の形成が認められないとすれば、一方的に他の国民の権利義務関係を変動させる規制的作用は国家機関または行政機関の独占するところとなるし、それを解除する作用も、同様と解されるからである」

(a)(b)の側面を区別しつつ、以下のような点を考慮すべきであろう。(i)非公務員を投入した場合、どのように・どの程度上記原則に抵触するのか(ii)非公務員を投入することにどの程度積極的意義が認められるのか(コスト削減はもちろんそれ自体有意義であるが、それ以外の積極的意義について)(iii)既に行なわれているその他の民間委託例と比較してどのような特性があるのか

6. まず、3(a)の側面については、補助的業務であれば非公務員の投入は許されると考えられるが、それが行政庁による判断を事実上拘束し、当該判断に対する行政庁の説明責任を果たせない事態が仮に生じるようになると問題ではないか。今回の問題に即して言えば、非公務員による評価が(評価は課税処分の一要素に過ぎないが、しかし重要な要素である)、事実上市町村長の判断を拘束するのではないかという懸念である⁴。ここでは「公権力の行使」の問題と課税自主権の問題が重なり合うことになるが、後者は共同化にも共通する問題点である。

7. 他の民間委託例との比較では、駐車監視員の場合、事柄が放置という客観的事実であり、ナンバープレートの写真撮影など、警察署長が(実際的には事後的にであつても)業務の適正性を確認しうる制度になっている。不服が生じた場合、おそらくこのような資料で事後的に立証可能であり、説明責任にも問題が生じないであろう。固定資産評価に関する非公務員の判断が完全に客観化定型化できるか、それとも現場非公務員の判断という側面を外せないかが鍵となるのではないか。なお、駐車監視員制度導入に当たり、駐車違反の刑事罰と切り離れた放置違反金(過料)の制度の創設と結びついていたことも参考になるかもしれない。

8. 建築確認の指定確認検査機関制度は、まさに「権利義務の形成・確定」の本丸である行政処分を私人に委ねる制度。しかしこれは、(i)競争的な「確認検査ビジネスの市場を創出した」(米丸『『民』による権力行使—私人による権力行使の諸相とその法的統制—』(小林武他編『『民』による行政—新たな公共性の再構築』(法律文化社、2005)53 頁)ものであり、民間委託ではなく業務の民間開放の面が強い⁵ (ii)申請に対する処分であつて不利益処分ではない という点で、固定資産評価とはかなり性質が異なる。不利益処分を民間人が行なっている例としては弁護士会による懲戒処分等があるが、これは、団体の強度の自律性を保障するという特殊事情がある。

9. 3(b)の側面については、類型分けが必要と思われる。まず、(i)人に対する実力行使は、鉄道職員・船長・機長などの閉鎖的空間の秩序維持のための実力行使(米丸・前掲『『民』による権力行使』62 頁)のような場合を除き、補助的活動についてであれ、民間人の投入は認められないのではないだろうか。(ii)これに対して、レッカー移動のような、物に対する実力行使は、人に対する実力行使と明確に区別され、また、行政の指揮監督が完全に及ぶ場合(民間業者が「手足」として評

⁴ ただし、現行の固定資産評価補助員の制度との比較検討は必要である。おそらく指揮監督の所在が問題になるのではないか。

⁵ ただし、指定確認検査機関の建築確認について自治体に国家賠償責任の成立余地を認めた最決 2005.6.24 はやや異なる理解をとっているのかもしれない。

価されうる場合)には認められる⁶と思われる。固定資産の実地調査の場合、罰則により担保された質問検査権に基づくものであり、また、特に家屋立入の場合、個人のプライバシーに直接的に関わることを考えると、(i)(ii)の「間」にあるような印象を受ける。また、「手足として評価」されうる場合に当たるかどうか、懸念が残る。

10. 民間委託の積極的な意義について。一般的な情報—全国的な評価の状況、新たな建築技術、鑑定評価の新たな技術など—について、民間事業者の情報・知識・経験を参照することが有意義な可能性は高いと思われる。他方、個別固定資産の実地調査について、そのような有意義性がどのような場合に想定されうるか、慎重な検討が必要ではないか。

11. 行政のこれまでの知識・経験・ノウハウを維持し、新たな状況への「学習能力」を保ち発展させる視点も重要である。民間委託、あるいは広く公私協働によって、民間の知識・経験・ノウハウを学ぶことは有意義たり得るが、他方で、「丸投げ」になってしまうと、これまでの行政の知識・経験・ノウハウのストックが損なわれ、あるいは新たな状況が出現したときに対応できず、規制力喪失を招かないかという問題がある。

この点、2006年4月の国土交通省の「構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会報告書」は、

「公共建築の設計・工事監理は次第に外部に委託される割合が高くなり、設計・工事監理を経験することが少なくなったため、建築主事の技術力が、規制される側の建築士の技術力に比べ相対的に低下していった」

ことが耐震強度偽造を見逃した背景にあったと指摘している。

たとえば、駐車違反の取り締まりであれば、業務の性質上このような問題は考えづらいのではないと思われるが、固定資産評価の場合、建築事業のような高度な技術力は要しないにしても、ノウハウや経験知が失われるおそれはあるのではないか。納税者に対する説明責任を実効的に果たす上でも、このことは重要な問題。

12. (補足)前回委員会で木村委員が提起した「不服申し立て・訴訟手続などの事後救済手続がきちんと担保されていて、関係人の主張が十分になしうる環境であれば、それで客観性が担保される」という考え方、医療の世界のセカンドオピニオンのような「多様な評価の可能性」を認める考え方は極めて重要な根本的問題提起ではないか。ただし、現在の法制度上初発の課税処分の厳密性を緩めるような考え方がとれるか、また、(実態と離れるのかもしれないが)課税処分には理論的には羈束行為であって、一義的に正しい税額が算出できるはずという建前があるのではないか。だとすればその建前と多様な評価可能性とをどう整合させるのかという問題があるだろう。

⁶ 第3回委員会「資料3」p40の国会答弁では、「警察署長またはその指揮下にあります警察官により移動すべき車両を特定いたしまして、移動すべき旨を意思決定した場合において、その指示に従い、単にレッカー車により移動する作業を実施」しているにすぎないと説明されている。

各道府県総務部長 殿
東京都総務・主税局長 殿

総務省自治税務局固定資産税課長

固定資産評価における民間委託及び民間有識者等の活用について

行政改革の要請、納税者意識の高まり等の固定資産税を取り巻く環境の変化に伴い、固定資産評価における公正性の確保、専門性の向上、固定資産評価事務の効率的な実施が一層求められているところです。

また、「全国規模での規制改革・民間開放要望」等において、固定資産評価における民間委託や固定資産評価員等への民間有識者の活用について要望があったところです。

こうしたことを踏まえ、固定資産評価における民間委託や固定資産評価員等への民間有識者等の活用において留意していただく事項について、以下のとおり取りまとめましたので通知します。

今後、この通知内容を踏まえ、民間委託及び民間有識者等の活用について検討いただきますようお願いします。

また、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨ご連絡願います。

記

1 固定資産評価における民間委託について

固定資産の実地調査及びそれに基づく評価は公権力の行使である固定資産税の賦課処分と一体をなす事務である。これらは審査申出の対象となるなど課税庁としての説明責任が生ずるものであるほか、実地調査については罰則によって担保された質問検査権に裏打ちされて実施するものであることから民間委託になじまないものと考えられる。

ただし、これらに関連する補助的な事務については民間に委託することは可能である。

なお、民間委託が可能な事務の例として、次のようなものが考えられるので参考としていただきたい。

- ・ 航空写真の撮影等外観から判別できる現況把握
- ・ 評価額の算定に係る電算事務
- ・ 評価額計算ソフトの作成
- ・ 標準宅地の鑑定
- ・ 街路の状況や公共施設等の接近状況などのデータ収集
- ・ 路線価等の比準表に係る資料の作成
- ・ 評価図面の作成
- ・ 家屋の資材を判別するための資料の作成
- ・ 家屋の比準評価システムに係る資料の作成

2 固定資産評価員及び固定資産評価補助員への民間有識者等の活用について

(1) 固定資産評価員

固定資産評価員は議会の同意を得て選任される特別職の地方公務員であり、地方公務員法の営利企業等の従事制限（同法第38条）の規定は適用されない（ただし、地方税法の固定資産評価員の兼職禁止等（地方税法第406条）の規定は適用される）。

固定資産評価員の職は、一般的には常勤の職としての職務の分量が存在すると考えられるが、場合によっては職務の分量が少なく、非常勤の職となることもあり得るものである。

(2) 固定資産評価補助員

固定資産評価補助員は一般職の地方公務員であり、「再任用職員」「再任用短時間勤務職員」「任期付職員」「任期付短時間勤務職員」等様々な勤務形態に応じた任用が可能となっている。

また、一般職の地方公務員に対しては、地方公務員法の営利企業等の従事制限の規定が適用されるが、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員として任用されている者に係る営利企業等の従事の許可については、公務に支障を来したり、公務の信用を失墜させたりするなどのおそれがないよう十分留意しつつ、勤務形態等を勘案して必要に応じ弾力的な運用を行うことも可能であるとされているところである。

固定資産評価員及び固定資産評価補助員については、これらの制度により、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する民間有識者等を活用することができるものである。

以上

第四節 委任行政

一 意 義

行政組織法上も、委任という法的道具が用いられる。その一つが行政機関相互における委任の問題である（前出三三頁、四四頁）。委任の技術は、行政機関相互のみならず、行政主体以外の個人や法人にも用いることが可能であり、行政法学上はこれを委任行政として、行政官庁法理上の権限の委任とは別に取り上げられてきたところである（美濃部・日本行政法上巻四一頁）。ここでの委任行政における委任も行政機関相互における権限の委任以外のものを対象とする。

具体的には、企業などの給与の支払義務者が、納税義務者の支払うべき税をその支払の際に徴収して国に納付するのが、その一つである。また、弁護士連合会や司法書士連合会が行う弁護士、司法書士の登録（登録拒否）も（弁護士法八条、司法書士法八条、営業の自由に対する規制作用の委任と解される。さらに、昨今多用されているのが、指定法人による場合であって、各種の国家検定、国家資格試験等の行政事務を、国が指定した民法上の公益法人が行うのがこれである（前出一〇二頁）。地方公共団体独自のものとして、指定管理者制度がある（後出二〇〇頁）。特別行政主体の活動はここでいう委任行政ではない。

（一）委任とは別に委託という方法がある。これも、行政主体が行うものとされている事務を、私人が行うものであるが、これが、地方公共団体相互に行われるときには、地方自治法上の事務の委託となる（後出二二八頁）。これに対して、行政主体も、たとえ

ば、庁舎の管理の一部（駐車場の整理、エレベーターの管理、電話交換等）を外部の民間業者に委託をすることがあるが、これらは、基本的には請負契約等の民法的手法によつて処理されることとなる。したがつて、委託の制度は、外部に対する公権力の行使のようなものではない。委託については、法律が明文でその根拠を置き、さらに、ときには、刑罰によつて担保された法律上の義務（ただし、行政上の監督手段はない）を課していることもある（例、郵便物運送委託法）。これらの場合でも、当該法律関係の設定は契約（請負又は準委任）によつてなされることに変わりはない（参照、露木・警察学論集四二巻一二号一〇七頁以下）。しかし、契約内容が業務の性質を十分考慮したものでなければならぬ（たとえば、古紙の処理委託においては、住民や納税者のプライバシー保護に留意した契約条項を備えたものである必要がある）、行政責任の放棄にわたらないようにすることが肝要である（地方公共団体の外部委託についてであるが、参照、佐藤英善「外部委託契約をめぐる法的問題」ジュリスト八一四号（一九八四年）二六頁以下）。

新たに、委託方式を広く用いるものとして制度化されたものに、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づくPFI事業がある。この事業には、公共施設の建設のみならず（これは、民法上の請負契約によつてなされる。本書一七三頁）、その維持管理・運営も事業者によつて行わせることができるが、事業者の選定、事業の内容等については、すべて契約によつて処理することが考えられていると解される。公物の管理委託は個別公物管理法の枠内で実務上行われているところであるが、今後、PFI事業が幅広く普及していくと、行政事務の委託方式についての一般理論を展開する素材が提供されることも期待される（参照、後出三二〇頁、三三七頁）。

二 委任行政の法的特色

委任行政においても、行政官庁法通則と同様の法理が働くと思われるが、主要な論点としては、次の事項が挙げられる（とりわけ、指定法人との関連については、前出一〇三頁注（2）所掲の塩野、露木、米丸論文参照）。

① 委任の効果 委任行政においては、受任者のした行為あるいは受任者に対してなす私人の行為が、委任者

である国家のした行為あるいは国家に対してなした行為となる。このことを目して、委任行政の場合においては、国家と受任者の間に（公法上の）代理関係が発生するとされることがあるが（美濃部・日本行政法上巻九九頁）、厳密には代理の関係ではない。この場合でも、法律関係自体は受任者と相手方私人の間に生ずるのであって、その意味では、委任行政における委任は民法上の代理の概念ではなく、行政官庁法理における委任として理解されるべきものと思われる（制定法上、この点が明らかになっている場合として、指定法人の行為に対する不服申立てにおいて当該法人は原処分庁として位置づけられる場合——火薬類取締法五四条の二、手数料収入が指定法人に帰属することとされている場合——風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律二〇条九項等がある）。

したがって、受任者である指定法人等がした処分については、処分をした指定法人が被告となる（行政事件訴訟法一一条二項。参照、小林久典・行政事件訴訟法〔二〇〇四年〕五頁。公権力の行使にかかる国家賠償については、前出二〇三頁注（三）参照）。

② 委任の許容性 日本国憲法上、行政主体のみが行政作用を担当する、とりわけ公権力の行使をすべきである、という委任行政の絶対的禁止の原則は明示的には存在しない。しかし、公権力の行使を付託される組織それ自体は、原則として民主的コントロールの及ぶその意味での国および地方公共団体の行政機関であると解される。その意味では、特に公権力の行使を伴う行政作用の委任については、その必要性の根拠が明確でなければならないと解される。

③ 委任の法的根拠 公権力の行使の委任は法律により直接なされることもあるし（弁護士法八条以下、司法書士法八条以下）、法律の根拠に基づき指定行為による場合もある（電気通信事業法五六条、火薬類取締法三一条の二）。いずれにせよ、委任される行政が公権力の行使にかかわる場合には、法律の根拠が必要となる。

115

④ 行政組織法の基本原則からすれば、受任者の組織構成についても、民主的コントロールが及ぶべきである。しかし、受任者が個人の場合には組織構成の問題は生ずる余地がないし、法人の場合においても、過度に当該組織構成に国家が介入することは、委任行政という手法をとった趣旨に反することもあり得る。ここに、委任行政の限界があることに注意しなければならない。

⑤ 国と受任者の関係 国の行政を国に代わって行わしめる点において、国と受任者は、行政組織法上の関係にある。ただ、そのことは、それが、行政機関相互としての行政組織内の関係となることを意味するわけではない。受任者は個人であれ、法人であれ、もともと自由な活動を憲法上保障された人格であるから、当該受任の関係においても、法律に定められた限度で、委任者の指揮監督に服するにすぎない。ただ、その監督権の行使に際して、一般の規制法上の監督よりも、介入の程度が密であったり、その手続について別に扱うことは認められる。行政手続法は、指定機関のうち、とりわけ、行政庁との関係が密接なものについては、同法二章および三章の適用除外を定めているが（法四三条三項）、これも、監督権の行使が通常の行政組織内部のものと同様に取り扱われることを確定的に規定したものではない（監督処分に対して、指定法人は出訴することができると解される〔同旨米丸恒治・私人による行政三四九頁〕）。

116

解釈されるドイツの基本法上の規定である。既に本書でも⁽⁷⁶⁾指摘したように、基本法33条4項は、「高権的権限の行使は、継続的な事務としては、原則として、公法上の勤務関係および忠誠関係にある公勤務に属する者に委任されなければならない」として、高権的な権限の官吏への「機能留保」の規定を置いており、それが「継続的な事務としては」および「原則として」の2つの文言の解釈として、「一時的」「例外的」な私人への権限委任を許容するものとして解釈される一方、行政権限を私人に対し「継続的」「原則的」に委任することを制限するものとして機能してきた。そしてこのような行政権限の委任についての制限規定があることにより、最近では、権力的な権限とされてきた航空管制権限を国家以外の私法上の団体に委任する改革の違憲性が指摘され、形式的に基本法改正により解決が図られたわけである⁽⁷⁷⁾。いずれにせよドイツでは、私人への権限委任に対して憲法上の限界があることが、基本法の具体的な規定との関係で確立しているといっている⁽⁷⁸⁾。

一方、日本国憲法の規定上は、ドイツ基本法33条4項のように「私人への権限委任」を制限すると解釈できる規定があるかどうかについては従来議論されてきていないし、また規定上も特定の行政権限を明示的に国家ないしはその公務員に留保している規定は存在しない。

憲法上、特定の行政権限を国家に独占する規定がないとすると、例えばドイツの航空管制改革のように権力的な権限を私人に委任することの限界がなにかのように思われるのではなかろうか。この問題との関わりでは、憲法上の制限規定を持つドイツにおいてさえ、前述のように公権力の行使、実力の発動をも私人に委任すると見られる現象があること⁽⁷⁹⁾、また目をドイツから転じるとアメリカ合衆国などにおいては近時、国家権力による強制力の発動の典型例である刑務所の民営化すら行われていること⁽⁸⁰⁾、を考慮に入れる必要があろう。もちろんこれまでも、公権力の行使は民間に委ねることは許されないとする主張がなかったわけではない⁽⁸¹⁾。ただその憲法上の根拠は、明確に示されていない。私人に対する行政権限委任または行政活動の民営化の憲法的限界を明確にすることなしには、本来国家が独占しているはずの公権力の行使の民間委託や、私人による権力的な活動の拡大に対して歯止めが効かなくなってしまうのである⁽⁸²⁾。

米丸恒治「私人による行政」(1999年)

指定機関による行政手法がどのような権限について許容されるのかについては、日本国憲法上明文の規定が置かれていない。しかしながら日本国憲法の基本原理として国民主権原理がとられ、責任内閣制のもとに国民より信託された公権力の行使については内閣が国会に連帯して責任を負うこととされているのが基本原則である。そこでは、国民の基本的人権との関係でも、国家の行政活動は内閣が連帯して責任を負うことのできる、すなわち指揮監督を行い責任を負うことのできる組織または公務員による行政が原則となっているといえよう。日本国憲法のもとでは、国民にその意思に基づく自力執行を禁止し、緊急避難などの例外的場合を除き実力の発動を禁止する一方で、国家およびその司法組織および行政組織が公権力の行使を行う統治構造となっていてということができる。その意味では、わが国でも、権力の国家独占の原則が妥当しているといえよう。

このような権力の国家独占原則との関係では、私人による権力的な活動は、原則的に排除されることとなる。権力の国家独占原則は、まさしく実力の発動のみならず、法的な公権力の行使の活動にも基本的には妥当することになる。すなわち国民相互の間では、基本的にその自由権に基づく合意によってしか権利義務関係の形成が認められないとすれば、一方的に他の国民の権利義務関係を変動させる規制的作用は国家機関または行政機関の独占するところとなるし、それを解除する作用も、同様と解されるからである。

このような解釈の基礎としては、憲法全体の国民主権原理に基づく構造、憲法65条、66条3項、72条があげられよう。

公権力の行使の国家独占の原則が憲法上このように基礎づけられるとすれば、国家に独占された公権力の行使を私人に委ねることは基本的には排除されることになり、かかる観点から、現在多くの法律で採用されている指定機関制度も、個別具体的に、公権力の行使の国家独占原則の例外として認めるに値するかどうかの合理性を個別的に検討しなければならないことになろう²⁾。

(2) 例外的な私人への権限委任と監督

この点に関わっては、前述の指定機関に対する監督権限は、公権力の国家

1 各分類における民間開放に向けた取組

（1）給付、徴収業務

【問題意識】

給付、徴収に関する業務については、基本的には、一定の基準に基づき決定される個々の給付、徴収事務の処理であり、一般的には政策判断や裁量の余地はなく、民間開放は可能であると考ええる。

給付業務については、財政責任を負わない主体が行う仕組みにすることは、濫給防止の観点から問題があるとの意見がある。しかし、給付基準について明確化し、適切な監督を行うことにより、裁量判断の余地はなくなり、また、濫給は防止できると考えられ、民間開放を行う上での支障とはなり得ないと考ええる。

徴収業務については、a 強制徴収権の行使はいわゆる「公権力の行使」であり、公務員でなければ行えない、b 民間では公平・中立な徴収が行われない可能性がある、c 徴収業務に際しては個人情報扱うことになり、厳格な守秘義務を負う公務員が扱うことが適当であるとの意見がある。

a 強制徴収権の行使はいわゆる「公権力の行使」であり、公務員でなければ行えないとの意見に対しては、公権力の行使の権限をいかなる主体に付与すべきかについては立法政策上の問題であり、必ずしも公務員でなければ行えないものではないことから、制度の仕組み方により民間開放が可能であると考ええる。また、公権力行使の裁量性ゆえに官が行うべきであるとの意見に対しては、そもそも徴収業務に裁量の余地があること自体が問題であること、したがって裁量の余地が極力なくなるように十分なガイドライン化、マニュアル化等を図ることこそが必要であり、このような措置を講ずれば民間が行うことは可能であると考ええる。

b 民間では公平・中立な徴収が行われない可能性があるとの意見に対しては、必要に応じ、法令や契約で担保することにより公平性・中立性を確保することが可能であり、主たる問題点とはなり得ないと考ええる。

c 徴収業務に際しては個人情報扱うことになり、厳格な守秘義務を負う公務員が扱うことが適当であるとの意見に対しては、現在公務員に課せられている守秘義務と同等の守秘義務を法令又は契約で課せばよいと考えられ、これをもって民間開放できないとする論拠にはなり得ない。

上記の意見以外の意見についても、民間開放を否定する定量的かつ具体的な論拠があるとはいえず、給付、徴収業務について民間開放できないとする根拠は存在しないと言わざるを得ない。他方、民間開放により給付、徴収業務の効率性の向上が期待できることから、給付、徴収に関する業務については、積極的に民間開放を推進すべきであると考ええる。

平成18年6月23日

「地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会」
における中間論点整理の公表

「地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会（座長：菅野和夫 明治大学法科大学院教授（前東京大学法学部長）」では、平成17年6月に発足して以来8回の研究会を行ってきましたが、このたび最終報告の取りまとめに向けて議論を深めるべき論点について、整理した中間論点整理をまとめました。

平成18年度は、この中間論点整理をもとに検討を進め、具体的な事例や手法等を整理して報告書をまとめることにしています。

1 研究会の概要

別紙1のとおり

2 中間論点整理

（項目）

I 民間委託等に関する基本的考え方

- 1 民間委託等推進の理念
- 2 民間委託等の前提
- 3 民間委託等における競争環境の維持
- 4 民間委託等による効果の事前測定について

II 民間委託先等の選定方法のあり方

- 1 参加資格要件について
- 2 民間委託先等の安定性の評価について
- 3 民間のノウハウ・創意工夫を評価できる選定手法の採用について
- 4 公募としない指定管理者の選定について

III 民間委託先等との契約のあり方（契約・協定の締結）

- 1 契約解除事由に関する定め
- 2 不法行為責任の担保に関する定め
- 3 履行責任の確保について
- 4 個人情報保護、守秘義務等のあり方
- 5 長期契約化による効率性の発揮について
- 6 行政による調査・報告徴収と是正指示等の定め
- 7 再委託範囲について

IV 公務員及び外郭団体職員の処遇のあり方

- 1 公務員の処遇問題への対応について
- 2 民間委託等に伴い外郭団体等を解散する際の行政の責任について
- 3 官民の人材交流の円滑化について

V モニタリングのあり方

- 1 モニタリングの目的及びプロセス
- 2 サービス水準の設定
- 3 モニタリング結果の反映
- 4 委託先企業の職員の配置転換の報告義務

VI 地域団体等による行政サービス提供の推進のあり方

- 1 地域協働を担う住民ボランティアや地域団体（自治会、こども会等）、NPO等による行政サービス提供の推進のための手法について
- 2 委託先選定方法（入札方式）について
- 3 地域団体等との契約について

※ 中間論点整理の概要は別紙2のとおりです。なお、関連資料も含めた全体版については、総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp/iken/index.html>）にて公開しております。

(連絡先)

総務省自治行政局行政体制整備室

担 当：福田課長補佐、佐川係長

電 話：03-5253-5519

FAX：03-5253-5592

(別紙1)

地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会

1. 趣旨

地方分権の推進に伴い、各地方公共団体は自らの判断と責任において、様々な地域の課題に柔軟に対応していくことが求められています。

社会経済情勢の変化に伴い益々高度化・多様化する行政ニーズに、厳しい財政状況等による経営資源の制約を受ける状況下にあっても適切に対応していくためには、行政自らが担う役割を重点化し、住民団体をはじめNPOや企業等地域の多様な主体と協働していくことが必要となります。

このような観点から、現在、地方公共団体の事務・事業の民間委託が推進されているところですが、今後さらに積極的に推進していくためには、委託先の選定手法、委託契約のあり方、行政責任の担保措置などの様々な課題について制度的な観点を含め検討が必要となってきます。

このため、特に、民間委託に関する法的な論点の整理、具体的な委託契約のあり方、指定管理者制度の運用指針などを中心に議論を行うものとしています。

2 メンバー（敬称略）

座 長	菅 野 和 夫	（明治大学法科大学院教授（前東京大学法学部長））
	秋 元 克 広	（札幌市企画部長）
	角 紀代恵	（立教大学法学部国際・比較法学科教授）
	川 村 仁 弘	（立教大学社会学部産業関係学科教授）
	経 塚 義 也	（公認会計士／あずさ監査法人パブリックセクターマネージャー）
	斎 藤 誠	（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
	辻 琢 也	（一橋大学大学院法学研究科教授）
	土 屋 雅 裕	（大成建設株営業総本部都市開発本部PFI推進部部長）
	新 美 龍 二	（高浜市人事広報課長）
	橋 本 勇	（弁護士）
	福 本 真 一	（東日本電信電話株総務人事部法務部門長）
	山 地 英 彦	（大阪府政策企画部企画室政策調整担当課長）

3 スケジュール（予定）

平成17年6月17日	第1回研究会
平成18年6月	中間論点整理公表
平成19年3月	最終報告

地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会 中間論点整理（概要）

I 民間委託等に関する基本的考え方

1 民間委託等推進の理念

少子高齢化の進展や厳しい財政状況の下において、地方公共団体が中心となり今後もしっかりと公共の機能を果たしていくために「新しい公共空間」の形成が必要。その一つの手法として民間委託等を積極的に推進すべきではないか。

2 民間委託等の前提

(1) 業務改革を前提とした民間委託等の必要性

民間委託等の前提として、業務を効率化するため、既存業務の標準化やコスト分析などを行い、業務の執行方法を積極的に見直していく必要があるのではないか。

(2) 業務の包括化・共通化について

効率化の効果を大きくするとともに競争性を確保する観点から、包括化、共通化が必要ではないか。その際、事前にマーケティング調査を実施することも必要ではないか。

(3) 民間委託等に適さない行政固有の範囲の考え方

行政自らが執行しなければならない事務事業と民間事業者を活用した方がよい事務事業の区分を明確化すべきではないか。

(4) 請負契約等の効率的活用について

請負契約等と労働者派遣は、地方公共団体の指揮命令権や危険負担、経費負担、民間ノウハウの発揮に違いがあることから、両者を混同することなく、諸条件を勘案した上で最も適した手法を選択する必要があるのではないか。

3 民間委託等における競争環境の維持

委託業務の内容がブラックボックス化することで「独占的状況」が発生しないようにどのような工夫が必要か。

4 民間委託等による効果の事前測定について

民間委託等を実施すべき業務の選定に当たっては、事前に官民コスト比較が必要ではないか。

Ⅱ 民間委託先等の選定方法のあり方

1 参加資格要件について

参加資格要件はどのようなものとするべきか。

2 民間委託先等の安定性の評価について

行政は、専門家の助言や経営指標などで、民間委託先等の経営状況を事前に分析することが必要ではないか。

3 民間のノウハウ・創意工夫を評価できる選定手法の採用について

民間委託等による効果を享受するため、民間委託先等の選定手法としてどのような方法が考えられるのか。

4 公募としない指定管理者の選定について

指定管理者の指定に当たって公募としないことが認められる場合をどのように考えるべきか。

Ⅲ 民間委託先等との契約のあり方（契約・協定の締結）

1 契約解除事由に関する定め

契約解除は、法定解除や約定解除によらない限り、原則できないことを再認識したうえで、どの程度まで解除権を規定しておくことが可能かについてさらに検討を深められないか。

2 不法行為責任の担保に関する定め

地方公共団体が民間委託先等とともに損害賠償請求の対象とされた場合に備え、確実に求償等できるようにするためにどのような措置が必要か。

3 履行責任の確保について

民間委託先等が破綻した場合に備えて、業務内容や代替事業者の存在などを勘案した上で事前に代替事業者を定めておくことや、債権債務の相殺に関する規定を明記することなどが必要ではないか。

4 個人情報保護、守秘義務等のあり方

民間委託先等に個人情報保護条例を適用すべきか。またさらに、法において守秘義務規定や、みなし公務員規定を設ける必要性についてどのように考えるか。これらは、業務の特質（業務に関して個人情報に触れる蓋然性等）や情報の種類、かかる罰則の内容（体制整備から罰則まで多様）によって異なるので、具体的な場合を整理する必要があるのではないかな。

5 長期契約化による効率性の発揮について

長期契約が合理的である要因としてどのようなものが考えられるのか。また、指定管理者の指定と債務負担行為との関係をどのように考えるべきか。

6 行政による調査・報告徴収と是正指示等の定め

モニタリング結果に疑義がある場合や、現状を放置すると公共サービスの提供に重大な支障が生じることが予想される場合などに備えて、どのような措置が必要か。

7 再委託範囲について

委託業務が専門・広範囲化していることから、再委託範囲について見直しが必要ではないか。

IV 公務員及び外郭団体職員の処遇のあり方

1 公務員の処遇問題への対応について

公務員については、制度上、職員の過員整理が認められているが、この場合においても民間委託先を含めて再就職先を斡旋するなど雇用確保に向けた一定の配慮が必要となるのではないかな。

2 民間委託等に伴い外郭団体等を解散する際の行政の責任について

地方公共団体は、外郭団体等の固有職員と直接的な雇用関係はないものの、設立に至る経緯やその後の運営への関与の実態などから、地方公共団体においても何らかの配慮が求められる場合があるのではないかな。

3 官民の人材交流の円滑化について

民間委託等の対象となる事務事業についての公務員のノウハウの維持及び向

上並びに当該事務事業に携わっていた公務員のモチベーションの維持をいかに図っていくべきかについて、さらに検討を深められないか。

V モニタリングのあり方

1 モニタリングの目的及びプロセス

モニタリングの目的は何か。また、モニタリングに当たって、どのような点に留意が必要であるか。

2 サービス水準の設定

S L A (Service Level Agreement)におけるサービス水準の規定方法等について、さらに検討を深められないか。また、当初から完全なS L Aを作成することが困難な場合には、必要最低限度のサービスレベルを設定した上でサービス提供の過程で改訂していくことを想定した仕組みとすることも必要ではないか。

3 モニタリング結果の反映

モニタリングをサービス水準の向上に活かしていくためには、モニタリングの結果に基づき、民間委託先等へインセンティブとペナルティを付与することが有効ではないか。

4 委託先企業の職員の配置転換の報告義務

民間委託等においては、民間委託先等が業務に慣れた職員を別の職場へ異動させることにより、サービス水準の維持や業務の連続性に懸念が生じる場合もあるのではないか。そのため、民間委託先等の職員の配置転換について報告義務を課すなどチェックの仕組みが必要ではないか。

VI 地域団体等による行政サービス提供の推進のあり方

1 地域協働を担う住民ボランティアや地域団体（自治会、こども会等）、NPO等による行政サービス提供の推進のための手法について

地域団体等への委託に当たり協働推進のための枠組み整備が必要ではないか。

2 委託先選定方法（入札方式）について

地域の発意による提案を活用することが適当な案件や協働、住民参加などの政策目的をより重視する案件では、入札や契約において市場原理・契約統制との整合性を如何に図るべきか、さらに検討を深められないか。

3 地域団体等との契約について

地域協働を目的とする事業に、営利を目的とする企業に業務を委託するのと同様の契約を当てはめるのは不適切な場合として、どのような業務が考えられるのか、さらに検討を深められないか。

(3) 民間委託等に適さない行政固有の範囲の考え方

○現在、地方公共団体が行っている事務事業について、行政自らが執行しなければならない事務事業、民間事業者を活用して執行した方がよい事務事業の区分を明確化すべきではないか。

- ・「民間が効率的・効果的に実施できることは民間に委ねる」ことを原則とする一方、行政自らが執行しなければならない事務事業（行政固有の範囲）もあるのではないか。
- ・特に、労働者派遣契約による場合、業務を当該地方公共団体の中においたまま、公務員ではない労働者に当該地方公共団体内部の業務を行わせることとなることから、派遣労働者に従事させることができる業務の範囲をどう考えるか等について公務員制度との関連も含め検討する必要があるのではないか。

○行政固有の範囲をどのように定義するのか⁽⁵⁾について、さらに検討を深められないか。

- ・いわゆる「公権力の行使」については民間委託等に馴染まないという議論がある一方、公権力の行使の一部と考えられる事務事業について民間委託等を可能とする制度改正が行われている状況⁽⁶⁾をどのように捉えるべきか。

○民間委託等に適していない行政固有の範囲として、以下の3つが考えられるのではないか。

- ①私人の権利を制限し又は義務を課す権限⁽⁷⁾に基づき行われる判断又は行為、あるいは、私人の身体や財産への直接的な実力行使を行う権限に基づき行われる判断又は行為。

(5) 例えば、米国では、政府の業務を「政府固有の活動」と「商業的活動」に区分し、「政府固有の活動」は公の利益に深く関係することから、政府職員（公務員）によって実施されることが必要とされている。詳細は、巻末の参考例4を参照。

(6) このような制度改正の例として、法務省の行刑施設運営の民間委託等や警察庁の放置駐車違反取締の民間委託等がある。詳細は、巻末の参考例5及び6を参照。

(7) 権限とは、公法上、国家又は公共団体が法令の規定に基づいてその職権を行いうる範囲をいう。（「広辞苑」岩波書店）

- ・有形力を行使するような作用またはその周辺で下命や命令、禁止などの作用については行政に留保されているのではないか。
- ・一方で、強制代執行は、執行官の指揮の下に民間事業者が実際の行為を行っており、行政による直接的な指揮監督が行われていれば、その実施主体は民間でもよいのではないか。

②地方公共団体の重要な施策に関する意思形成に参画する行為

- ・地方公共団体の重要な施策に関する意思形成に参画する行為は、住民の生活に直接間接に重大な影響を及ぼすものであることから、特定の利益を擁護するものであってはならず、住民の利害得失を総合して判断するとともに民主的統制を及ぼす必要があり、民間に委ねるべきではないのではないか。
- ・そのような行為は、「全体の奉仕者」として憲法上位置付けられ、守秘義務のみならず地方公務員法 36 条（政治的行為の制限）、同 38 条（営利企業等の従事制限）など様々な身分上の制約が課せられている公務員が行うのが適切ではないか。

③利害対立が激しく、公平な審査・判断が必要とされ、かつ、その審査・判断に法的な拘束力を伴う裁定等に係る権限・行為⁽⁸⁾は、民間委託等には適さないのではないか。

- ・いわゆる「公権力の行使」について、公平性や中立性を国や地方公共団体に留保・担保するための特別な仕組みを設けて民間に開放している事例もあるが、特別な仕組みを設けてもなお不十分、あるいは民間に開放するべきではない事務もあるのではないか。

○上記 3 分野以外にも民間委託等に適していない行政固有の範囲があるかについて、さらに検討を深められないか。

- ・民間事業者である以上破綻することがあり得るということを前提とすれば、

(8) 例えば、都道府県労働委員会における労働争議の調整や不当労働行為の審査、土地収容委員会における審理・採決などが考えられる。

例えば、公共サービスの提供が絶対に中断されてはならない業務についても委託することはできないのではないか。

○行政固有の範囲に含まれると考えられる事務事業についても、業務プロセスを分析して、行政自らが執行しなければならない行為、民間委託等が可能な行為を仕分けることができる場合もあるのではないか。したがって、上記3つの行為についても、それぞれ、プロセスで考える必要があるのではないか。

- ・プロセスを考えた場合、まず、行政目的を達成するための直接的な判断・行為があり、その前後に、当該判断・行為をなすための準備的行為及び当該判断・行為の結果として生じた事象への対応としての事後的行為があり、さらに、当該判断・行為の補助的行為があるのではないか⁽⁹⁾。

- 行政目的を達成するための直接的な判断・行為以外の行為は、民間委託等できるのではないか。

- ・定型的なプロセスは積極的に民間委託等する一方、裁量の中で行政としての判断が必要とされるプロセスは民間委託等に向いていないのではないか。

- 裁量性の中での判断についても様々なレベルの判断があり、どのようなレベルの判断については民間委託等に適していないかについて、さらに検討を深められないか。

- ・民主的な統制の下で行政が責任を果たすため、一定の身分関係を持った公務員が自ら実施しなければならないプロセスがあるのではないか。

(9) このような区分を試みている例として、先の法務省の行刑施設運営の民間委託等や警察庁の放置駐車違反取締の民間委託等がある。

(10) 労働者派遣とは、自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとしている。労働者派遣法 第二条第一項

(11) 業務委託と労働者派遣の相違については、巻末の参考例7を参照。

参考例 5 行刑施設の管理運営業務の民間委託（法務省）

1. 改正前の行刑施設の民間委託

- ・公権力の行使にあたらぬ洗濯、清掃、食事などの純然たるサービス業務を、契約により民間委託していた。
 - ・しかし、行刑施設の収容人員が定員を大幅に超過する状況が続いていることなどから、民間委託を検討。
 - 「公権力の行使は民間に委託できなということで、民間参入が一律に制限されてきたが、法的な整備を行い、監督措置を担保すれば民間に委託できる部分のあるのではないかと検討を行い、構造改革特区法を改正。」
 - 「公権力の行使にあたる業務を民間に委託することとしているが、その場合、法律上、民間委託の根拠が必要となるほか、受託者の守秘義務、みなし公務員規定、監督規定など、業務の円滑かつ適正な実施を確保するための必要な法制上の措置を講じることが必要。」
- （法務省「島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業」における実施方針説明会資料等議事録より）

2. 構造改革特区法の改正

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（第 162 回 閣第 74 号）

※平成 17 年 6 月可決、同年 10 月 1 日施行予定

（監獄法等の特例）

第十一条 地方公共団体が、…（省略）…、当該特定行刑施設並びにこれに付設された労役場及び監置場における事務のうち、次に掲げるものの全部又は一部を委託して行うことができる。

- 一 収容の開始に際して行う被収容者の着衣及び所持品の検査、健康診断（結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第四条第一項の規定によるものを含む。第四号において同じ。）、写真の撮影並びに指紋の採取の実施

- 二 受刑者の分類のための調査の実施

- 三 被収容者の行動の監視及び施設の警備（被収容者の行動の制止その他の被収容者に対する有形力の行使を伴うものを除く。）
- 四 被収容者の着衣、所持品及び監房の検査並びに健康診断の実施（第一号に掲げるものを除く。）
- 五 被収容者に課す作業に関する技術上の指導監督及び職業訓練の実施
- 六 被収容者による文書及び図画の閲読の許否の処分をするために必要な検査の補助
- 七 被収容者に係る信書の発受の許否の処分をするために必要な検査の補助（信書の内容に触れる者には当該信書の発受に係る個人を識別することができないようにすることその他の個人情報 の適正な取扱いを確保するための方法として法務大臣が定める方法によるものに限る。）
- 八 被収容者の携帯する物の領置及び被収容者に対する差入れの許否の処分をするために必要な検査の実施
- 九 被収容者の領置物（金銭を除く。）の保管
- 十 その他前各号に掲げる事務に準ずるものとして政令で定める事務

3. 民間委託にできる業務の考え方（下記①～④に分類。下記の②～③は民間委託可能）

- ① 権限行為：受刑者に対して権利を制限したり義務を課したりする処分、受刑者の身体や財産への直接的な実力行使を行う権限などの行為そのもの。

例）手錠などの戒具の使用や保護室への収容など

- ② 準備行為：権限行為を行う前提として事前に行う準備などの行為

例）信書の検査補助：受刑者の手紙について検査を行い、その検査で制限に該当するものがあつた場合、実際に発信や受信を差し止める処分を行うが、当該一連の業務のうち、準備行為としての信書の検査。

- ③ 事実行為：権限行為を行った結果として生じる事後的行為

例）領置物の保管：受刑者が所内に持ち込んでいる物品の占有を国が強制的に取得することを領置という。領置をするかしないかの決

定は処分として国が行う権限であるが、領置すると決めた後の物品を権力的事実行為として保管する行為を民間に行わせる。

- ④ サービス業務：公権力の行使にあたらな洗濯、清掃、食事などの純然たるサービス業務。これまでも契約に基づいて民間に委託することが可能であった業務。

4. 民間に公権力の行使の一部を行わせることにもなう担保措置

- ① 民間委託先の登録制（構造改革特別区域法第十一条第2項）

刑務所長から委託を受けることができるのは、全国に8箇所設置されている監督機関の長である矯正管区長の登録を受けたもの。登録法人が適切な業務を行わなかったときには、刑務所長から指示が行われたり、矯正管区長から登録の取り消しの措置がある。

- ② 委託事務の実施の基準の制定（構造改革特別区域法第十一条第4項）

- ③ 守秘義務（構造改革特別区域法第十一条第8項）

- ④ みなし公務員（構造改革特別区域法第十一条第9項）

5. 国会答弁

第162回 参議院 法務委員会 政府参考人（法務省矯正局長）答弁 平

成17年03月10日

質問 「民間で本当にいいのかという問題もあると思うんです、業務内容を含めて。そういった点も併せて御説明をいただければと思います。」

答弁 「その業務内容でございますけれども、もとより、こういう民間の方をお願いできるものとそれからできないものと、これは性質上ございます。私ども考えておりますのは、もとより、その公権力の行使にかかわる業務以外の民間に委託できるものについていたすわけでございます。具体的には、庶務、用度などのいわゆる総務系の業務、それから正門の警備、それから構外の巡回警備、それから差し入れ窓口の受付業務、そして被収容者のカウンセリングといった、そういった業務を今考えているところでございます。」

成 16 年 11 月 10 日

質問 「被収容者とのいろいろな接触の中で、ともすれば人権侵害という可能性があるわけで、どこまで民営化するか、どこまで民間の活用を図るかというのは大変重要な問題だと思うわけですが、現時点で、どこまで民営化するのか、これについてはどのように考えておりますか。」

答弁 「刑務所の運営の中でどの程度民間に任せるのかということですが、現在私どもが考えておりますのは、所要の法制上の措置を講じました上で、施設の警備のほか、職業訓練や健康診断の実施など、受刑者の処遇の一部も含め、公権力の行使に係る業務を民間に委託し、官民協働の運営を実現したいと考えております。

しかしながら、武器や戒具の使用など実力行使を伴う業務、それから接見や信書の授受、発受の許否、許可するしないの問題ですね、そういういった処遇など受刑者の権利制限に係る業務につきましては、もちろん民間委託はせずに、これまでどおり国の職員が行うということで考えております。」

参考例 6 放置駐車違反取締関係事務の民間委託（警察庁）

1. 改正前の駐車取締違反

駐車違反取締は警察官か警察職員である交通巡視員のみが執行できる業務であった。車両の移動及び保管に係る事務についてのみ、民法第 34 条の規定により設立された法人であって、当該事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして公安委員会があらかじめ指定する者（以下「指定車両移動保管機関」という。）に行わせることができた。（道路交通法第 51 条の 3）

2. 道路交通法の一部を改正する法律（平成 16 年 6 月 9 日公布）

(1) 道路交通法第 51 条の 4 第 1 項^(注)に規定する放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務（「確認事務」）等の民間委託について

① 放置車両確認事務の委託（道路交通法第 51 条の 8）

警察署長は、第 51 条の 4 第 1 項に規定する放置車両の確認及び標章の取付け（放置車両の確認等）に関する事務（確認事務）の全部又は一部を、公安委員会の登録を受けた法人に委託することができることとされている。

② 現場において放置車両の確認等に従事する者については資格者証制度（駐車監視員）を導入（道路交通法第 51 条の 12、13）

(注) 道路交通法第 51 条の 4 第 1 項

警察署長は、警察官等に、違法駐車と認められる場合における車両（軽車両にあつては、牽引されるための構造及び装置を有し、かつ、車両総重量（道路運送車両法第 40 条第 3 号の車両総重量をいう。）が 750 キログラムを超えるもの（以下、「重被牽引車という。」に限る。以下この条において同じ。）であつて、その運転者がこれを離れて直ちに運転することができない状態にあるもの（以下「放置車両」という。）の確認をさせ、内閣府令で定めるところにより、当該確認をした旨及び当該車両に係る違法駐車行為をした者について第 4 項ただし書に規定する場合に該当しないときは同項本文の規定により当該車両の使用者が放置違反金の納付を命ぜられることがある旨を告知する標章を当該車両の見

やすい箇所に取り付けさせることができる。

※上の条文における「警察官等」とは「警察官等」又は受託者である「放置車両確認機関」のことである（道路交通法第 51 条の 12 第 8 項）

(2) 道路交通法第 51 条の 4 に規定する放置違反金に関する事務の民間委託について

① 放置違反金に関する事務の委託（道路交通法第 51 条の 15）

公安委員会は、第 51 条の 4 に規定する放置違反金に関する事務（確認事務、納付事務、督促及び滞納処分を除く。）の全部又は一部を会社その他の法人に委託することができることとされている。

② 放置違反金に関する事務とは、年間数百万件に上ると推測される確認標章の取付けから始まる弁明の機会の付与、納付命令等の手続には、年間数百万件に上る書類作成・郵送、データ入力・整理等の事務が発生しており、これらの各種書類の作成・風緘・送付、各種データの入力・整理等の事務のことである（警察庁交通局交通指導課「確認事務等の民間委託に関する説明会」資料より）。この委託に関しては、登録制度、資格者証制度はない。

3. 国会答弁

第 162 回 参議院 内閣委員会 政府参考人（警察庁交通局長）答弁 平

成 17 年 03 月 31 日

質問 「道交法の五十一条の三というところの規定がありまして、これ公益法人にレッカー移動及び保管について全部又は一部の事務を、警察の公権力の行使を委託するという規定があるんですね。これは地域では安全協会と言われるような公益法人が各都道府県ごとに担っておられるんです。この五十一条の三で安全協会に委任されている事務というのはトータルとして、局長、公権力の行使に当たりますね。当たるか当たらないかだけで結構です。」

答弁 ただいま御指摘の道路交通法第五十一条の三におきまして、警察署

長が移動すべきものとして指示した車両の移動及び保管に係る事務の全部又は一部を警察署長が指定車両移動保管機関に行わせることができる旨の規定の解釈の評価でございますが、いわゆる公権力の行使とは私人の権利を制限し又は義務を課すものであるということを前提としてみますと、どの車両を移動すべきかの判断は警察署長に留保されておりますものの、警察署長が移動すべきものと指示した車両の移動のほか、その保管、返還、負担金の徴収等、その後の一連の手続は指定車両移動保管機関がその名において行うものでありますので、全体として見れば、広い意味でのいわゆる公権力の行使にわたる事務を行わせているものと考えております。

第 162 回 参議院 内閣委員会 政府参考人（警察庁交通局長）答弁 平

成 17 年 03 月 18 日

質問 「警察庁の方、確認標章の取付けというのは、あれは公権力の行使ではないんですか。もうひとつ。レッカー移動というのは、たしか私が町で見た風景は、婦人警官の方がそこに、横におられて、はい、じゃお願いしますと言ってレッカー移動されていますが。あのレッカー移動をする、運転をされている方あるいはレッカー移動の車というのは民間事業者ですよ。あれは公権力の行使に当たらないんですか。警察庁、お願いいたします。」

答弁 「お話のございました一点目の昨年の道交法改正によりまして規定されました確認標章の取付けでございますが、これはそれ自体としては私人の権利を制限し又は義務を課すものではなく、単に事実を確認したことを相手に知らせるだけのものでございますので、これはいわゆる公権力の行使には該当しないものと考えております。

それからもう一点目でございますが、道路交通法の規定に基づきます違法駐車車両の移動措置、いわゆるレッカー移動でございますが、これは警察署長が行うものとされておりまして、この移動措置はいわゆる公権力の行使に該当すると考えておりますが、ただ、その民間事業者が警察署長の指示に従ってこのレッカー移動の作業を行う行為の

評価でございますが、これは警察署長又はその指揮下にあります警察
官により移動すべき車両を特定いたしまして、移動すべき旨を意思決
定した場合において、その指示に従い、単にレッカー車により移動す
る作業を実施するときは民間事業者がいわゆる公権力の行使を行っ
ているものとは言うことはできないものと考えております。」

構造改革特区の第4次提案に対する政府の対応方針

平成16年2月20日
構造改革特別区域推進本部

昨年11月1日から30日まで実施した構造改革特区に係る第4次提案の募集に対しては、338件の提案が地方公共団体や民間事業者等から寄せられた。構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）において、「特区の推進に当たっては、定期的に地方公共団体や民間事業者等から提案を受け、それらの提案について「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で検討を行い、別表1を追加・充実していくものとする。」とされていることを踏まえ、政府においてそれぞれの提案における規制改革要望について検討を行い、以下のような対応方針をとることとする。

1. 新たに特区において講じることが可能となる規制の特例措置

検討の結果、新たに特区において講じることが可能となる規制の特例措置は、別表1のとおりである。

〔今後の対応方針〕

- ①別表1のうち法律改正が必要な事項については、原則として3月上旬を目途に構造改革特別区域法の改正法案として、今通常国会に提出する。
- ②別表1に掲げられた規制の特例措置については、「規制の特例措置の内容」、「同意の要件」及び「特例措置に伴い必要となる手続き」を具体的に検討した上で、基本方針の変更案を3月中に公表し、4月下旬を目途に閣議決定により基本方針の別表1に追加する。
- ③基本方針の別表1に掲げられることとなる規制の特例措置を定める政省令、訓令又は通達は、4月までのできる限り早い時期に公布し、5月1日までに施行するものとする。なお、規制所管省庁においては、別表1に掲げられた規制の特例措置を定める法律、政省令、訓令又は通達（以下「法令等」という。）の案を作成するに当たっては、別表1及び基本方針の別表1に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。
- ④別表1に掲げられた規制の特例措置は、原則として5月以降の構造改革特別区域計画の認定申請において、構造改革特別区域計画に記載できる規制の特例措置の対象とする。
(以下 略)

別表 1 (抜粋)

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要	所管省庁
1137	経済産業局長に委任された立入検査等の事務処理の民間事業者への委託の容認 (絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律)	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第33条の5において準用する第33条第1項	経済産業局長に委任されている特定国際種事業を行う者に対する立入検査等の事務の処理を、特区内に事業所又は事業所を有する一定の要件を満たす民間事業者が受託することとすることとする。これらについて、可能な限り早期に必要な措置を講じる。	経済産業省
1138	経済産業局長に委任された立入検査等の事務処理の民間事業者への委託の容認 (揮発油等の品質の確保等に関する法律)	揮発油等の品質の確保等に関する法律第20条第2項、第3項	経済産業局長に委任されている揮発油等の販売業者・生産業者・輸入業者等及び指定分析機関に対する立入検査等の事務の処理を、特区内に事業所又は事業所を有する一定の要件を満たす民間事業者が受託することとすることとする。これらについて、可能な限り早期に必要な措置を講じる。	経済産業省
1139	経済産業局長に委任された立入検査等の事務処理の民間事業者への委託の容認 (エネルギーの使用の合理化に関する法律)	エネルギーの使用の合理化に関する法律第25条第2項 (現第87条第3項)	経済産業局長に委任されている第一種特定事業者又は第二種特定事業者に対する立入検査等の事務の処理を、特区内に事業所又は事業所を有する一定の要件を満たす民間事業者が受託し、経済産業局職員と共同で行うことができることとする。これらについて、可能な限り早期に必要な措置を講じる。	経済産業省

↑ 法改正せず。

①行政及び業務委託の主要な内容

未定稿

[illegible]

「二十一世紀を展望し、経済社会の変化に対応した新たな建築行政の在り方に
関する答申」（平成9年3月24日・建築審議会）

＜※ 当調査研究委員会において論点を抽出したもの＞

I 経済社会の変化と建築行政の課題

- 規制緩和による多様な選択と自由で競争性の高い市場を求める国民の強い声がある。
- 阪神・淡路大震災を契機に安全性の確保についても要求が高まる。
- 良好な市街地環境の形成を図るための規制・誘導施策もこれに対応することが求められる。
- 建築物が満たすべき性能項目・性能水準を明確化することにより、技術革新の成果を積極的に採用した新技術や新材料の円滑な導入、海外の基準・規格との整合等を図ることが可能となる仕組みを建築行政の中で再構築することが求められている。

II 改革に当たっての基本的考え方

- 建築物単体の基準については、建築主や消費者が多様な選択を行うことができるよう建築設計の自由度を高め、新技術、新材料の開発や導入が円滑に行える新たな基準体系へと再構築すべきである。
- 市街地特性に対応した密度規制の在り方について見直しを行うべきである。
- 効率的な建築規制の執行体制を実現するため、これまでの行政と民間の役割分担を抜本的に見直す必要がある。
- 従来、行政が行ってきた建築確認・検査等についても、今後は行政側の十分な体制整備を期待することが困難である。
- 建築規制制度における民間の役割を積極的に拡大すべきである。
- 民間企業等が、建築確認・検査を行政に代わって行う仕組みを構築し、行政による直接的な対応を中心とする枠組みから、監査や処分の適正な実施等の間接的コントロールにより制度の適正な運営を確保する方式へと移行すべきである。

- 建築物の安全性等の確保や周辺整備との調和は、第一義的には建築主が自己の責任において確保すべきであるという原則を再認識すべきである。
- 建築主が、自覚と責任を持って工事監理や検査を活用し、自主的に建築物の品質確保や周辺環境との調和の実現を図ることを促進すべきである。

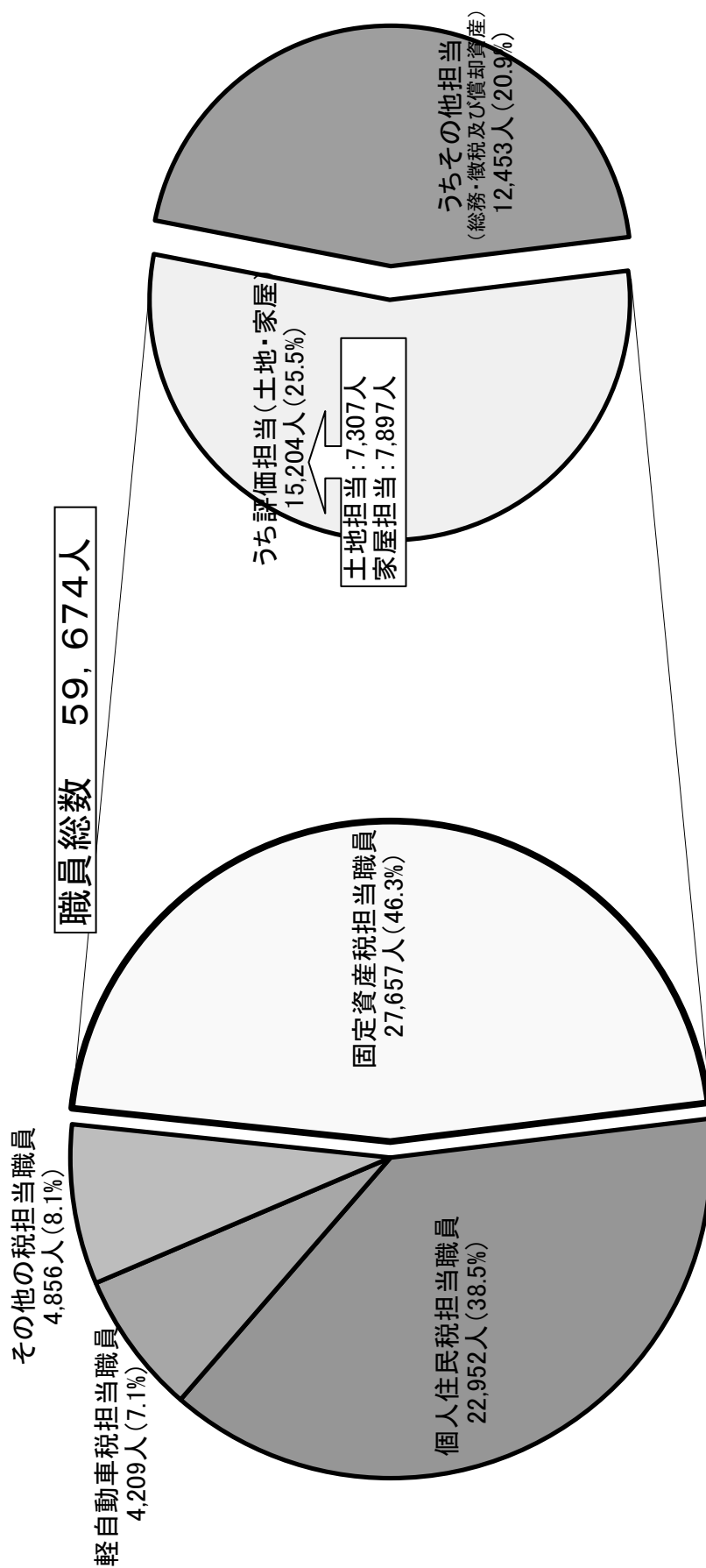
Ⅲ 講ずべき具体的施策

- 建築物の単体に関する基準については、原則として、建築物に要求される性能項目、性能水準及びその検証方法（計算方法、試験方法等）を規定する「性能規定」へと見直すべきである。
- 性能の検証を簡易に行えるよう、要求される性能水準へ適合しているとみなす具体的な材料、工法、寸法等の仕様を整備する。
- 性能規定による設計及び建築確認を円滑に実施するため、設計者、建築主事に対する講習、研修等を実施するとともに、性能について評価・試験等を行う民間団体等を拡充する。
- 民間企業・団体等を活用した執行体制の整備のため、一定の要件を満たし信頼のおける民間企業・団体等が、建築主の依頼により、建築計画の確認、施工時の中間検査や工事完了時の完了検査等を実施する途を開くべきである。
- 建築確認・検査を設計者等の自己認証に委ねる範囲を拡大することについては、設計・施工段階での品質確保の体制、自己審査・自己検査の公正さを担保するための方策等を含め、その可能性について今後さらに検討する必要がある。
- 民間による建築確認・検査を推進すること等を通じ、行政においては違反對策のための執行体制の充実を図り、違反是正等を強力に進めるとともに、罰則の適用や建築士、建築士事務所、工事施工者等に対する処分を強化するなど、総合的な違反對策を進め、規制の実効性の確保に努めるべきである。
- 工事が適法に実施されることを確実にするため、工事監理の徹底及び検査精度の充実を図る。
- 適法性確保のため重要な事項（主要な材料の品質・性能、主要な接合部、

配筋等の施工状況等)の工事監理結果について建築主事に対する報告を求めるとともに、建築主の工事監理者選任義務を徹底するための措置を検討する。

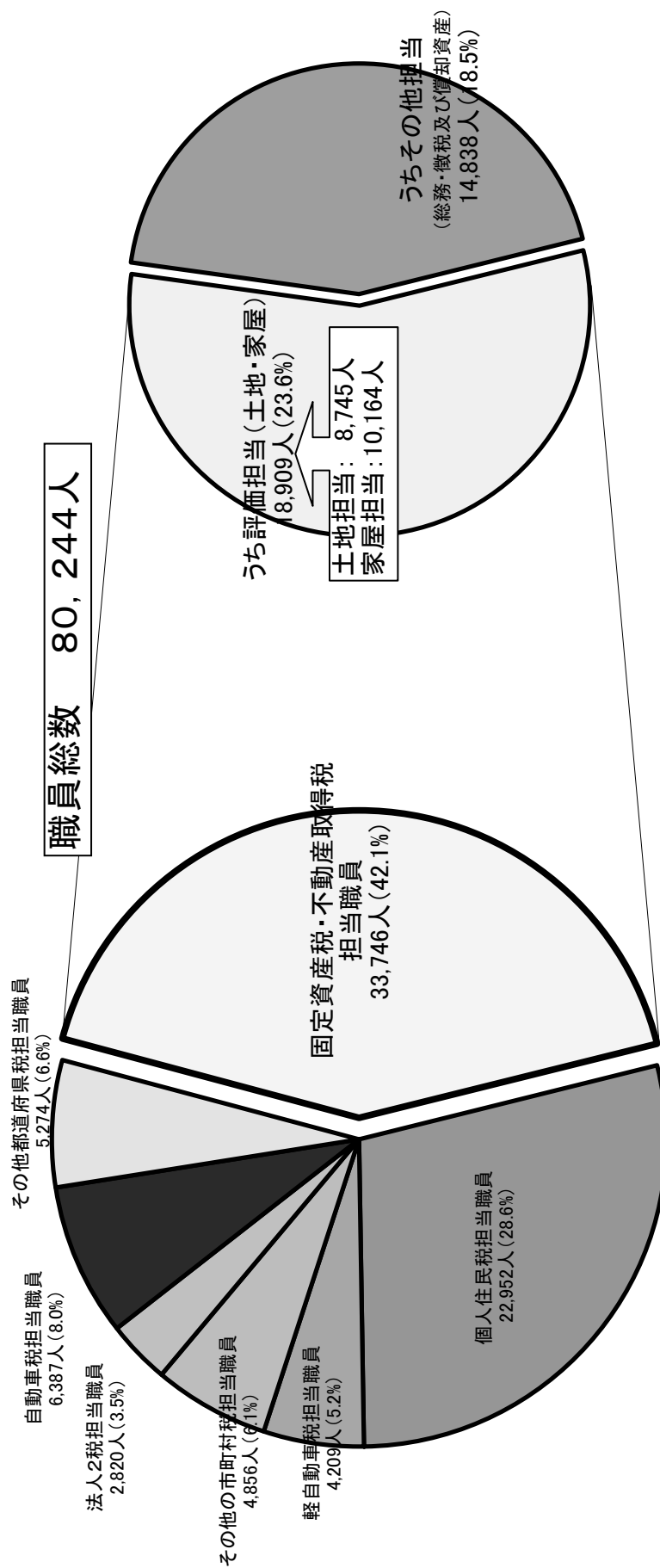
- 建築士等の業務責任の明確化を図るため、建築設計・工事監理業務標準委託契約約款の整備等により契約慣行を改善するとともに、情報開示等の業務体制の整備を図る。

市区分村における固定資産税担当職員（平成15年度）



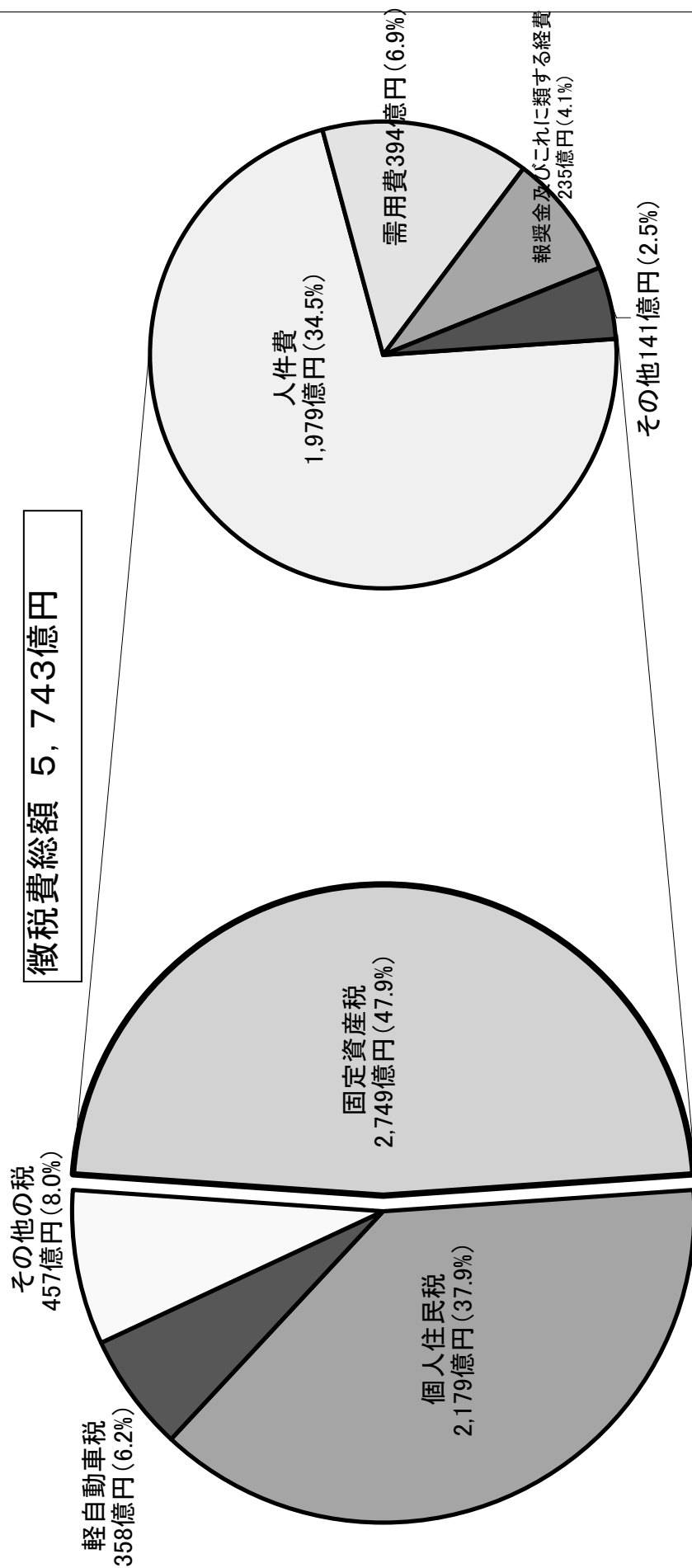
注 東京都特別区においては、固定資産税、都市計画税等は都税として課税されているため、これらの税目に係る担当職員は含んでいない。

都道府県・市区町村における固定資産税・不動産取得税担当職員



- 注1 市区町村については平成15年度、都道府県税については平成16年度の職員数である。
- 注2 不動産取得税については、不動産取得税に係る課税関係職員を評価担当職員とみなしている。

市区町村における徴税費の内訳(平成15年度)



注 東京都特別区においては、固定資産税、都市計画税等は都税として課税されているため、これらの税目に係る徴税費は含んでいない。

＜参考＞

○ 固定資産の実地調査（地方税法第408条）

市町村長は、固定資産評価員及び固定資産評価補助員に市町村所在の固定資産の状況を毎年少なくとも一回実地に調査させなければならない。

○ 徴税吏員等の質問検査権（地方税法第353条）

市町村の徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、固定資産税の賦課徴収に関する調査のために必要があると認める場合は、納税義務者等に検査することができる。

○ 検査拒否等に関する罪（地方税法第354条）

次の各号に該当する者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

- 一 帳簿書類、物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 二 帳簿書類に虚偽の記載、記録をした者
- 三 徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員の質問に対し、答弁しない又は虚偽の答弁をした者

○ 秘密漏えいに関する罪（地方税法第22条）

地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、または窃用した場合においては、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

固定資産評価員・固定資産評価補助員制度の概要

1. 固定資産評価員（地方税法第404条）

- 市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に設置
- 市町村長が、固定資産の評価に関する知識・経験を有する者のうちから、議会の同意を得て選任
- 二以上の市町村が、共同して固定資産評価員を選任することが可能

- ※ 助役、収入役等に準じ、地方公務員法第三条にいう特別職の職員に該当（逐条解説）
- ※ 原則、常勤職員とするが、評価員の職務分量が常勤の職を必要としないこと、その他特別の事情がある場合は、非常勤でも可（逐条解説）
- ※ 欠格事項の定め有り（地方税法第407条）
- ※ 平成17年7月1日現在で、1,328市町村に設置されており、市町村職員OBの外、不動産鑑定士、税理士、公認会計士等がいる。

2. 固定資産評価補助員（地方税法第405条）

- 市町村長は、必要がある場合、固定資産の評価に関する知識・経験を有する者を、固定資産評価補助員として選任し、固定資産評価員の職務を補助させることができる。
- ※ 地方自治法にいう事務吏員等と並ぶ一般職員。事務吏員と兼職しても可（逐条解説）
- ※ 実態としては、市町村の税務担当職員が兼務して評価の補助を行っている。

low rentals specified by rent control. Owners of old and new houses should be treated on the same basis for the purpose of contributing to the support of local government. For purposes of long-term reform, it is essential that this basis be what will obtain in a free market (and does now, as to new construction). The amount of tax to be obtained is the same in any case. Rents will have to be allowed to rise by the same amount, no matter what the base of the tax; the only difference is that if the base is lower, the tax rate must be higher.

(2) Each city should recruit and train a permanent body of real estate assessors, who would value each parcel of property once a year -- value it by actual inspection, not merely by copying last year's valuations. New valuations should be put on every parcel of property in 1950, even though it would have to be done crudely this first time. In 1951 the results would be better, and, by yearly practice, it would not be long until the assessment reached a fairly high standard of performance, assuming of course that the task is taken seriously. The thing to be avoided is the meticulous, long-drawn out valuation process of the kind that European countries tried in the 19th century, the "cadastre" which took decades to complete in France.

(b) Farm land cannot be valued for the real estate tax on a free market basis, as recommended above for all other property, for there is no free market in land. If the farmer sells his land, it must be at the official price, which is at present the same price he paid for it under the land reform program. And it is not possible to capitalize the farm's earning power at the usual rates of capitalization, since the farm owner does not have all the rights of ownership that attach to other property, especially the right of free

[illegible]

(固定資産評価員の設置)

- 第四百〇四条 市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置する。
- 2 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。
 - 3 二以上の市町村の長は、当該市町村の議会の同意を得て、その協議によつて協同して同一の者を当該各市町村の固定資産評価員に選任することができる。この場合の選任については、前項の規定による議会の同意を要しないものとする。
 - 4 市町村は、固定資産税を課される固定資産が少い場合においては、第一項の規定にかかわらず、固定資産評価員を設置しないで、この法律の規定による固定資産評価員の職務を市町村長に行わせることができる。

【趣 旨】

本条は、固定資産評価員の設置、選任の手続等について規定している。

【解 説】

一 固定資産評価員の設置（第一項）

固定資産の評価に関する事務に従事する市町村の職員については、前条によつてその一般的な任務が定められているが、市町村において、固定資産評価の責任の衝にあたるものが固定資産評価員である。

(一) 設置の趣旨

固定資産税の課税客体である固定資産は、まことに膨大な件数に上るものであり、この数多い固定資産を評価し、その適正な時価を求めるということは極めて容易ならざる仕事であり、また、相当高度の専門的な知識を必要とする。そこで、このような事情にかんがみ、固定資産の評価については、市町村に固定資産評価員を設置し、評価を専任する専門的な職員としている。

(二) 任 務

固定資産評価員の職務は、自治大臣が示す固定資産評価基準に従い、固定資産を適正に評価し、市町村長が行う価格の決定を補助することにある。具体的には、固定資産評価員は、実地調査、評価調書の作成等を中心とする評価のための一連の職務を担当する。

(三) 定 数

固定資産評価員の定数については、法においては特段の規定は設けていない。しかし、固定資産評価員は合議制の機関ではないから、もし、かりに一市町村に二人以上の固定資産評価員が設置されることとなると、二人以上の固定資産評価員がそれぞれに評価の権限を有することとなり、その評価がそれぞれに異なる場合においては、当該市町村内における固定資産の評価の適正、均衡、統一を確保することは困難となる。したがつて、法に別段の規定がなくとも、固定資産評価員の定数は、これを一人とすべきものと解すべきである。

なお、この定数は、一人である旨市町村の条例で規定しておくことが適當である。

(四) 任 期

固定資産評価員については、任期の定めは設けられていない。

地方公共団体の職員のうち、任期を定めてその身分を保障し、又は一定期間ごとに選任をすることを要する

職については、すべて直接法律で任期の定めを設けているのが通例であるが、固定資産評価員については、このような定めはなされていない。法律をもつて設置することが規定される職員について任期を定めるには同じく法律をもつてするのが本来であるから、市町村が独自に条例等をもつて固定資産評価員について任期の定めをすることはできないと解されている。すなわち、固定資産評価員の職務は、固定資産の評価という特殊な性格にあるのであつて、可能な限り、永く同一人によつてその経験を生かして均衡のとれた適正な評価を行つてもらうことがむしろ望ましいわけであり、別段同一人が永くその職務に止まることの弊害は存しないので、任期について別段の定めをおかないこととしている。

なお、固定資産評価員については、任期の定めはないから、市町村長は自由に解任することができるものと解される。

二 選任の手續（第二項）

- (一) 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て選任することとされているが、ここに、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者とは、例えば、当該市町村における税務関係の職に永く在つた者、税務署等において相続税、財産税等の評価事務に永年携つてきた者、公認会計士、銀行、信託会社等の評価担当者、鑑定士等のほか、ひろく一般的に固定資産評価に関する知識経験を有する者を指す。
- (二) 固定資産評価員は、固定資産の評価という専門的な職務を担当するものであるから、このように、固定資産の評価に関する知識経験を有する者であることはもとより必要であるが、同時に、固定資産の評価の如何は直接住民の負担に連なる重要な問題であり、また固定資産相互間においてよく均衡を保持しなければならないと

いう困難な問題をも包蔵しているから、固定資産評価員には、単に固定資産の評価に関して知識経験を有しているというばかりでなく、よく住民の信頼を勝ち得るような立派な人材を充てることが必要となつてくる。

固定資産評価員を特別職として、その選任について議会の同意を必要とすることとしているのもこのように、固定資産評価員が極めて重要な機関であることを考慮したからにはかならない。

- (三) 固定資産評価員は、その選任について議会の同意を必要とする職であるから、助役、収入役等に準じ、地方公務員法第三条にいう特別職の職員に該当する。

固定資産評価員は、一般には常勤の職員とするが、固定資産評価員の職務分量が常勤の職を必要としないこと、その他特別の事情がある市町村においてはこれを非常勤無給（報酬を支給することをいい、給料を支給しないことをいう。）とすることも差し支えない。この場合において、固定資産評価員を常勤の職とするか非常勤無給の職とするかは、市町村の条例で定めておくべきである。

助役、収入役又は税務課長が固定資産評価員を兼務した場合において、助役、収入役等の職を退いても評価員の職を解任しない限り評価員の職には在職することができる。

三 協同による選任（第三項）

- (一) 固定資産評価員は、本来、一市町村に一人おき、固定資産の評価の職務を専任させるべき建前のものであるが、地域的にも密接な関係にある市町村間においては、関係市町村における固定資産の評価はむしろ同一人の固定資産評価員によつて行う方が関係市町村間の評価の均衡が保つことができよき場合もあるし、又、市町村によつては固定資産評価員に適当な人材を得ることが困難な場合も考えられるので、このような場合には、二以上の市町村が協同して同一人を固定資産評価員に充てることができるよう定められている。

- (一) この場合には、協同して同一人を固定資産評価員に選任することについて、関係各市町村の議会の同意があれば足りるのであつて、具体的に何某を固定資産評価員に充てるといふようなところまでについて同意を要するものではない。

四 固定資産評価の職務を行う市町村長——固定資産評価員を設置しない場合（第四項）

- (一) 固定資産税を課される固定資産が少ない市町村においては、専任の固定資産評価員を設置する必要性に乏しいところもあるので、このような場合には、固定資産評価員を設置せず、その職務を市町村長に行わせることができる。この場合には、その旨、市町村の条例をもつて規定すべきものとする。
- (二) この場合における市町村長は、固定資産評価員を兼ねるというのではなく、市町村長として固定資産評価員の職務を行うものであるから、第四百三条第二項の解説の際において述べた固定資産評価員がもつ質問検査の権限はもちろん市町村長において行使できるし、また、評価調書も市町村長の名において自ら作成することとなる。

【参 考】

【通 達】

○ 依命通達二六

○ 固定資産評価員等の身分その他の取扱について

(昭二五・一一・七地財委税第一五二号
各都道府県知事あて
地方財政委員会事務局長・地方自治庁次長通達)

○ 固定資産評価員等の身分等その取扱について

(昭二六・一一・二三地財委税第三七号
各都道府県知事あて
地方財政委員会事務局長・地方自治庁次長通達)

○ 固定資産税の評価員について

(昭二六・三・三一地財委税第七五三号
各都道府県知事あて
地方財政委員会事務局長通達)

【行政事例】

○ 固定資産評価員の兼職等について

○ 固定資産評価員の選任について

(昭二六・三・三一地財委税第七五二号
福岡県総務部地方課長あて
地方財政委員会事務局税務部長回答)

○ 固定資産評価員に関する疑義について

(昭二六・四・四地財委税第七六五号
地方財政委員会事務局市町村税課長回答
(藤原市事限会))

○ 固定資産評価員の欠格事項について

(昭二五・二・一〇
自治庁市町村課内かん回答
(兵庫県加古川市役所税務課長照会))

(昭三二・一二・二三
井上俊次あて
自治庁市町村税課内かん回答)

(固定資産評価補助員)

第四百五条 市町村長は、必要があると認める場合においては、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、固定資産評価補助員を選任して、これに固定資産評価員の職務を補助させることができる。

【趣 旨】

本条は、固定資産評価補助員についての規定である。

【解 説】

一 固定資産税における固定資産の評価を担当する職としては、固定資産評価員があるわけであるが、固定資産の状況は千差万別であり、また、その数は膨大なものであるから、到底、固定資産評価員一人の負担には堪えられないことも予想されるので、このような場合には、どうしてもこれを補助する者が必要となってくる。

固定資産評価補助員は、このような趣旨によつて、市町村長が必要と認める場合に固定資産の評価に関する知識と経験を有する者のうちから選任される。固定資産評価員が市町村ごとに一人であるのを建前とするものであるのに対し、固定資産評価補助員は、固定資産評価員の行う固定資産の評価という膨大な事務を補助する必要から設けられるものであるから、何人であつても差し支えない。

二 固定資産評価補助員は、地方自治法にいう事務吏員、技術吏員等と並ぶ市町村の一般職員である。したがつて、その就任については地方公務員法第十六条の欠格事項の規定が適用されるし、また、その兼職の禁止については公職選挙法第八十九条の規定の適用がある。このように固定資産評価補助員は、事務吏員と並ぶ一般職員であるから、事務吏員のうちから、これを命ずるというものではないが、事務吏員を兼任することは差し支えない。税務関係の

事務に携わる事務吏員が固定資産評価補助員を兼ねる場合が多い。

【参 考】

【行政事例】

○固定資産評価補助員に関する疑義について

(昭二七・七・一八地財委税第八四四号
地方財政委員会事務局市町村税課長回答)
(北海道税務部税務課長回答)

法四〇四条 (固定資産評価員の設置)

依 命 通 達

○地方税法及び同法施行に関する取扱についての依命通達
(市町村税関係)

(昭二九・五・一三自治市税第三二号)
(各都道府県知事あて自治庁次長通達)

第三章 固定資産税

第五節 評価及び価格の決定

二六 固定資産評価員の数は、評価の適正統一を期する上から一人とすること。(法四〇四)

通 達

○固定資産評価員等の身分その他の取扱について

(昭三五・一・一七地財委第一五二号)
(各都道府県知事あて地方財政委員会)
(各都道府県知事あて自治庁次長通達)

固定資産税の創設に伴い、新たに市町村に設置される固定資産評価員等の身分その他については左記各項によることが適当と思われるので御了知の上その取扱に遺憾のないよう管下各市町村に示達されたい。

記

2 補助員は、事務吏員と兼任して差支ないこと。

3 補助員の給料その他の給与については、事務吏員と同等程度に定めることが適当であること。

三 固定資産評価審査委員会の委員(以下「委員」という。)

1 委員は、特別職的職員として取扱うものであること。

2 委員の手当については、地方税法第四百二十三条第四号の規定によつて条例をもつて定めること。

四 明年度固定資産税は、明年一月一日現在の固定資産に対して課税されるものであるからその実地調査は、可及的明年初頭においてこれを行わなければ困難が多い。従つて、評価員及び評価補助員の設置は可及的本年末までにこれを完了するよう措置すること。

○固定資産評価員等の身分等その他の取扱について

(昭二六・一・一三地財委第三七号)
(各都道府県知事あて地方財政委員会)
(各都道府県知事あて自治庁次長通達)

標記の件については、各月四日地財委税第五十二号をもつて通達したところであるが、なお助役等との兼職その他については左記各項によつて措置することが適当であるので管下各市町村に示達の上格段の指導をねがいたい。

記

一 固定資産評価員(以下「評価員」という。)は、その通達の通り

四〇四条 (固定資産評価員の設置)

一 固定資産評価員(以下「評価員」という。)

1 評価員は、市町村長、助役、収入役等に準じ、特別職的職員として取扱うものであること。

2 評価員は、常勤の職員とすること。

3 評価員の給料その他の給与については、地方自治法施行規程第五十六条第一項の規定の例によつて条件をもつて定めるものとし、その給与額は、助役及び収入役との均衡を考慮して適宜定めること。

4 地方税法第四百四十二条第三項の規定によつて二以上の市町村において協同して同一の者を固定資産評価員に選任する場合には、前三号によるの外、左記によつて措置すること。

(イ) その身分は、関係各市町村ごとにそれぞれの固定資産評価員であること。

(ロ) 給料その他の給与額の総額及びその各市町村ごとの支給額は、関係各市町村の長において協議の上定めること。

なお、各市町村ごとの支給額は、その総額を各市町村に等分し、又はその担当事務量等に按分して定めることが適当であること。

(ハ) 同については、地方税法第四百四十二条第三項による議会の同意を得る際併せて同意を得ることが適当であること。

二 固定資産評価補助員(以下「補助員」という。)

1 補助員は、事務吏員、技術吏員、警察吏員等と並ぶ一般職員として取扱うこと。

一般には常勤の職員とすることが適当であるが、評価員の職務分量が常勤の職を必要としないことその他特別の事情がある市町村においては、これを非常勤無給(報酬を支給することない、給料を支給しないことをいう。以下同様とする。)とすることも可能であること。従つて評価員を常勤の職とするか非常勤無給の職とするかは、市町村の条例で定めて置くべきであること。

二 助役、収入役又は副収入役(以下「助役等」という。)は、市町村の有給の職員と兼ねることはできないから、助役等が評価員と兼ねることができるのは、当該市町村の条例で評価員を非常勤無給の職とする場合に限るものであること。

なお、助役等以外の市町村の財務に関する事務に従事する職員(例、市町村の税務課長等)も助役等の場合と同様の取扱とすることが適当であること。

三 市町村の公安委員会の委員、又は選挙管理委員は、固定資産評価員が非常勤無給である場合に限り兼職可能と解すべきであるが、それらの職務の性格の相異にかんがみ、各々専念してその職を遂行すべき見地から兼職は不適当であること。

四 評価員は、常勤有給の職とした場合においては、退職料、退職給与金、死亡給与金、遺族扶助料は地方自治法施行規程第五十八条の規定の例によつて市町村の条例で規定するとともに、非常勤無給の職とした場合においては、報酬、旅費、諸手当を支給することは、市町村の条例で規定することができるものであること。

五 評価員の定数は一人とすべき旨が昭和二十五年七月三十一日二

1150

○固定資産税の評価員について

昭三五・一〇・二三地財委市稅收第三〇号
青森県財務部長あて
地方財政委員会事務局市町村税課長回答

○評価員身分の注記

昭二六・二・六
佐賀県総務部長あて
地方財政委員会事務局市町村税課長電文回答

問 評価員、身分の件通達中助役の兼職についても別に報酬も支給
すべしとする趣旨であるが、返電乞う。

答 電照の件報酬支給は市町村の任意である。

- 一 評価員の任期を条例で定めることはできないものであること。
- 二 法第四百四条第三項及び第四項の規定により、助役、収入役又は税務課長が兼務した場合において、助役等の職を退いた場合においても、評価員の職には在職し得るものであること。
- 三 法第四百四条第五項の規定により市町村長が自ら評価員を兼ねた場合において、市町村長の任期が満了した場合は、新たに評価員の選任が必要であること。

○固定資産評価員の懲罰について

（昭和三十六・三・三一地財課税第七五二号）
（岡山県総務部地方課長あて）
（地方財政委員会事務局税務部長回答）

昭二七・二・八
青森県総務部長あて
行政部長電言回答

問 市町村長は固定資産評価員を自由裁量によつて任免できるが、懲戒処分することはできない。

答 前段 選任については地方税法の規定によるべきであり、罷免についてはお尋達の通り。

- 後段 罷免の程度に至らない懲戒処分はできるものと解する。

- 註釈 地方自治法施行規程第三十四条の懲戒に関する規定は固定資産評価員に適用なく、地方自治法、地方公務員法中にも固定資産評価員の懲戒に関する規定はないから、固定資産評価員の懲戒については、専ら地方税法が固定資産評価員の懲戒を排除しているか何らかを解釈して決定しなければならない。私法上の雇傭関係においては傭人がその義務に違反することがあっても、傭主は契約を解除することの外には、唯損害賠償を請求することができるだけであると解されている（美濃部達吉、日本行政法）が、公法上の特別権力関係においては、服従者がその義務に違反する場合には権力者は権力関係の秩序を維持するために、違反者に対して処罰権を有するを普通とし、特別権力関係が任意の承諾に基づく場合には懲戒は必ずしも法律の規定あることを要しないが、その科し得べき懲戒の限度は、その特別権力関係から排除し、又はその特別権力関係に基づく権利又は利益を剝奪すること以上に及びえない。

第一 本年一月二十五日地財委税第五〇号の外に標記に関する通達
はしてない。

- 二 税務部課長等は常勤の職であるから、これを非有給とするこ
とは考え得ない。従つて専任の固定資産評価員を設ける場合の
外は一の2の通り解されたい。

四〇四条（固定資産評価員の設置）

四〇四条（固定資産評価員の設置）

年十二月三十一日限りこれが任期終了を理由として自然退任を強要せられたのでありますが、かかる任期を決議するが如きは地方自治法第九六条に示す議会の権限外と存じ無効なると共に、市長の権限たる人事権についても勢い不当と認められ即ち地方税法第四〇七条に反するものと存じますので、何分の御見解と併せて不当解任処分に対し提訴手続等御高見を賜りたく謹んで御懇願申し上げます。

答一 地方税法第四百四十二条第二項の議会の同意は、市町村長の専断発案権に属する事項については議会に修正権はない。したがって諸君の決定をすることと解せられるので、設例の議決に附された条件は無効と解する。

二 しかしながら、固定資産評価員は特別職に属するものであるから一般職の地方公務員に適用せられる地方公務員法は適用されない。地方自治法施行規程にも固定資産評価員に関する何らの規定がなく、従つて市町村長の解任処分を違法とすることはできない。

（解説）

一 市町村長の選任行為について議会の同意を要することとされている場合においてもその議案の発案権は市町村長に専属するものであるから、当該議案については議会は修正議決することはできないものと解するので、条件をつけて議決された場合における当該附款は無効であると解する。

二 地方自治法の制定に当り地方公共団体の吏員に関する規制

実 例

○総務部長を固定資産評価員とした場合の税務手当の支給

（昭二一・一〇青中市あて
国定省固定資産課税課長宛）

問 総務部長を固定資産評価員とし条例で非常勤、無報酬としている場合、固定資産評価員に対する税務手当を支給することができないか。

答 支給することはできない。

（注）通達に非常勤無給（報酬は支給できるが給料は支給できないこと）の場合、報酬、旅費、諸手当を支給することを条例で規定することができる旨記載しているのは、独立の非常勤、無報酬の評価員の場合をいうものと解すべきである。

一一八六

は、地方自治法施行規程によつて従前の例によることとされ、又、その際に従来存しなかつた副知事等については施行規程中に規程が設けられた。その後地方公務員法の制定によつて一般職地方公務員については地方公務員法によることとなつたが固定資産評価員が地方税法の規定によつて選任されることとなつたのは地方自治法の制定後数年を経た後であるので、一般職ではなく特別職である固定資産評価員の分限及び懲戒については何らの制限規定がなく従つて随時解職処分をすることができるものと解する。

法四〇五条（固定資産評価補助員）

行政実例

○固定資産の評価上の疑義について

（昭二七・七・一八地財審裁第八四五号
（地方財政委員会事務局長市町村税課長宛）
（北海道税務課長宛）

問七 法第四百六条及第四百七条については固定資産評価員の兼職禁止並に欠格事項が規定してありますが、職務を補助する評価補助員にこのような規定のない理由を詳細御教示下さい。

評価を補助する者にこれらの禁止、欠格規定がなければ結果的に評価員の職務を阻害されるおそれがあり同じ評価事務に携わる者は禁止、欠格事項を同一にする必要があると考えますが如何。

答七 固定資産評価補助員は一般職の地方公務員であり、その就任について地方公務員法第十六条の欠格事項の規定の適用を受ける。兼職禁止については、公職選挙法第八十九条の規定の適用がある。

なお、法第四百六条第一項第二号及び第二項については単に評価補助員は、評価員の事務を補助するに過ぎないものであるから法は、特に明示的に身分上の制限を設けなかつたにすぎないと解すべきである。同条第一項第三号の規定の趣旨は補助員についても条理上当然妥当するものと解する。

四〇五条（固定資産評価補助員）

一一八七

分権型社会にふさわしい地方公務員の多様な任用制度の実現へ向けて（抄）
 <平成 14 年 9 月 分権型社会における地方公務員の任用制度のあり方等に関する検討会>

4. 新たな任用制度の選択肢

(2) 特別職の臨時・非常勤職員

「臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職」（地公法第 3 条第 3 項第 3 号）は、特定の学識・経験に基づき任用される者と解釈されている。

この臨時・非常勤職員については、特定の学識（知識）・経験に基づき、随時、地方公共団体の業務に従事する者であり、職業的公務員とは異なり地方公務員法の適用になじまないことから、引き続き特別職の臨時・非常勤職員とする。

特別職の臨時・非常勤職員については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、地方公務員法が適用されないことから、その意味で弾力的な対応が可能となる反面、成績主義や服務規定が適用されないため、業務の種類や性格によっては、特別職の臨時・非常勤職員に従事させることは必ずしも適当でない場合もある。そこで、特別職の臨時・非常勤職員の制度趣旨にかんがみ、これを特定の学識・経験に基づいて任用される非専務的な性格の強い者に限定する方策を検討する。

（学識経験者グループ） 委 員 名 簿

座長	たか	はし	しげる	
	高	橋	滋	一橋大学大学院法学研究科教授
	い	かわ	ひろし	
	井	川	博	日本都市センター研究室長
	いま	だ	さち	
	今	田	幸子	日本労働研究機構総括研究員
	かわ	た	たく	
	川	田	琢之	東海大学法学部法律学科専任講師
	げん	だ	ゆう	
	玄	田	有史	東京大学社会科学研究所助教授
	つじ	たく	や	
	辻	琢	也	政策研究大学院大学政策研究科助教授

（地方公共団体グループ）

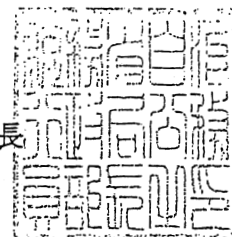
い	とう	ゆき	まさ	
伊	藤	行	政	仙台市人事課長
いの	うえ	こう	じ	
井	上	耕	二	神奈川県相模原市職員課長
つ	ぐみ	おさむ		
津	組	修		大阪府人事課長
なか	にし	みつる		
中	西	充		東京都人事部調査課長
なみ	き	とし	お	
並	木	俊	男	埼玉県所沢市職員課長
ふる	お	や	みつ	
古	尾	谷	光男	神奈川県人事課長



総行公第54号
平成16年8月1日

各都道府県知事
各政令指定都市市長
各人事委員会委員長 } 殿

総務省自治行政局公務員部長



地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の
一部を改正する法律の運用について（通知）

地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第85号。以下「改正法」という。）の施行については、平成16年6月9日付け総行公第44号事務次官通知及び同日付け総行公第45号公務員部長通知が寄せられたところですが、その運用に当たっては、これらの通知により示した事項のほか、下記事項に留意の上、適切に取り扱われるようお願いします。

なお、貴都道府県内の市町村等に対してもこの旨周知願います。

記

I 任用・勤務形態の多様化に係る改正

第1 任期付採用の拡大

1 任期付採用の拡大（任期付職員法第4条関係）

ア 本規定は、これまでの専門的な知識経験等を有する者の任期を定めた採用（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。この通知において「任期付職員法」という。）第3条）のほか、任期付採用をすることができる場合の要件、任期等を法律上明確に定めることとしたものであること。

イ 「一定の期間内に終了することが見込まれる業務」及び「一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務」中の「一定の期間」とは、長くとも5年程度の期間を想定するとともに、数週間程度の短い期間は人事管理の煩雑さ等にかんがみ適当ではないものであること。

ウ 任期付職員法第4条第2項の規定は、同条第1項各号に掲げる業務（以下「終期が見込まれる業務」という。）に職員に従事させる際、その全てが任期付職員であることが現実的でない場合があることを想定し、当該業務に任期の定めのない職員を充てる一方、その見合いにおいて、本来任期の定めのない職員を充てることとされている恒久的な業務に任期付職員を充てることができることとする趣旨のものであること。したがって、例えば、終期が見込まれる業務に充てた任期の定めのない職員の数以上の数の任期付職員を恒久的な業務に充てることは認められないもので

あること。

2 採用の方法

任期付職員法第4条の規定による採用は、人事委員会又は競争試験等を行う公平委員会（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第9条第1項の規定により同項に規定する事務を行うこととされた公平委員会をいう。以下同じ。）を置く地方公共団体にあつては地公法第17条第3項の規定に基づき原則として競争試験により、人事委員会又は競争試験等を行う公平委員会を置かない地方公共団体にあつては同条第4項の規定に基づき競争試験又は選考によるものとする。

なお、これらの場合において、地公法第22条第1項に規定する条件附採用が適用されることは言うまでもないこと。

3 任期（任期付職員法第6条関係）

ア 任期付職員法第4条の規定により採用される職員の任期は、当該職員の身分保障に配慮しつつ、原則として3年以内の期間で当該職員に従事させる業務の存続期間を考慮して定めることが必要であること。

イ 任命権者は、任期付職員法第4条の規定により職員を採用する場合には、人事異動通知書への記載等により当該職員にその任期を明示することが必要であること。

ウ 「特に3年を超える任期を定める必要がある場合として条例で定める場合」としては、例えば4年後など3年を超え5年を超えない期間の後に廃止等により終了することが決定している業務に職員を就ける場合が考えられ、各地方公共団体の条例で具体的な業務を挙げて定めることが適当であること。

エ 任期付職員は、任期（任期付職員法第7条の規定により任期を更新した場合には、その更新後の任期。以下同じ。）の満了により退職することとなるものであること。なお、このことは、上記1のウで述べたとおり、恒久的な業務に任期付職員を充てることとなる任期付職員法第4条第2項の規定による採用の場合についても同様であること。

4 任期の更新（任期付職員法第7条関係）

ア 任期付職員の任期が3年（上記3のウで述べた場合等、特に3年を超える任期を定める必要がある場合として条例で定める場合にあつては、5年。以下「3（5）年」という。）に満たない場合において、採用した日から3（5）年を超えない範囲内においてその任期を更新する場合における任期の設定及びその明示については、上記3のア及びイと同様であること。

イ 任期の更新に関するその他の事項については条例で定める必要があること。特に、任期を更新する場合にはあらかじめ任期付職員の同意を得なければならない旨定めることが適当であること。なお、当該同意は、文書で行うこととすることが適当であること。

5 勤務条件

(1) 給与

ア 任期付職員法第4条の規定により採用される職員（以下「新たな任期付職員」という。）の給与は、地公法第24条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条の規定に基づき各地方公共団体の条例で定めるものであるが、条例を定めるに当たっては制度の趣旨、地域の実情等を踏まえ、適切な措置を講じられたいこと。

イ 新たな任期付職員については、長期継続雇用を前提としない期間の限られた任用であり、かつ、特定の業務に従事することが想定されることから、その給料月額決定に際して、能力の伸長や経験の蓄積等の要素を考慮する必要性は低く、その任用が想定される職に適用すべき各給料表の職務の級ごとに、職務の評価を基本とした単一号給を設けることが適当であること。

ウ 新たな任期付職員の職務の級の決定については、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づいて適切に行われたいこと。なお、任期付職員法第3条の規定による採用は、専門的な知識経験等を有する者の任期付採用であり、相当程度に困難度が高い業務に従事することが想定されるものであるが、他方、新たな任期付職員は、終期が見込まれる等の一定の要件を満たす場合に、一般的な業務に従事することが想定されるものであり、両制度の趣旨の相違に留意されたいこと。

エ 諸手当については、任期の定めのない常勤職員と同様に支給することができるものであること。

(2) その他の勤務条件

新たな任期付職員の勤務時間、休暇等の勤務条件については、任期の定めのない常勤職員と同様に取り扱われるものであること。

6 分限及び懲戒並びに服務

(1) 分限及び懲戒

新たな任期付職員の分限及び懲戒については、任期の定めのない職員と同様、地公法第3章第5節（分限及び懲戒）の規定の適用を受けるものであるが、地公法第28条の2第4項により同条第1項から第3項までに規定する定年制度は適用されないものであること。

(2) 服務

新たな任期付職員の服務については、任期の定めのない職員と同様、地公法第3章第6節（服務）の規定、すなわち信用失墜行為の禁止（第33条）、守秘義務（第34条）、職務専念義務（第35条）、営利企業等の従事制限（第38条）等の規定の適用を受けるものであること。

7 定数上の取扱い

新たな任期付職員の職は常勤の職であることから、地方自治法第172条第3項の規定により、定数条例上、定数内として取り扱われるものであること。

8 共済制度及び災害補償

(1) 共済制度

新たな任期付職員は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「地共済法」という。）第2条第1項第1号に規定する職員として、地方公務員共済組合の組合員となるものであること。

(2) 災害補償

新たな任期付職員は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「地公災法」という。）第2条第1項第1号に規定する職員として、同法が適用されるものであること。

第2 任期付短時間勤務職員制度

1 短時間勤務職員の任期を定めた採用（任期付職員法第2条第2項、第5条関係）

- ア 任期付短時間勤務職員制度は、再任用短時間勤務職員と同様本格的業務に従事することができる短時間勤務職員を任期を定めて採用することができることとしたものであること。
- イ 任期付職員法第5条第2項の規定において、「その延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する」とは、単に現状のサービスの提供時間や提供体制を維持することはこれに当たらず、あくまでもサービスの提供時間を延長したり、又は、提供体制を充実させた上で、その後においても延長した提供時間や充実した提供体制を維持するために短時間勤務職員が必要な場合をいうものであること。
- ウ 任期付職員法第5条第3項の規定においては、同項各号に掲げる部分休業等の承認を受けて勤務しない職員の数と同項の規定により採用する任期付短時間勤務職員の数とは、必ずしも一致しなければならないものではないこと。

2 採用の方法、任期及び任期の更新（任期付職員法第6条、第7条関係）

任期付短時間勤務職員に係る採用の方法、並びに任期及び任期の更新については、第1の2、3及び4と同様であること。

3 勤務条件

(1) 給与

- ア いわゆる非常勤職員が地方自治法第203条により報酬を支給される職員であるのに対し、任期付短時間勤務職員は改正法による改正後の地方自治法第204条により給料及び手当を支給されるものであること。
- イ 任期付短時間勤務職員の給料については、一定の期間に限り特定の業務に従事するという新たな任期付職員との共通性を踏まえ、任期付短時間勤務職員が従事する職務をフルタイムで行うものとした場合の給料月額を第1の5で述べた新たな任期付職員の給料月額の決定方法により定め、これに勤務時間数に応じた割合を乗ずることにより決定することが適当であること。
- ウ 任期付短時間勤務職員に対する手当の取扱いについては、改正法附則第4条により、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当を支給しないこととしており、その他の以下に掲げる生活関連手当及び人材確保のための手当についても支給しないことが適当であること。
- ・扶養手当
 - ・住居手当
 - ・単身赴任手当
 - ・寒冷地手当
 - ・初任給調整手当
 - ・特例的に支給される調整手当（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の4から第11条の7までの規定に相当する手当）
 - ・特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）
- エ 任期付短時間勤務職員は、職員の退職手当に関する条例（案）（昭和28年9月10日自丙行発第49号）第2条に規定する職員に該当しないものであり、退職手当は支給されないものであること。
- オ その他の諸手当に関する規定の整備に当たっては、再任用短時間勤務職員（地公法第28条の5第1項の規定により採用される職員をいう。以下同じ。）の例（期末手当・勤勉手当の支給割合に関する規定を除く。）を参考にされたいこと。

(2) その他の勤務条件

- ア 任期付短時間勤務職員の勤務時間については、週32時間以下で各地方公共団体の条例により定めるべきものであること。
- イ 採用時には、当該任期付短時間勤務職員の勤務時間を明示すること。
- ウ 任期付短時間勤務職員の休暇等については、再任用短時間勤務職員と同様に取り扱われるべきものであること。

4 定数上の取扱い

- ア 任期付短時間勤務職員の職については、地方自治法上、非常勤の職に当たることから、同法第172条第3項の規定により条例で定める定数の対象とはならないが、常勤職員とは区別して、予算編成の過程等を通じてその職員数を別途管理すべきものであること。
- イ 任期付短時間勤務職員制度は、住民サービスの向上やワークシェアリングなどもその目的としていることから、任期付短時間勤務職員の採用が直ちにその業務量に応じた常勤職員の定数の削減につながるものではないが、簡素で効率的な行政体制の確保は重要な課題であり、本制度の導入により行政経費が増高するようなことがないように十分な注意が必要であること。

5 分限及び懲戒並びに服務

(1) 分限及び懲戒

任期付短時間勤務職員の分限及び懲戒については、第1の6(1)と同様であること。

(2) 服務

- ア 任期付短時間勤務職員の服務については、任期の定めのない職員と同様、地公法第3章第6節(服務)の規定、すなわち信用失墜行為の禁止(第33条)、守秘義務(第34条)、職務専念義務(第35条)、営利企業等の従事制限(第38条)等の規定の適用を受けるものであること。
- イ 任命権者による任期付短時間勤務職員に対する営利企業等の従事の許可については、公務に支障を来したり、公務の信用を失墜させたりするなどのおそれがないよう十分留意しつつ、任期付短時間勤務職員の勤務形態等を勘案して必要に応じ弾力的な運用を行うことが可能であること。また、再任用短時間勤務職員に対する制限についても同様に運用して差し支えないものであること。

6 共済制度及び災害補償

(1) 共済制度

任期付短時間勤務職員は、地共済法第2条第1項第1号に規定する職員には該当しないため、地方公務員共済組合の組合員とならないものであること。

(2) 災害補償

任期付短時間勤務職員は、地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政令第274号)第1条第1項第1号の規定により、地公災法第2条第1項第1号に規定する職員として、同法が適用されるものであること。

なお、船員である任期付短時間勤務職員については、船員保険法(昭和14年法律第73号)が適用されるため、地方公務員災害補償法附則第8条第3項の規定により同法による補償は行われなないこと。

(以下 略)

平成 17 年 4 月 1 日

各道府県税務主管部長
東京都総務・主税局長 殿

総務省自治税務局企画課長

地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意事項について

地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進については、平成 17 年 4 月 1 日付け総税企第 79 号「地方税の徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について」（総務省自治税務局長通知）で通知したところですが、平成 17 年 3 月 25 日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進 3 カ年計画」や同年 3 月 29 日に総務省において策定した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」、構造改革特区制度に係る地方団体の提案等を踏まえ、地方団体の事務執行において留意していただくべき事項について、下記のとおり取りまとめましたので、通知します。

今後、この通知内容に沿って、地方税の徴収の合理化・効率化を一層推進していただくようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨をご連絡願います。

記

1 地方税の徴収に関する民間への業務委託の推進

平成 17 年 3 月 25 日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進 3 カ年計画」において、別紙のとおり、地方税の徴収に関する民間開放を一層推進することが盛り込まれたところである。

地方税の徴収率の向上を図ること、滞納や脱税を防止して国民の納税についての不公平感を払拭することなどは、重要かつ喫緊の課題である。このため、地方団体の税務職員自らがこれまで以上に徴収関係の職務に精励することに加えて、徴収業務にノウハウ

を有する民間事業者を活用することを通じて、徴収能力の向上や徴収事務の効率化を図ることを検討していく必要が高まっている。

ただし、納税者に関する情報は、特に慎重に保護することを要する重要な秘密情報であることから、地方税の徴収に関する業務について民間事業者の活用を検討する場合には、個人情報の保護（及び法人関連の秘密情報の保護）に遺漏を生じることがないように、特段の配慮と慎重な取扱いが必要である。このため、民間事業者への業務委託を行う際には、当該業務の内容に応じ、民間委託した業務を徴税吏員の管理下で行わせることや、情報の他用途利用の禁止、委託業務の再委託の禁止を徹底することなどにより、情報の厳正な取扱いが確保されるよう、十分に留意していただきたい。

なお、地方税の徴収に関する事務のうち、相手方の意に反して行う立入調査や差押え・公売等の強制処分などについては、地方税法の規定により、徴税吏員に実施主体が限定されていることから、そのような公権力の行使を包括的に民間事業者に委託することはできないものである。ただし、この規定は、当該公権力の行使に関連する補助的な業務を民間委託することまでを禁じている訳ではないので、ご留意願いたい。

以上のような点を踏まえ、地方税の徴収については、各地方団体の個人情報保護政策との整合性に留意しつつ、民間事業者のノウハウを活用できる業務について、民間への業務委託等を一層推進するよう、ご検討いただきたい。

なお、民間委託が可能な業務の例として、次のようなものが考えられるので、参考としていただきたい。

(1) 公権力の行使に当たらない業務についての民間委託の例

- ・ 滞納者に対する電話による自主的納付の呼びかけ業務
- ・ コンビニエンスストアによる収納業務

(2) 徴税吏員が行う公権力の行使（公売・差押え・督促・立入調査など）に関連する補助的な業務についての民間委託の例

- ・ インターネットオークションによる入札関係業務
- ・ 不動産公売情報の配布・広報宣伝業務
- ・ 公売対象となる美術品等の見積価額算出のための鑑定業務
- ・ 差押動産（自動車、美術品、ワイン等）の専門業者による移送・保管業務
- ・ 納税通知書・督促状等の印刷・作成・封入等の業務
- ・ 調査で収集した軽油の性状分析業務

2 私人への地方税の収納委託（いわゆるコンビニ収納）に係る検査についての留意事項

コンビニエンスストアに対して地方税の収納を委託する地方団体が増加しているが、この収納委託については、地方自治法施行令第158条の2第3項の規定に基づき、受託事業者に対して検査を行うことが必要となる。この検査の実施方法についても、受託事業者の負担軽減の観点から、上記の「規制改革・民間開放推進3カ年計画」に円滑な検査の実施に向けた取り組みが盛り込まれているところである。

この検査の具体的な方法については、法令上の特段の制約は設けられておらず、検査の実効性が確保される範囲内で、各地方団体において、受託事業者との協議等を通じて適切に定めるべきものであるが、次のような点を踏まえて、円滑な制度の運営を図っていただきたい。

- ・ 検査の具体的な方法について、委託契約を締結する段階から、予め当事者間で相談し、合意を得ておくなど、円滑な検査の実施に向けた事前の協議を十分に行うこと。
- ・ 複数の地方団体が同じ事業者に委託している場合においては、関係地方団体が共同で検査を実施することも可能であること。

3 地方税の徴収に係る非常勤職員等の活用

近年、各地方団体において、地方税の徴収に関して非常勤職員の活用が進められているが、非常勤職員が担当することが可能な業務の範囲や、非常勤職員を徴税吏員に任命することの可否については、以下のとおりであるので、非常勤職員等の活用によって徴税コストの低減や徴収率の向上を図る際の参考にしていただきたい。

(1) 非常勤職員（特別職の非常勤嘱託職員）が担当することが可能な業務の範囲

地方税の徴収に関する業務のうち、公権力の行使（地方税法によって徴税吏員が行うこととされているもの）に当たらない業務や、徴税吏員が行う公権力の行使に関連する

補助的な業務については、非常勤職員であっても、担当することが可能と考えられる。

具体的には、督促状の名義人になることや、自らの判断で自分の名において立入調査や差押えを行うことなどはできないが、ア) 滞納者への電話や滞納者宅への訪問を通じて自主的な納税を呼びかけることや、それに応じて納税される場合に当該金銭を収納すること（ただし、金銭の収納については、別途、その非常勤職員を会計職員に任命しておくことが必要。）、イ) 徴税吏員の指示に従って、督促状の作成・発送作業を行うことや徴税吏員が実施する差押え等に同行して補助的な作業に従事すること、などについては、非常勤職員も担当し得るものである。

(2) 非常勤職員（特別職の非常勤嘱託員）を徴税吏員に任命することの可否

特別職の非常勤嘱託職員は、特別職であるため、罰則で担保された守秘義務や厳格な服務規律が適用されない。このため、強力な公権力の行使を担当し、納税者の秘密情報にも深く関わる徴税吏員の業務を担当させることは適当でないことから、徴税吏員への任命はできないものである（なお、一般職の非常勤職員についても、本格的業務を行うことができない職員であると解されていることから、徴税吏員に任命することはできない。）。

このため、これまでは、当該地方団体に勤務していた退職者を、再任用職員や短時間勤務職員として採用（地方公務員法第 28 条の 4 及び第 28 条の 5）し、併せて徴税吏員に任命する方法以外は、「週 3 日」等の短い勤務時間で勤務する職員を徴税吏員に任命することはできない仕組みとなっていた。

これに対し、平成 16 年 6 月に「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」が改正（平成 16 年 8 月施行）され、当該地方団体の退職者以外の者からも、本格的業務に従事することができる短時間勤務職員を、任期を定めて採用することができる制度が創設された。

上述のように、特別職の非常勤嘱託職員（及び一般職の非常勤職員）を徴税吏員に任命することはできないが、この任期付短時間勤務職員制度を活用すれば、当該地方団体の退職者に限らず、幅広い候補者の中から、適任者を「週 3 日」等の勤務形態の短時間勤務職員として採用し、併せて徴税吏員に任命することが可能となっているので、そのようなニーズがある地方団体においては、この制度の活用を図っていただきたい。

4 地方税の徴収率の向上と住民への公表等

三位一体の改革における税源移譲の進展や税負担の公平確保の必要性の高まりに応じて、地方税の徴収率の向上や滞納・脱税の解消は、ますます重要性を増してきている。

平成 17 年 3 月 29 日に総務省において策定した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」においても、こうした観点から地方税の徴収率の一層の向上に取り組むべきことが示されるとともに、行政改革の成果について、他団体と比較可能な指標について公表するなど、住民等にわかりやすく公表することに努めることが要請されている。

そこで、各地方団体におかれては、地方税の徴収率の向上対策に一層積極的に取り組むとともに、取組内容やその成果をわかりやすく公表するよう努めていただきたい。

また、徴収状況に関連するデータの公表に関しては、徴収の実態をできる限り正確に住民等に理解してもらえるように工夫することが望ましいと考えられることから、例えば、時効によって消滅した税債権の金額や、いわゆる不納欠損処理を行った税債権の金額などを従来のデータと併せて公表すること、現年課税分と滞納繰越分の徴収状況を区分して明示すること、等に取り組んでいただきたい。さらに、課税年度ごとに収納状況を追跡して、各課税年度ごとの最終的な徴収率を把握し、そのデータを公表すること、についてもご検討いただきたい。

規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）（抄）
（平成17年3月25日閣議決定）

Ⅱ 措置事項

7 金融関係

オ その他

⑳地方税の徴収の民間開放推進（総務省）

地方税の徴収業務については、徴税率の向上や国民の不公平感を払拭する観点から、徴収業務にノウハウを有する民間事業者を活用することが重要であると考ええる。

したがって、地方税の徴収について、各地方公共団体の個人情報保護政策との整合性に留意しつつ、このような事業者のノウハウを活用できる業務の民間開放を一層推進する。

13 流通・サービス業関係

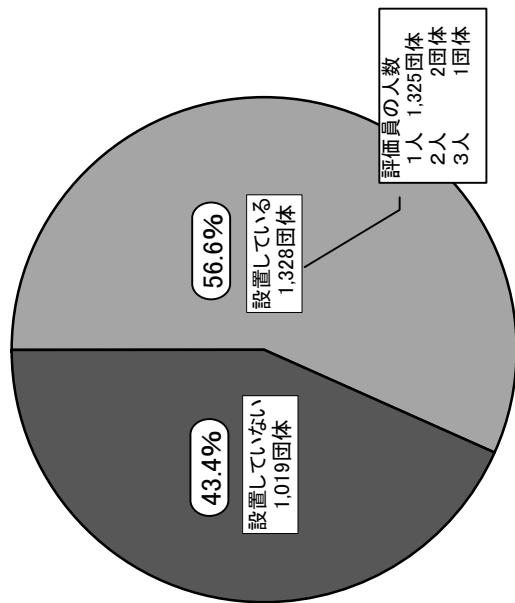
ウ その他

㉑地方自治体のコンビニエンスストア本部および店舗の立ち入り検査の弾力化（総務省）

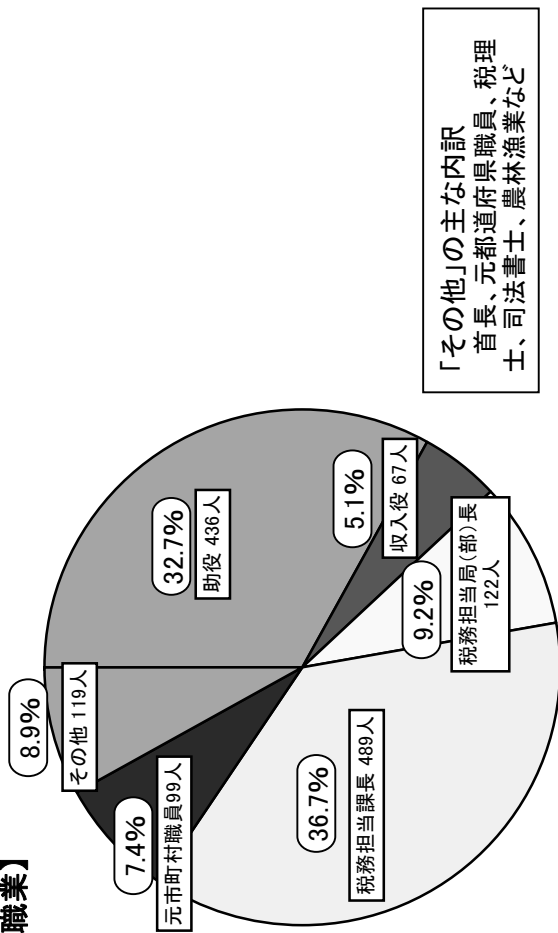
地方自治体の徴収する地方税の収納委託を受けるコンビニエンスストアへの立ち入り検査については、予め検査方法等について双方合意のうえでさだめておくなど、円滑な検査の実施に努めるよう、各地方自治体に対し、周知する。

評価員制度に関する調査結果(平成17年7月1日現在)

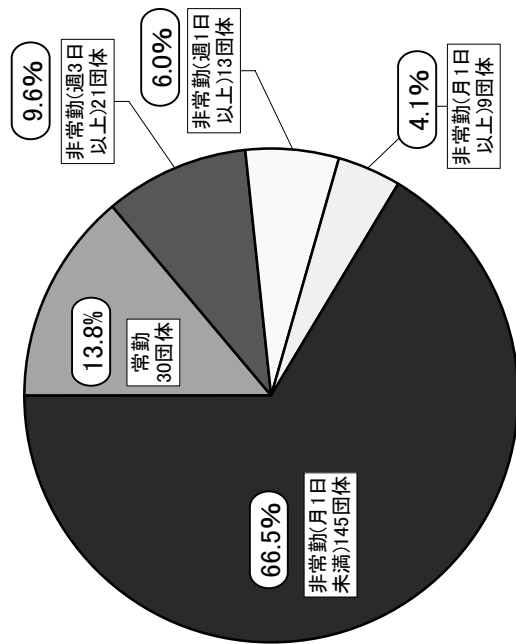
【1. 評価員の設置状況】



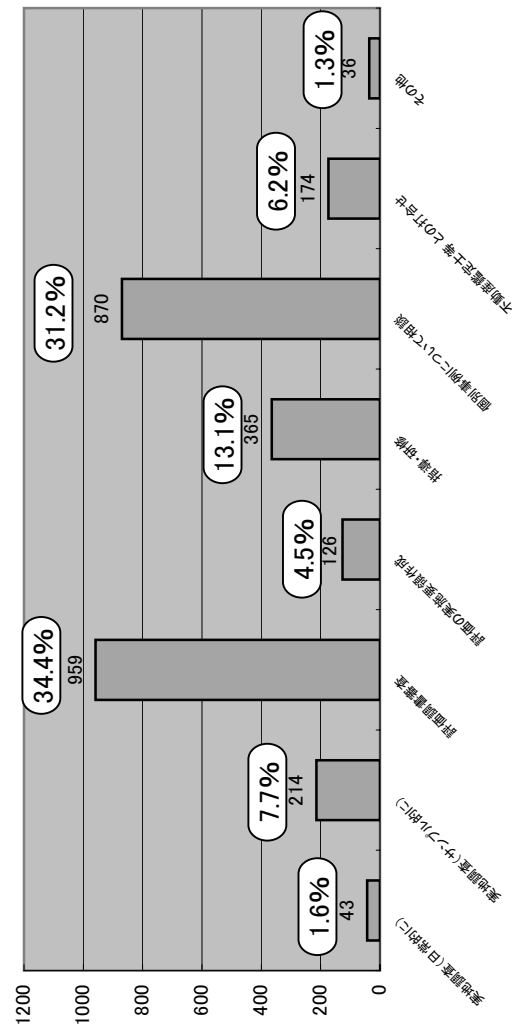
【2. 評価員の職業】



【3. 評価員(元市町村職員、その他)の勤務形態】

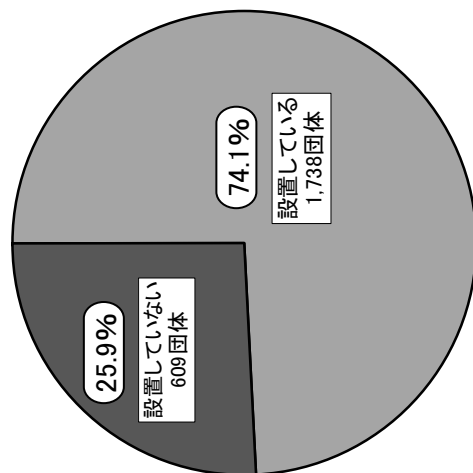


【4. 評価員の業務の内容(複数回答)】

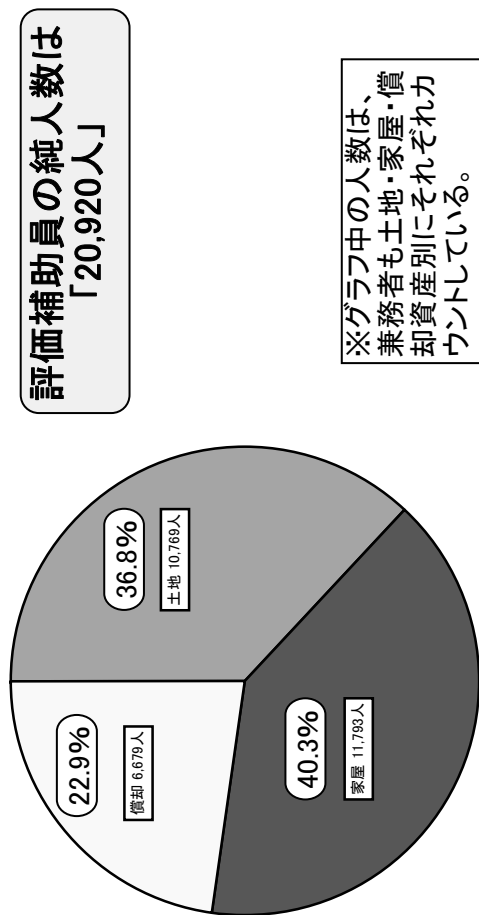


※数値は速報値であり、精査の結果、異動する場合がある。

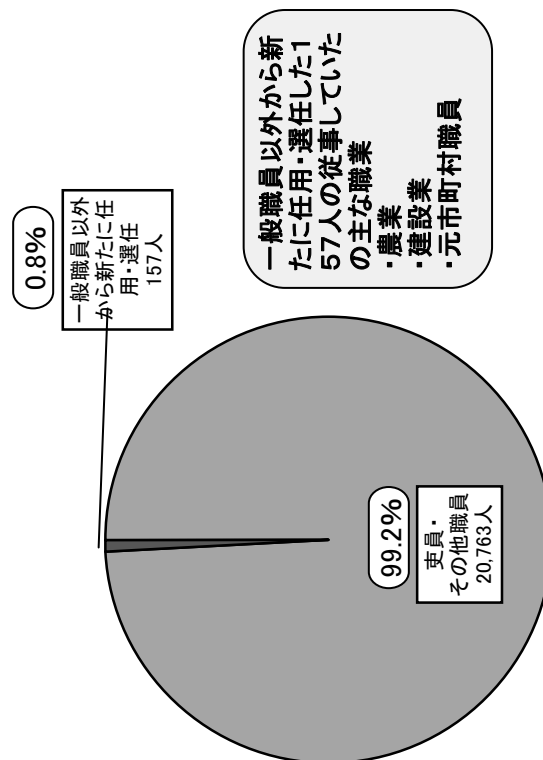
【5. 評価補助員の設置状況】



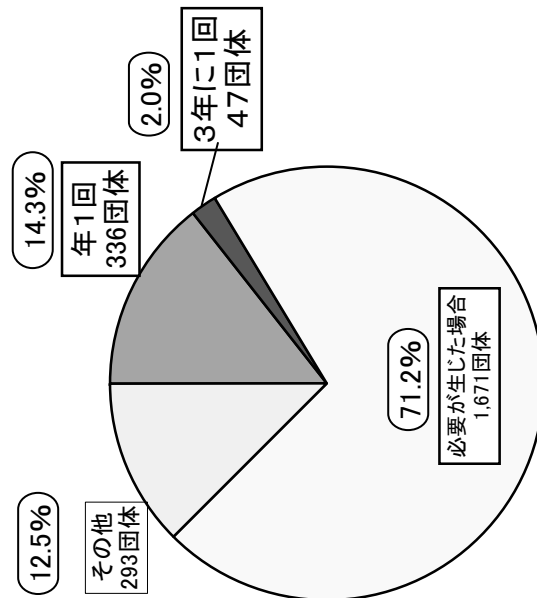
【6. 評価補助員の土地・家屋・償却資産別の人数】



【7. 評価補助員の身分について】

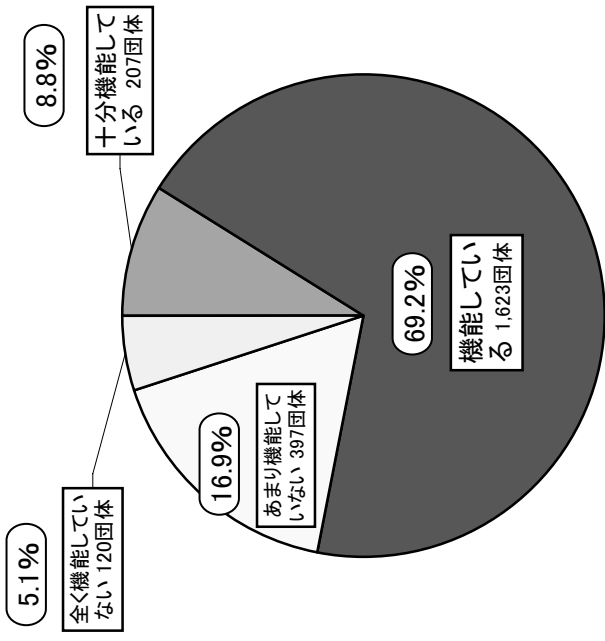


【8. 実地調査の状況】

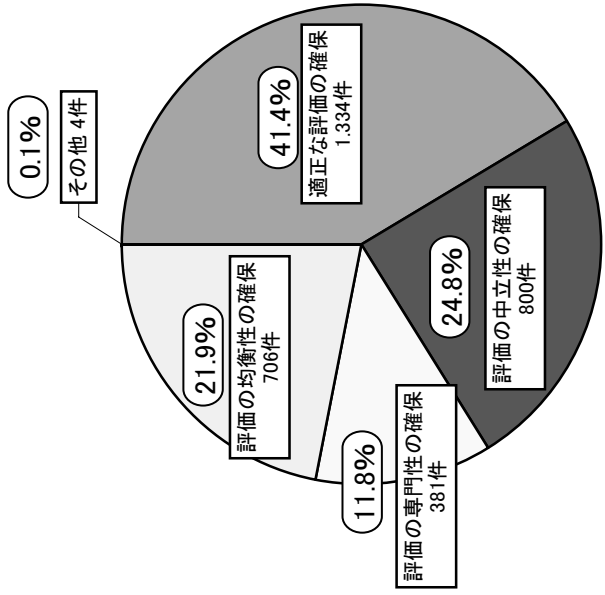


※数値は速報値であり、精査の結果、異動する場合があります。

【9. 現在の評価員・評価補助員制度は機能しているか？】



【10. 十分機能している・機能していると回答した団体の理由（複数回答）】



※数値は速報値であり、精査の結果、異動する場合がある。

【11. あまり機能していない・全く機能していないと回答した団体の主な理由】

- 小規模な市町村では、評価に対する専門的知識、経験を有する者が少なく人材の確保が難しい。
- 固定資産の評価は、実質的には評価補助員である地方公務員の事務職員が行っており、評価員制度が形骸化している。
- 首長・税務担当課長等をあて職で選任しており、専門知識の有無で選任していないため機能していない。
- 市町村税の担当者が評価補助員としているため、人事異動の度に人が変わるため、評価の専門性・均衡性の確保が難しい。
- 評価件数が少なく、担当職員のみで評価可能。
- 設置しなくても業務に特段支障はない。
- 評価員・評価補助員が他の仕事も兼務しているため、評価の仕事に専念できない。
- 税務職員としての職務と区分する必要性を感じない。
- 評価員が事務処理上の決裁権者であるため、評価員としての位置付けが曖昧である。

【12. 固定資産評価の実施体制等に関する改善方策等の主な意見】

- 評価を専門的・広域的に行う機関(評価専門員等)を設置してほしい。
- 定期的な研修等実施、内容の充実、積極的な参加が必要。評価マニュアルの作成。
- 試験を実施し、評価員等を資格制度とする。
- アウトソーシングで実施する。
- 専門職の養成が必要。国税のように地方税担当者も専門職とするべきである。
- 評価員制度の重要性から、設置を義務づけ、位置づけ、任務等を法定化する。
- 固定資産評価の適正性・専門性等備え持つ者を推薦してほしい。

固定資産税制度に関する調査研究

平成19年3月

編 者 財団法人資産評価システム研究センター（略称：評価センター）

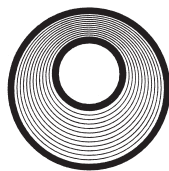
発行者 堤 新二郎

発行所 財団法人資産評価システム研究センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-1-13 葺手ビル8階

Tel.03-5404-7781 Fax.03-5404-2631

（URL <http://www.recpas.or.jp> <http://www.chikamap.jp>）



(財)資産評価システム研究センター